

誰でもできる  
著作権契約  
マニュアル



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

著作権課



この冊子は、令和4年度文化庁委託事業「誰でもできる著作権契約マニュアル」の改訂に関する調査研究」において作成されたものです。検討委員会の委員は以下の方々です。

座 長

今村 哲也 明治大学情報コミュニケーション学部教授

委 員

浅井 健人 一般社団法人クリエイターエコノミー協会事務局長/  
note株式会社法務コンプライアンス室長/弁護士

池村 聡 三浦法律事務所パートナー/弁護士

井奈波朋子 龍村法律事務所パートナー/弁護士

谷川 和幸 関西学院大学法学部准教授

矢内 一正 TBSテレビ ビジネス法務部/TBSホールディングス ビジネス戦略部

事務局

株式会社シー・ディー・アイ（足田正博、箕輪真紀、厚地悟（弁護士））

## はじめに

インターネットに代表される情報技術の進展等によって、著作物の創作又は利用を本来の職業としていない一般の方々が、著作物の提供者あるいは著作物の利用者となる機会が増えました。著作物を提供したり利用したりする際には、当事者どうしで著作物の利用条件やその範囲、著作権の帰属を明確にするために、書面により契約書を取り交わすことが望まれますが、著作権に関する法律知識や契約実務の知識等があまりない一般の方々にとっては、個人のみだけで契約書を作成するのは簡単ではないというのが実情です。

そこで、このマニュアルは、著作権の分野に必ずしも精通しているわけではない一般の方々が、著作権に関する契約書を作成するために必要な知識をできるだけ簡単に習得できるよう、作成したものです。

このマニュアルは、すべての利用場面に共通して必要となる知識を総論としてまとめ（第1章）〈p.1参照〉、また、具体的な利用場面に応じた契約書例（契約書のひな形）を紹介した上で、その契約書例に即した解説を各論（第2章 著作権契約書の作り方〈p.15参照〉／第3章 募集要項の作り方〈p.95参照〉）としてまとめています。

各論の個々の利用場面については、文化庁のウェブサイトで提供している「著作権契約書作成支援システム」〈<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/c-template/>〉に収められている契約書のひな形のパターンと一致するよう工夫していますので、両者を併せてご利用いただくとより効率的に契約書を作成できます。

このマニュアルが、著作権に関する契約を結ぶことのハードルを低くするなど、著作権に関する契約書を作成しようとする一般の方々の一助となれば幸いです。

## このマニュアルについて

昨今のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物の利用形態も多様化しています。従来はある目的のために制作物が制作された場合、それ以外の利用方法を想定する必要はそれほどありませんでしたが、現在はウェブサイトでの提供や電子媒体での配布のように二次利用される場面が増えてきています。

著作物の多様な利用方法が想定される現在、著作物を提供・利用する際には、トラブルを回避するためにも、当事者間で契約内容を明らかにしておくことが重要です。

このような観点から、このマニュアルは、「契約」に慣れていない一般の人どうしの契約を想定して作成しています。以下に、①かつて制作されたものを利用、②新たに制作を依頼、③講演依頼、④実演依頼、⑤作品募集に分けてあなたの立場、対象となっているものごとや場面別にガイダンスを示しましたので、作成したい契約書のひな形に最も近いものを選び、参考にしてください。実際に契約書として利用する場合は、内容をよく理解した上で、個々の利用状況に応じて文言を追加修正してください。

### ▶ かつて制作されたものを利用

#### クリエイター（権利者）

かつてあなたが制作したものを  
利用させてほしい  
という申し出  
を受けた

#### クリエイターと契約 したい人（利用者）

制作したクリエイターに  
その制作物を  
利用させてほしい  
と依頼する

ウェブ記事、  
論文、小説、脚本、  
詩歌、俳句、  
かつておこなった講演、  
ウェブサイトのデザイン、  
印刷物のデザイン、本の装丁、  
イラスト、グラフィック、  
絵画、版画、書、  
漫画、  
彫刻、  
舞台美術、舞台衣装、  
美術工芸品、  
写真、グラビア、  
自作の楽曲（楽曲を伴う歌詞）、  
劇場用映画、テレビドラマ、  
ネット配信動画（UGCサイトやSNS）、  
ビデオソフト、ゲームソフト、  
コマーシャルフィルム、  
演劇、  
舞踊、ダンス、バレエ、振付、  
オペラ  
など

第2章  
第9節 既存の原稿（エッセイ、  
詩、小説など）やイラスト、写  
真、自作の楽曲・映画、舞踊  
（ダンス）・無言劇などの利用  
許諾（p.87）  
をご覧ください。

## ▶ 新たに制作を依頼

### クリエイター（権利者）

制作 を依頼された

ウェブ記事 など

論文、小説、脚本 など

詩歌、俳句 など

第2章  
第3節 原稿の執筆 (p.32)  
をご覧ください。

### クリエイターと契約 したい人（利用者）

制作 を依頼する

ウェブサイトのデザイン など

印刷物のデザイン、本の装丁 など

イラスト、グラフィック など

絵画、版画、書 など

漫画 など

彫刻 など

舞台美術、舞台衣装 など

美術工芸品 など

第2章  
第4節 イラストの作成（ポスター・パンフレットなどの作成）  
(p.41)  
をご覧ください。

写真、グラビア など

第2章  
第6節 写真の撮影 (p.59)  
をご覧ください。

楽曲や楽曲を伴う歌詞 など

第2章  
第7節 音楽の作成 (p.68)  
をご覧ください。

劇場用映画、テレビドラマ など

ネット配信動画（UGCサイトやSNS）

ビデオソフト、ゲームソフト など

コマーシャルフィルム など

第2章  
第5節 ビデオ（会社のイメージ映像、社員研修用の映像等）の作成  
(p.50)  
をご覧ください。

演劇 など

舞踊、ダンス、バレエ、振付 など

オペラ など

第2章  
第8節 舞踊、無言劇の制作  
(p.78)  
をご覧ください。

## ▶ 講演依頼

### クリエイター（権利者）

講演 や セミナー を依頼された

第2章  
第1節 講演・パネルディスカッション・座談会 (p.17)  
をご覧ください。

### クリエイターと契約したい人（利用者）

講演 や セミナー を依頼する

## ▶ 実演依頼

### クリエイター（権利者）

演奏会での実演 や 演劇の上演 を依頼された

### クリエイターと契約したい人（利用者）

演奏会での実演 や 演劇の上演 を依頼する

第2章  
第2節 演奏会・上演会など  
における実演 (p.25)  
をご覧ください。

## ▶ 作品募集

### 募集要領を作りたい主催者

作品を募集 する

主催者が利用することを前提として  
公募するもの  
(作品のジャンルは問わない)

第3章  
第1節 主催者が利用するイ  
ラストなどの公募 (p.97)  
をご覧ください。

展覧会、発表会、コンクール、  
コンテスト など  
(作品のジャンルは問わない)

第3章  
第2節 展示会、発表会、コン  
クールなどの作品募集  
(p.104)  
をご覧ください。

「著作権契約書作成支援システム」では、画面の案内にしたがって項目を入力・選択することで、著作権等に関する契約書のひな形を作成することができます。併せてご覧ください。

▶ 著作権契約書作成支援システム <<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/c-template/>>

## 目次

第1章 総論 .....	1
1. 契約、契約書について	
2. 契約書に定められる条項の一例	
3. 著作権の基礎知識	
4. 著作権契約について	
第2章 著作権契約書の作り方 .....	15
第1節 講演・パネルディスカッション・座談会.....	17
1. 対象	
2. 契約書例	
3. 契約書作成の留意点	
第2節 演奏会・上演会などにおける実演 .....	25
1. 対象	
2. 契約書例	
3. 契約書作成の留意点	
第3節 原稿の執筆 .....	32
1. 対象	
2. 契約書例	
3. 契約書作成の留意点	
第4節 イラストの作成（ポスター・パンフレットなどの作成） .....	41
1. 対象	
2. 契約書例	
3. 契約書作成の留意点	
第5節 ビデオ（会社のイメージ映像、社員研修用の映像等）の作成.....	50
1. 対象	
2. 契約書例	
3. 契約書作成の留意点	
第6節 写真の撮影 .....	59
1. 対象	
2. 契約書例	
3. 契約書作成の留意点	
第7節 音楽の作成 .....	68
1. 対象	
2. 契約書例	
3. 契約書作成の留意点	



第8節 舞踊、無言劇の作成.....	78
1. 対象	
2. 契約書例	
3. 契約書作成の留意点	
第9節 既存の原稿（エッセイ、詩、小説など）やイラスト、写真、 自作の楽曲・映画、舞踊（ダンス）・無言劇などの利用許諾 .....	87
1. 対象	
2. 契約書例	
3. 契約書作成の留意点	
第3章 募集要項の作り方.....	95
第1節 主催者が利用するイラストなどの公募.....	97
1. 対象	
2. 募集要項例	
3. 募集要項作成の留意点	
第2節 展示会、発表会、コンクールなどの作品募集.....	104
1. 対象	
2. 募集要項例	
3. 募集要項作成の留意点	



# 第 1 章 総論

## 1 契約、契約書について

著作権に関する契約を解説する前に、契約とはどういうもので、何のために必要なのかを知っておきましょう。

契約とは、法的な拘束力をもった合意のことです。当事者どうしの意思が合致すれば成立するため、口頭でも成立します。契約が成立した場合、お互いに合意した内容を守る義務が発生します。

口頭でのやり取りだけでは、後から「言った言わない」のトラブルとなる可能性があります。このことから、口頭でのやり取りだけではなく、合意の内容を文書に書き留め、合意のエビデンスとして残しておく方が後々のトラブルを防ぐことにもなります。

「契約」に関する重要なポイントは、次のとおりです。

### (1) 「契約」の意味

契約とは、法的な拘束力をもった合意のことです。

契約が成立した場合、お互いに合意した内容を守る義務が発生します。

### (2) 「契約」が成立するためには

契約は、当事者の意思の合致で成立するため、原則として、口頭での約束や、メールのやり取りで約束した場合でも成立します。なお、連帯保証契約など、書面によるものであることが契約成立の要件となっているものもあります。

### (3) 「契約」の内容

契約の内容は、原則として当事者間で自由に定めることができます。もっとも、公序良俗（民法第90条）に反するなど、法律上、強行法規として定められた規定に反する合意内容は無効となる場合があります（以下の「**●コラム● 関連する法令について**」をご参照ください。）。

### (4) 「契約書」を作成する意味、目的

契約は口頭でも成立しますが、口頭での約束は、のちに「言った言わない」のトラブルになる可能性があります。

契約書にお互いが合意した内容を明記しておくことで、合意した内容について「言った言わない」のトラブルになることを防ぐことができます。また、この書面は、仮にあとでトラブルとなった際にも、合意の成立やその内容についての客観的な証拠となります。

法律上、契約書に当事者の署名又は押印があれば、原則として、契約書が「真正に成立したものと推定する」（民事訴訟法第228条第4項）こととなっています。したがって、契約書への署名押印は、内容をしっかり確認した上で、慎重に行いましょう。

なお、契約書の表題は、「確認書」でも、「合意書」でも、「契約書」でも問題ありません。表題を何にするかよりも、お互いの合意した内容がきちんと明記されていることが大切です。

### ●コラム● 電子契約について

電子契約とは、明確な法的定義があるわけではなく、広く、紙（書面）ではなく、電磁的な記録（データ）によって締結される契約を含む概念です。メール上のやりとりで合意が成立する場合や、ネットオークションなどで物品を購入する場合も電子契約といえます。電子契約であっても、当事者どうしの意思が合致していると評価される限り、有効な契約となります。

上記のとおり、書面の契約書に署名又は押印をすれば、契約書が真正に成立したものと推定されます（民事訴訟法第228条第4項）。この点で、従前は、電磁的記録による署名等が書面による署名と同様の効果を持つといえるのかが問題でしたが、平成13年4月に施行された電子署名法により、電磁的記録（電子文書等）による署名（電子署名）が、書面による署名と同様の法的効果を持つための条件が定められました。それにより、同法に定める要件を充たす電子署名がなされた電磁的記録（電子文書）は、署名がなされた書面の契約書同様、「真正に成立したものと推定」されることとなりました。

### ●コラム● 関連する法令について

契約を締結するときには、契約に関する基本法である民法以外にも、関連する法令の規定を踏まえる必要があります。以下、一般的な契約書を作成する場面で関連することの多い法令を紹介します。

#### ① 下請法（下請代金支払遅延等防止法）

親事業者による下請事業者に対する優越的地位の濫用と評価されるような各種行為を取り締まる法律です。例えば、下請事業者に責任がないにもかかわらず、親事業者が一方的に下請価格を下げることが禁止されたり、物品等を受領した日（役務提供委託の場合は役務が提供された日）から60日以内の定められた支払期日までに下請代金を支払わなければならないといったことが定められています。

下請法は強行法規とされており、下請法に違反するような条項は、たとえ当事者間の契約で合意されていても、無効となることがあります。

下請法に関しては、中小企業庁サイト「下請代金支払遅延等防止法」ページでわかりやすく解説されていますのでご参照ください。<<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/daikin.htm>>

#### ② 独占禁止法

自由経済社会において競争が正しく行われるために、事業者による公正かつ自由な競争が阻害されるような行為等を禁止する法律です。例えば、いわゆるカルテルや談合等不当に取引を制限する行為や、市場において有力な地位にある事業者がその優越的地位を利用して取引の相手方に一方的に不当な不利益を与える行為等が規制されています。

#### ③ 労働法関連

労働者の権利を保護するため、労働基準法や労働契約法等が定められており、労働条件や労働契約に関して最低限かつ基本的なルールが法定されています。労働基準法は強行法規とされており、当事者間で労働基準法の基準を下回る合意をしても無効となります。

特定の仕事を依頼する場合、通常は雇用関係とはなりません。当事者間に使用従属関係等があれば、契約書上「業務委託契約」等の表記になっていても、実質的に雇用契約であると判断され、労働基準法等が適用される場合があります。

## 2 契約書に定められる条項の一例

第2章 <p.15参照> 以下で具体的な契約書のモデルを記載していますが、その他、契約書に定められる条項の一例をご紹介します。

### (1) 費用に関する条項

契約で定められた義務（業務）を遂行するために要する費用をどちらが負担するかに関する条項です。民法上、義務を履行するために必要な費用は原則として業務を受託した側の負担となります。仕事の完成を目的とする請負契約の場合も、原則として請け負った側の負担となります。もっとも、準委任契約の場合には、逆に、業務を依頼した側の負担となります。このように業務を遂行するための費用の負担者は、法律上、契約類型によって異なる規定となっており、必ずしも契約当事者間で共通認識となっているわけではないと思われますので、事後的なトラブル防止のために、事前に契約書で定めておくことが有益です。下記のような条項に加え、さらに細かく、精算方法（費用発生の都度、精算するのか、いったん立て替えたうえで業務終了後に精算するのか等）を定めておく場合もあります。

#### 規定例

##### 第〇条（費用負担）

本件業務の遂行に要する交通費、宿泊費その他諸経費等の実費は、〇が負担するものとする。当該実費の精算方法については、甲と乙が別途協議して決定する。

### (2) 契約期間に関する条項

契約期間を定めておくことで、いつまでこの契約に拘束されるかが明確になります。以下の例文における「ただし書」のように定めた場合は、書面で申し出がなければ、同一条件で契約がさらに1年間継続し、それ以降も同様に継続することになります。

#### 規定例

##### 第〇条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による申し出がない場合、本契約は同一条件でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

### (3) 中途解約に関する条項、不可抗力条項

契約は、いったん成立した場合、契約違反等がない限り、原則として一方的に終了させることはできませんので、注意が必要です。

しかし、契約途中でも契約を終了することができる条項を設けることはありえます。なお、同趣旨から、不可抗力の事態が生じた場合に契約を終了させることができる条項を設けることもあります。

#### 規定例

##### 第〇条（中途解約）

甲及び乙は、相手方に対し30日前までに書面により通知することによって、いつでも本契約を解約することができる。

#### 規定例

##### 第〇条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、津波、暴風雨、洪水その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ、悪疫流行、争議行為、法令の制定・改廃、その他不可抗力によって本契約の全部又は一部の履行が不能となった場合には、甲乙協議の上で、本契約を解約することができる。

#### (4) 契約変更に関する条項

いったん成立した契約内容を一方的に変更することはできません。契約内容を変更する場合には、当事者間の合意が必要になります。変更の合意をする場合も口頭で成立しますが、「言った言わない」の水掛け論になる可能性がありますので、トラブルを防止するために、変更合意をする場合には、書面で行わなければならない旨を定めることがあります。

#### 規定例

##### 第〇条（契約変更）

本契約の修正・変更は、甲乙間の書面による合意がない限り、その効力を生じない。

#### (5) 契約解除に関する条項

法律上、相手方が、契約で定められた期限までに義務を果たさない場合に、相当の期間を定めて義務を果たすように求め、その期間内に義務が果たされない場合には、契約を解除することができます（民法第541条以下）。その他、以下の例文のように、解除することができる事由を契約書で定めるともできます。なお、契約が「解除」された場合、初めから契約がなかったものとみなされ、当事者双方において、受領物や金銭の返還などの義務（原状回復義務）が発生します。

#### 規定例

##### 第〇条（契約解除）

甲及び乙は、相手方に次の各号のいずれか一つに該当する事由が生じたときは、相手方に事前に催告することなく本契約を直ちに解除することができる。

- ① 財産状態が悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ② 本契約に定める条項につき重大な違反があったとき
- ③ その他本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

※ その他、「破産申立てをされた又は破産申立てをした場合」等を解除事由とすることもあります。

## (6) 秘密保持に関する条項

契約内容を第三者に開示されたくないような場合、双方に秘密保持義務を課す条項を設けることがあります。

### 規定例

#### 第〇条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約の内容及び本契約の履行に関連して知り得た相手方の秘密情報について、本契約の有効期間中はもとより本契約の終了後も、相手方の事前の書面による承諾がない限り、本契約の履行以外の目的に使用せず、かつ、これを第三者に開示・漏えいしてはならない。

## (7) 契約上の地位や権利義務の移転・譲渡を禁止する条項

契約上の地位や権利義務は、原則として自由に移転・譲渡することができますが、著作権契約の場合、著作権者から了解を得て著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、第三者に譲渡することができないとされています（著作権法第63条第3項）。もっとも、「著作物を利用する権利」以外にも含め契約上の権利一切の譲渡を禁止すると定めることも可能です。

### 規定例

#### 第〇条（権利義務の移転・譲渡の禁止）

甲及び乙は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利及び義務を、相手方の書面による承諾がない限り、第三者に移転し、もしくは譲渡してはならず、又は担保の用に供してはならない。

## (8) 合意管轄に関する条項

契約に関して裁判になった際にどこの裁判所で審理をするかという点についての決まりを「管轄」といいます。法律上、事件の種類等に応じて管轄に関する規定が設けられていますが、下記のように、当事者間の合意により、契約に関する裁判を指定された裁判所でのみ審理することとする旨を定めることも可能です。合意管轄に関する条項には、法律で定められた管轄裁判所に加えて指定した裁判所での審理も可能とする条項（付加的合意管轄）や、指定された裁判所でのみ審理が可能となり、それ以外の裁判所での審理を認めない条項（専属的合意管轄）があり、下記条項は、専属的合意管轄に関する条項です。

### 規定例

#### 第〇条（専属的合意管轄）

本契約に関して甲乙間に生じた一切の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

その他、損害が発生した場合の損害賠償額をあらかじめ定める条項や、国際的な契約の場合にどの国の法律を適用するか（準拠法）に関する条項等を設けることもあります。



### 3 著作権の基礎知識

あなたはいま著作権契約をしようとしているわけですが、そもそも著作権とはどういう権利で、どういう考え方に基づくものか、基本的なことからまずは知っておきましょう。

(1) 以下で述べる著作権の対象となるものを、「**著作物**」といいます。「著作物」とは、人間の考えや気持ちを創作的に表現したものをいうとされています。抽象的なアイデアは含まれず、小説、絵画、音楽、イラスト等具体的に表現されたものである必要があります。

(2) 著作物を創作した人を「**著作者**」といいます。原則として、著作者が著作権を有しています。

創作者以外に著作権が認められる場合として、「**法人著作・職務著作**」や「**映画製作者**」があります。

「法人著作・職務著作」とは、著作物を職務として創作した場合に、その著作物の著作権が、創作者ではなく創作者の雇用主等に帰属する場合です（著作権法第15条）。

「映画製作者」とは、映画の著作物の製作に「発意と責任」を有する者をいいます（著作権法第2条第1項第10号）。著作権法上、映画の著作者は「制作、監督、演出、撮影、美術等を担当して映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」であると定められていますが（著作権法第16条）、当該著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、映画の著作権は、当該映画製作者に帰属することになります（著作権法第29条第1項）。

(3) 「**著作権**」には、大きく分けて、「**財産権としての著作権**」と、「**著作者人格権**」という2つの権利内容があります。

#### ① 財産権としての著作権

他人に無断で著作物を利用されない権利を中心とし、主に次表の各権利を内容とするものです。これらの財産権としての著作権は他人に譲渡することができます。したがって、例えば、「著作者」が財産権としての著作権を他人に譲渡した場合、「著作者」であっても著作権を有せず、「著作者」ではなくても著作権を有することがあります。

著作物を次のように利用する場合、原則として、著作権を有する者（著作権者）の許諾が必要となります。なお、例外的に許諾が不要な場合が法定されていますので、この点についての詳細は文化庁のサイトをご参照ください。

※ 著作権制度の概要「著作物が自由に使える場合」

<[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu\\_jiyu.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html)>

著作者の権利（財産権としての著作権の主な内容）

複製権	著作物をコピー（複製）すること
上演権・演奏権	著作物を公に上演又は演奏すること
上映権	著作物を公に上映すること
公衆送信権等	著作物を放送や有線放送、インターネット配信等、公衆に送信すること
口述権	言語で表現された著作物を公に朗読（口述等）すること
展示権	美術や写真の著作物を公に展示すること
譲渡権、貸与権、頒布権	著作物を譲渡・貸与により公に提供すること
翻訳権・翻案権等（二次的著作物の創作権）	著作物を翻訳、編曲、変形、脚色、映画化などによって「二次的著作物」を創作することに関する権利です。「二次的著作物」とは、既存の著作物に対して新たな創作を加えて制作された著作物をいいます。例えば、二次元のアニメキャラクターを立体化してフィギュア人形をつくることや、日本語の小説を英語に翻訳することです。
二次的著作物の利用権	「二次的著作物」を第三者が利用する場合に関する権利です。例えば、小説を映画化した映画（二次的著作物）をDVDで販売する場合、映画の著作物（二次的著作物）の著作権者のほか、小説（原著物）の著作権者にも了解を得る必要があります。

② 著作者人格権

著作者人格権とは、著作者のみが持っている、著作者の精神的利益を守る権利です。財産権としての著作権とは異なり、譲渡や相続の対象となりません。著作権が移転しても著作者人格権は移転しません。

例えば、著作者は、たとえ著作権を譲渡（移転）した場合であっても著作者人格権の内容の一つである「著作物を無断で改変されない権利」（同一性保持権）を持っています。財産権としての著作権を譲渡された者であっても、著作者の了解なくその著作物を修正したり、他の者に修正を依頼することはできません。

なお、利用者に自由に使わせる必要がある場合などは、著作者人格権を行使しない旨を規定する例も見受けられます。この場合、著作者としては、依頼者が著作物を改変、修正した場合や著作者の氏名を表示しなかった場合でも異議を述べるできないといった不利益が生じるため注意が必要です。

著作者の権利（著作者人格権の主な内容）

公表権	著作物を公表するかしないか、公表する場合いつ公表するか等について決める権利
氏名表示権	著作物を公表するときに、著作物に自分の氏名やペンネーム等を表示するかしないか決める権利
同一性保持権	著作物を勝手に改変されない権利

(4) 著作物を他人に伝達するうえにおいて重要な役割を果たしている人は、著作者ではありませんが、著作者と類似の権利が認められています。

例えば、映画における俳優、ダンスにおける舞踊家、音楽における歌手、楽器演奏者、指揮者など「**実演家**」と呼ばれる人や、レコード製作者や放送事業者がこれにあたります。このような人たちに認められる権利を「**著作隣接権**」といいます。

以下では、「実演家」に認められる権利を紹介します。著作物について、「実演家」がいる場合で、以下の著作隣接権の内容で利用する場合には、「実演家の許諾を得る必要があります」。「実演家」には、「著作者人格権」と類似の「**実演家人格権**」という権利も認められています。ただし、著作権法上、実演家の許諾を得て映画の著作物（劇場上映用以外の映像作品も含みます）に録音・録画された場合、その後の利用に関する実演家の権利は、原則として制限されます。したがって、最初に録音・録画するときの契約内容が重要です。これを、最初の1回の契約でその後の利用までを念頭においた契約条件を決めておく必要があるという意味で「**ワンチャンス主義**」とすることがあります。

#### 実演家の権利

著作隣接権	録音権・録画権	実演を録音・録画すること
	放送権・有線放送権	実演を放送・有線放送すること
	送信可能化権	実演をインターネットなどで自動的に公衆に送信できる状態にすること
	譲渡権	実演の録音物又は録画物を公衆に譲渡すること (いったん譲渡された実演の録音物又は録画物のその後の譲渡には権利が及びません)
	貸与権	商業用レコードを貸与すること（最初に販売された日から1年に限ります）
	放送の二次使用料を受け る権利	商業用レコードが放送や有線放送で使用された場合の使用料を受けること
	貸レコードについて報酬 を受ける権利	1年を経過した商業用レコードが貸与された場合に、貸レコード事業者から報酬を受けること
実演家人格権	氏名表示権	実演に名前を付すかどうかを決める権利
	同一性保持権	実演を名誉・声望を害する形で改変されない権利

#### (5) 保護期間

著作物は、原則として著作者の生前及び著作者が死亡してから70年間（団体の場合、公表後70年間）保護されます。

※ 1967年以前に亡くなった方の著作権の存続期間は2017年に消滅しています（当時は50年間でした）が、1968年以降に亡くなった方の著作権の存続期間は2037年までありますから、権利を相続している遺族の方又は譲受人の許諾が必要となります。

## 4 著作権契約について

著作権に関する契約をする際の留意点は次のとおりです。

### (1) 著作権に関する契約の種類

著作権に係る契約類型としては、次のような類型が想定されます。

#### ① 著作物の制作依頼を内容とする契約 —— 請負契約

著作物の制作という「仕事の完成」を目的とする契約であり、仕事を請け負った側は、依頼を受けた著作物を完成させる義務を負い、依頼した側が、その対価として報酬を支払う義務を負います。

#### ② 既に存在する著作物の著作権を譲渡する契約 —— 著作権譲渡契約

既存の著作物の著作権を譲渡する契約です。

#### ③ 既に存在する著作物の利用許諾を内容とする契約 —— 利用許諾契約

既に存在する著作物について、著作権を譲渡するのではなく、利用方法を定めて、その利用方法に限定して利用を認める契約です。

### (2) 著作権を取得する場合には個別の合意が必要です。

著作物、例えば絵画を購入した場合、絵画の「所有権」を取得しますが、それで絵画に対する「著作権」を取得することにはなりません。著作権と所有権は異なる権利ですから、著作権を取得したい場合には、所有権の取得とは別に、著作権譲渡について合意をする必要があります。

### (3) 著作権を譲渡する契約を締結する場合（著作権譲渡契約）は、譲渡する対象を明確にしましょう。

著作物の制作を依頼した場合であっても、完成した著作物に関する著作権を取得したわけではありませんので、制作を依頼した側が著作権を取得するためには、契約において、「完成した著作物の著作権は制作を依頼した側に帰属する」というように合意しておく必要があります。

著作権は、全部、又は一部分だけでも譲渡することができます。二次的著作物に関する権利を含め著作権の全部を譲渡する場合には、以下の規定例のように「著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む」とその旨を明記する必要があります。著作権法第27条に規定する権利とは、二次的著作物を創作する権利であり、第28条に規定する権利とは二次的著作物を利用する権利です。明記しない場合、二次的著作物に関する権利は譲渡の対象ではないと推定されます（著作権法第61条第2項）。

#### 規定例

##### 第○条（著作権譲渡）

甲は乙に対し、本契約の締結日をもって、本著作物に関するすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を譲渡する。

(4) 著作権を譲渡するのではなく、著作物の利用を許諾する契約を締結する場合には（著作権利用許諾契約）、認める利用方法を明確にしましょう。

例えば、自動公衆送信（インターネット配信）のみを認める場合には、その旨を明記するなど、事後的なトラブルを防止するために、どのような利用方法を認めるかを明確にしましょう。また、特定の契約相手にのみ独占的に利用を認める場合には、「相手に対して独占的な利用を認める」旨を明記しましょう。その際、利用を認める期間や地域を定めることも重要です。

### ●コラム● インターネットと著作権について

インターネットの発達により、一般の人々が簡単に情報を取得、発信することができるようになりました。しかし、うっかりすると第三者の著作権を侵害する場合があります。

例えば、ウェブサイトが文章、写真、イラストなどの著作物で構成されている場合があります。そのため、ウェブサイト上の文章や写真等を利用するときは、それぞれの著作物の著作者の許諾が必要となり、無断で利用すると、第三者の著作権や著作者人格権を侵害する結果となる可能性があります。

また、SNSの利用が広がっている現在、SNSの投稿に際して、意図せず、第三者の著作物を無断で公開するなどして第三者の著作権や著作者人格権を侵害する結果となる可能性もあります。

インターネットで公開されているものの利用やSNSでの投稿は、著作権とは関係がないと思ってしまうかもしれませんが、そうではなく、場合によっては第三者の著作権を侵害する可能性がありますので、十分な注意が必要です。

### ●コラム● 近時のテクノロジーの発展と著作権 ～デジタルコンテンツとNFTについて

デジタルコンテンツも取引の対象となりますが、デジタルコンテンツはコピーが容易であること等から、取引対象としての唯一性の担保に難しさがありました。

この点、デジタルコンテンツがNFT (Non-Fungible Token) に紐づけられることによって、デジタルコンテンツの来歴が証明されると、そのデジタルコンテンツに唯一性、希少性が生まれ、デジタルコンテンツに付加価値が付与されます。このような特徴があるため、デジタルコンテンツと紐づけられたNFTが取引の対象となり、デジタルコンテンツのNFT市場が生まれています。テクノロジーの発達は、新たな市場を構築していますが、著作権の取引に関して以下のような留意点があります。

もともとデジタルコンテンツは、著作物性が認められる限り、そのコンテンツの創作者に著作権が発生します。他方で、NFTとは、特定のデジタルコンテンツを紐付けてコード化されたデータ（メタデータファイル）であり、デジタルコンテンツそのものではありません。そのため、取引対象であるNFTを市場で購入することが、ただちにデジタルコンテンツに対する著作権の譲渡や利用の許諾を受けたことを意味するわけではありません。しかし、その点に関する当事者間の共通認識がないと、デジタルコンテンツに紐づけられたNFTの購入者が、そのデジタルコンテンツの著作権も譲渡された、又は利用できる権利を得たと考え、そのデジタルコンテンツの創作者の著作権を侵害してしまうこととなります。

NFTの取引にどのような法的な意味合いが付与されるのかは通常の契約同様、当事者間の合意内容によることとなりますが、NFTがプラットフォームを介して取引される結果、当事者間での明確な合意がないまま、取引が行われていることがあります。その結果、そのデジタルコンテンツに対する著作権の帰属に関して、取引当事者間で共通認識が形成されず、そのデジタルコンテンツの利用に絡むトラブル事例が生じています。

NFT取引に関しては、取引プラットフォームの規約を確認し、NFTの購入にどのような意味が含まれ、そのデジタルコンテンツをどのような方法で利用できるのかを確認するなど、デジタルコンテンツの創作者との間で事後的なトラブルとならないよう留意することが必要です。

## ● お役立ちサイト ●

著作物の創作を行うクリエイターや実演家とその利用者（契約に慣れていない一般の人どうし）が契約を行う上で参考になるサイトを、本文に記載したものを含め、以下にまとめましたのでご参照ください。

### 〈著作権関連〉

- ・文化庁 著作権契約書作成支援システム  
<<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/c-template/>>  
画面の案内にしたがって項目を入力・選択することで、誰でも簡単に著作権等に関する契約書の案（ひな形）を作成することができます。
- ・文化庁「著作権テキスト」（令和4年度版）  
<[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93736501\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93736501_01.pdf)>  
目次 <<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/93726501.html>>  
著作権法の解説書です。入門書として読みやすいものとなっています。
- ・文化庁 著作権Q&A —教えてぶんちゃん—  
<[http://saiteiseido.bunka.go.jp/chosakuken\\_qa/](http://saiteiseido.bunka.go.jp/chosakuken_qa/)>  
著作権に関する様々な疑問について、著作権制度における基本的な考え方をQ&A形式で掲載しています。
- ・文化庁 著作権全般  
<<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>>  
著作権に関するトップページです。お知らせと施策・事業一覧等を掲載しています。

### 〈創作活動関連〉

- ・文化庁（文化芸術活動の基盤強化）「芸術家等の基礎知識」  
<[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/kibankyoka/kisochishiki/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/kisochishiki/index.html)>  
文化芸術分野で活動される方々が「個人で活動する」ために必要な知識についてまとめられています。個人を守るために活用できるさまざまな法律の説明や、社会保障制度、相談窓口等が掲載されています。
- ・「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」（令和4年7月）  
<[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunka\\_geijyutu\\_bunya/pdf/93742601\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunka_geijyutu_bunya/pdf/93742601_01.pdf)>  
文化芸術分野の契約のひな形やその解説などが掲載されています。
- ・文化庁委託事業「フリーランスアーティスト・スタッフのための契約ガイドブック」（令和5年2月）  
<[https://precog-jp.net/wp-content/uploads/2023/02/contractguidebook\\_precog.pdf](https://precog-jp.net/wp-content/uploads/2023/02/contractguidebook_precog.pdf)>  
さまざまな芸術分野で、フリーランスのアーティストやスタッフとして活動する方々が、安全に、安心して仕事をするために、契約を「学び」「理解し」「締結する」ことができるようにサポートするためのガイドブックです。

### 〈契約関連〉

- ・ 中小企業庁 下請代金支払遅延等防止法

<<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/daikin.htm>>

企業から発注をうけてコンテンツを創作する場合など、下請事業を行う場合に適用される「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」においては、書面の交付義務、支払期日を60日以内とする義務、買いたたきを禁止するなどが定められています。その概略が一目でわかるようにまとめられています。

- ・ 公正取引委員会 各種パンフレット

<<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html - cmsshitauke>>

下請法に関するさまざまなテキストが掲載されています。

- ・ 公正取引委員会 インボイス制度関連コーナー

<<https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html>>

2023年10月から始まるインボイス制度について、Q&Aやインボイス制度後の免税事業者との取引にかかる下請法等の考え方、相談窓口、説明動画などが掲載されています。

(2023年3月末現在／変更している場合もあります)



## 第 2 章 著作権契約書の作り方

著作権に関する契約書は、対象となる著作物等の種類やその利用方法などによって記載する内容が異なってきます。そのため、著作権に関する契約書を作成する際の留意点や条項例について、事例に則して説明します。取り上げる事例は、

1. 講演・パネルディスカッション・座談会 <p.17参照>
2. 演奏会・上演会などにおける実演 <p.25参照>
3. 原稿の執筆 <p.32参照>
4. イラストの作成（ポスター・パンフレットなどの作成） <p.41参照>
5. ビデオ（会社のイメージ映像、社員研修用の映像等）の作成 <p.50参照>
6. 写真の撮影 <p.59参照>
7. 音楽の作成 <p.68参照>
8. 舞踊、無言劇の作成 <p.78参照>
9. 既存の原稿（エッセイ、詩、小説など）やイラスト、写真、自作の楽曲・映画、舞踊（ダンス）・無言劇などの利用許諾 <p.87参照>

です。いずれも、著作物の創作や実演を行っている者とその利用者の契約（契約に慣れていない一般の人どうしの契約）を想定しています。

ここで説明しているのは、あくまで一つの例でしかありません。実際の契約においては、当事者間で様々な条件が付されると思われませんが、当事者間でよく話し合い、内容を十分に理解した上で契約書を作成し、締結するようにしてください。

## 第1節 講演・パネルディスカッション・座談会

### 1 対象

この節では、講演、パネルディスカッション、座談会（以下「講演等」という。）に関して、主催者と講演等を行う者が交わす著作権に関する契約書について説明します。

また、講演等の実施だけでなく、講演等の別会場への同時中継や、講演等の終了後、講演録等を冊子やウェブサイトへ掲載したり、講演等の録音・録画物を作成し利用したりするなど、講演等を様々な形で利用（二次利用）することについても説明します。

### 2 契約書例

収入印紙の貼付が必要な場合にはこの場所に貼付してください。

#### 契 約 書

\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、「\_\_\_\_\_」  
 に関し、以下のとおり契約を締結する。

●前文  
 （「甲」は講演等を行う者、「乙」は主催者です）

#### 第1条（参加依頼）

乙は、甲に対し、乙が主催する以下の「\_\_\_\_\_」において講演することを依頼し、甲はこれを承諾した。

●参加依頼  
 → p.19

（1）日時：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日 \_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分～\_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分

（2）場所：〔 \_\_\_\_\_ 〕

（3）講演会等の名称：〔 \_\_\_\_\_ 〕

（4）テーマ：〔 \_\_\_\_\_ 〕

#### 第2条（利用の許諾）

1 甲は、乙又は乙が指定する者が次に掲げる方法で前条の講演（以下単に「講演」という。）を利用することを許諾する。

（1）講演中の甲の写真撮影

（2）講演の録音

（3）講演の録画

●利用の許諾  
 講演の依頼時にその利用についても了解を得る  
 → p.19

2 甲は、乙又は乙が指定する者がリアルタイムで次に掲げる方法で講演を利用することを許諾する。

（1）講演をインターネット（\_\_\_\_\_）により無料で配信すること

リアルタイムでの利用  
 → p.19  
 終了後の利用  
 → p.20

3 甲は乙又は乙の指定した者が次に掲げる方法で講演を利用することを許諾する。

- (1) 講演を文章化すること
  - (2) 講演を文章化したもの及び甲が使用した資料、甲を撮影した写真を\_\_\_\_\_に掲載し、複製、譲渡又は貸与すること
  - (3) 講演の要旨を作成すること
- 4 甲が講演で使用した資料のみを利用する場合（文章化したもの、録音物又は録画物とあわせて利用しない場合）は、別途甲の許諾を得るものとする。

第3条（著作者人格権）

- 1 前条の利用を行う場合には、乙又は乙が指定した者は、合理的と認められる方法により甲の氏名を表示しなければならない。
- 2 乙又は乙の指定した者が、講演の文章化、講演の要旨の作成等を行うときには、あらかじめ甲に対して内容確認の機会を与えなければならない。

●著作者人格権  
→ p.22

第4条（対価）

乙は、甲に対し、「\_\_\_\_\_」への参加及び第2条に掲げる著作物の利用等の対価として、\_\_\_\_\_円（消費税込み）を、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日までに支払う。  
報酬・対価に係る消費税や所得税（源泉徴収）については、支払いの相手方や報酬・対価の額などによって取り扱いが異なりますので、必要に応じ税の専門家に相談してください。

●対価  
→ p.23

第5条（保証）

- 1 甲は、講演の内容が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害するものでないことを保証する。
- 2 甲が第三者が著作権等を有する著作物等を講演において使用しようとする場合は、事前に乙に対してその内容を明らかにして、その使用が第三者の著作権を侵害するものでないことについて乙の確認を得なければならない。

●保証  
→ p.23

第6条（その他）

本契約に定めのない利用態様については、甲乙別途協議の上、利用の可否、対価等につき決するものとする。

●その他  
→ p.24

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保持する。

●後文

年 月 日

甲 住所  
氏名 印  
乙 住所  
氏名 印

### 3 契約書作成の留意点

#### 第1条（参加依頼）

講演等の依頼を行う場合は、二次利用の有無にかかわらず、合意内容を明確にしておくため、講演等の種別（講演／パネルディスカッション／座談会）、主催者名、講演等を行う者の氏名、講演等の日時、場所、講演等の名称、テーマ、講演等を行う者の役割（司会、パネリスト等）等について取り決めておく必要があります。

#### 第2条（利用の許諾）

##### ① 講演の依頼時に、その利用についても了解を得るようにしましょう。

紙に書かれたものだけが著作物となるのではなく、講演等のように口頭で話すものも著作物となります <p.7参照>。会場で話してもらっただけでなく、講演等（講演者等の著作物）を録音・録画等の方法で利用することが予定されている場合には、講演等の依頼の際に、その利用について説明し、了解を得ることが必要です。

主催者が講演等を録音・録画することがよくありますが、たとえ主催者が記録のために録音・録画するものであっても、講演者等の著作物を複製することになりますから <p.8参照>、講演者等の了解が必要になります。

このような講演等の録音・録画のほか、別会場等への同時中継など講演等と同時の利用と、講演録等の印刷などの講演等の終了後の利用があります。終了後の利用については、利用する段階で別途契約することもできますが、了解が得られず利用できなくなることもありうるため、講演等の依頼時に契約することが望ましいと考えられます。

パネルディスカッションや座談会のように複数の人が参加しているものを利用する場合は、参加者全員の了解が必要となります。そのため、契約書に記載する利用方法は、統一しておく必要があります。

##### ▶ 注意点

講演などの様子を写真撮影することがあります。講演者等を写真に撮ることは講演等の著作物を利用しているものではありません（ただし、資料を投影している場合、その複製に当たる場合があります）が、肖像権等の問題が生じることがありますから、講演者等の了解を得るようにしてください。

（なお、会場全体を写真撮影する場合は、会場参加者の肖像権等の問題も生じることがありますから、注意が必要です。）

##### ② リアルタイムでの利用の場合

講演等と同時の利用（リアルタイムでの利用）としては、講演等の録音・録画のほか、例えば次のような利用が考えられます。どのような利用を行うかよく検討した上で了解を得ることが必要です。

- ・別会場への同時中継
- ・インターネットによりリアルタイムで配信
- ・リアルタイムで放送又は有線放送

#### 規定例（リアルタイムでの利用）

##### 第〇条（利用の許諾）

- 1 甲は、乙（又は乙が指定する者）が次に掲げる方法で前条の講演（以下単に「講演」という。）を利用することを許諾する。
  - （1）講演中の甲の写真撮影
  - （2）講演の録音及び録画
- 2 甲は、乙（又は乙が指定する者）がリアルタイムで次に掲げる方法で講演を利用することを許諾する。
  - （1）講演を〔副会場名〕に中継すること
  - （2）講演をウェブサイト（<http://www...>）により無料で配信すること
  - （3）講演を〔放送局名及び番組名〕で放送すること

#### ▶ 注意点

主催者（上記規定例の場合は「乙」）が他の者に講演等を利用させる場合（例えば主催者が別の事業者に録音・録画させたり、放送事業者が放送したりする場合）は、契約書にその旨明記しておく必要があります。

同時中継の副会場が多数ある場合は、副会場名を「別添の〇〇か所」とすることも考えられます。

#### ③ 終了後の利用（講演の文章化、録音・録画物）

講演等の終了後の利用としては、講演等の内容を文章化（講演録、講演要旨、これらの翻訳物の作成）したり、講演等の録音物・録画物を編集・加工するなど、次のように利用することが考えられます。どのような利用を行うかよく検討した上で了解を得ることが必要です。

##### 〈講演録等の作成・利用〉

- ・印刷物に掲載し、配布する
- ・ウェブサイトに掲載し、配信する

##### 〈講演等の録音・録画物の利用（編集・加工を含む）〉

- ・コピー（複製）して配布する
- ・ウェブサイトに掲載し、配信する
- ・放送又は有線放送する
- ・上映する

**規定例（終了後の利用）**

## 第〇条（利用の許諾）

- 3 甲は、乙（又は乙が指定する者）が次に掲げる方法で講演を利用することを許諾する。
- (1) 講演録を作成すること
  - (2) 講演録及び甲が使用した資料、[これらを英訳したもの、] 甲を撮影した写真（以下「講演録等」という。）を『〇〇〇』〇〇年〇月号」に掲載し、複製、譲渡又は貸与すること
  - (3) 講演録等を〇〇年〇月〇日までの間ウェブサイト（<http://www...>）に掲載し、無料で配信すること
  - (4) 講演要旨を作成すること
  - (5) 講演要旨、[講演要旨を英訳したもの]、甲を撮影した写真（以下「講演要旨等」という。）を『〇〇〇』〇〇年〇月号」に掲載し、複製、譲渡又は貸与すること
  - (6) 講演要旨録等を〇〇年〇月〇日までの間ウェブサイト（<http://www...>）に掲載し、無料で配信すること
  - (7) 講演の録音物を編集・加工すること
  - (8) 講演の録音物を編集・加工したもの、甲が使用した資料及び甲を撮影した写真（以下「録音物等」という。）を複製し、譲渡又は貸与すること
  - (9) 録音物等を〇〇年〇月〇日までの間ウェブサイト（<http://www...>）に掲載し、無料で配信すること
  - (10) 講演の録画物を編集・加工すること
  - (11) 講演の録画物を編集・加工したもの、甲が使用した資料及び甲を撮影した写真（以下「録画物等」という。）を複製し、譲渡又は貸与すること
  - (12) 録画物等を〇〇年〇月〇日までの間ウェブサイト（<http://www...>）に掲載し、無料で配信すること
  - (13) 録画物等を〇〇〇〇で放送すること
  - (14) 録画物を上映するとともに、甲が使用した資料を複製し、視聴者に配布すること
- 4 甲が講演で使用した資料のみを利用する場合（講演録又は講演の録音物・録画物を編集・加工したものとあわせて利用しない場合）は、前項の規定にかかわらず、別途甲の許諾を得るものとする。

上記規定例における(1)～(3)は講演録を作成し利用する場合、(4)～(6)は講演要旨を作成し利用する場合、(7)～(9)は講演の録音物を作成し利用する場合、(10)～(14)は講演の録画物を作成し利用する場合の例です。

許諾内容の記載方法は特に定まったものがあるわけではなく、当事者間で合意していればどのように記載してもかまいません。部数、有償・無償の別などが未定の場合は掲載する冊子名のみ記載することもありますし、発行や放送の時期や利用期間などを記載することもあります。利用期間については、個々の利用方法ごとには明記せずに、契約期間として別の条項を設けることもあります。ただし、なるべく具体的にわかりやすく記載した方が望ましいことはいまでもありません。

著作権法では、著作物を複製する権利（複製権）とは別に、複製物を譲渡によって公衆に提供する権利（譲渡権）や複製物を貸与によって公衆に提供する権利（貸与権）が定められています。そのため、主催者が印刷物への掲載や録音・録画物の配布等を行う場合には、「複製し、譲渡又は貸与する」というように記載した方が正確といえます。

このため、講演録や講演の録音・録画物の利用にあたって、講演者等が会場で配付した資料やスクリーン等に表示した資料など講演等の際に使用した資料や、講演等の様子を撮影した写真を併せて使用する場合（例えば、印刷物やウェブサイトに資料や写真も併せて掲載したり、録音・録画物のパッケージ等に写真を使用したりする場合、資料をインターネット上でダウンロードできるようにする場合など）は、契約書にその旨明記し、それについての許諾を得る必要があると考えられます。

講演等で使用した資料は、講演等を行う者が講演内容等の理解を増すために用意したものであり、資料のみを単独で利用することは想定されていないこともあります。規定例では、講演録等や講演の録音・録画物と一緒に利用せずに、資料のみを単独で利用する場合は、講演等との契約とは別に、講演者等の許諾を得ることを想定しています。

#### ▶ 注意点

主催者（上記規定例の場合は「乙」）が別の者に講演等を利用させる場合（例えば放送事業者が放送する場合）は、契約書にその旨明記しておくことが必要です。

また、講演録等を他の言語（例えば英語）に翻訳して利用する場合は、その旨明記することが必要です。

講演録・講演等の要旨や、これらの翻訳物について、掲載する印刷物やウェブサイトが異なる場合は、それぞれ何（どこ）に掲載するかを明らかにすることが必要です。

### 第3条（著作者人格権）<p.8参照>

講演録等への著作者名の表示や、著作者による内容の確認についても記載するようにしましょう。著作者は、著作者人格権として、著作物を公表する場合、著作者名の表示をどのようにするかを決めることのできる権利（氏名表示権）や意に反して改変されない権利（同一性保持権）を持っていますので、著作者名の表示や講演録等の作成の際に著作者（講演等を行った者）から同意を得る必要があります。したがって、これらのことに関し、著作者に確認の機会を与えることを明記しておくことが望ましいと考えられます。

#### 規定例（内容確認の機会について記載する場合）

##### 第〇条（著作者人格権）

- 1 第〇条の利用を行う場合には、乙（又は乙が指定する者）は、合理的と認められる方法により甲の氏名を表示しなければならない。
- 2 乙（又は乙が指定する者）が、講演録及び講演要旨の作成、これらの翻訳並びに講演の録音物・録画物の編集・加工を行うときには、あらかじめ甲に対して内容確認の機会を与えないといけない。



▶ **注意点**

講演等の利用にあたっては、原則として著作者名を表示するとともに、講演等の文章化、要旨の作成、それらの翻訳、録音・録画物の編集・加工を行う際には、著作者の意に反した改変が行われていないか確認してもらう機会を確保することが必要となります。この規定は、このことを両者が確認しておくために設けるものです。

▶ **第4条（対価）**

講演等の終了後の利用などに関する追加報酬の有無も明らかにしておきましょう。講演等にあたっては、報酬が支払われる場合が多いと思われませんが、その報酬が会場で話してもらうことのみでの対価なのか、講演等の利用も含めた対価なのかが不明確であれば、トラブルの原因になります。そのため、報酬は何に対する対価なのか明らかにするとともに、報酬とは別に追加報酬が支払われる場合は、何に対する対価としてどのように支払われるか、契約書に明記しておくことが必要です。

**規定例（追加報酬がない場合）**

第○条（対価）

乙は、甲に対し、講演及び第○条に掲げる講演の利用の対価として、○○円（消費税込み）を○○年○月○日までに支払う。

**規定例（追加報酬がある場合）**

第○条（対価）

- 1 乙は、甲に対し、講演及び第○条に掲げる講演の利用（△△を除く）の対価として、○○円（消費税込み）を○○年○月○日までに支払う。
- 2 乙は、甲に対し、△△の対価として、○○円（消費税込み）を、△△を行った日から○○日以内に支払う。

上記規定例は、複数の利用について追加報酬がある場合、追加報酬のある利用ごとに規定することを想定しています。

▶ **注意点**

報酬の支払いについては、消費税を含む金額かどうか、また所得税は源泉徴収して支払うのかどうかを明らかにしておきましょう。

振込の場合は、振込手数料を誰が負担するかについても明記するようにしましょう。

▶ **第5条（保証）**

講演等において、第三者の著作権などの権利が侵害された場合、講演等を行った者だけでなく、主催者側も責任を問われることが考えられます。そのため、講演等を行う者に対し、講演等において、第三者の権利を侵害してはならないことや、第三者が著作権を有している著作物を使用す

る場合は、その使用が第三者の著作権等を侵害するものでないことを事前に主催者に説明して主催者の了解を得るべきであることを定めておくことがあります。保証の対象となる権利を具体的に列挙したり、トラブルへの対処について規定したりする場合もあります。

もっとも、このような条項を設けた場合、講演等を行う者に対して契約違反の責任をとってもらえるようになるだけで、著作権やプライバシー権侵害の被害者に対する責任がなくなるわけではないので、注意が必要です。

#### 規定例（基本）

##### 第〇条（保証）

甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証する。

#### 規定例（トラブルへの対処について規定する場合）

##### 第〇条（保証）

- 1 甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証する。
- 2 万一、本著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償の請求等がなされた場合、甲は自らの責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、乙に一切の迷惑損害を及ぼさないものとする。

#### ▶ 注意点

講演等で第三者が著作権等を有する著作物等が使われる場合は、講演等の利用にあたり、原則として、第三者の了解が必要になります。そのため、第三者が著作権等を有する著作物等を使用する場合は、事前に主催者とその扱いについて協議しておくことが考えられます。さらに進んで、使用する著作物の利用について第三者から利用の了解を得る責任を負うのは誰か（講演等を行う者か、主催者か）を予め定めておくことも考えられます。

上記規定例では講演等の著作物についてのみ記載していますが、講演等で使用する資料を含めて記載することもあります。

#### 第6条（その他）

契約書に記載されていない利用を行う場合は、あらためて講演等を行った者の了解を得る必要があります。このことを確認するため、このような場合は別途協議する旨の条項を設けることがあります。

その他、契約書には、契約期間に関する条項、中途解約に関する条項、契約変更に関する条項、契約解除に関する条項、秘密保持に関する条項、権利義務の譲渡等禁止条項、合意管轄に関する条項等を置くことがあります。これらの条項例は、第1章の「2 契約書に定められる条項の一例」〈p.4参照〉をご参照ください。

## 第2節 演奏会・上演会などにおける実演

### 1 対象

この節では、演奏会やコンサート、上演会などの催し物（以下「イベント」という）の主催者が、出演者に対して、音楽の演奏や演劇、舞踊、オペラ、バレエの上演等（以下「実演」という）を依頼する場合に、主催者と出演者の間で結ぶ契約書について説明します。

ここで対象となる演奏会・上演会等は、原則として営利を目的としないものです。商業ベースのもの、エージェントが仲介するもの、大規模・継続的なイベント等には馴染みません。

実際には、主に非営利の団体が、フリーランスの演奏家、劇団等に音楽や演劇の演奏、上演を依頼するケースが対象になると思われます。非営利の団体であっても、コンサートや演劇の上演を行うことを主な目的とした団体が行うコンサート等は対象としていません。また、演奏や上演を行う人・団体がプロの場合も対象としていません。これらの場合は、報酬や利用の条件等についてより細かい規定が必要となる場合が多いと思われますので、実際の契約にあたっては当事者間で十分な協議をした方がよいでしょう。

また、出演者がその場で「生」で演奏や上演を行う場合を対象としており、映画の上映や、過去の演奏・上演の様子を収録した映像を上映する場合は対象外です。

### 2 契約書例

収入印紙の貼付が必要な場合にはこの場所に貼付してください。

#### 契 約 書

\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは\_\_\_\_\_へ  
の甲の出演とその実演の利用に関し、以下のとおり契約を締結する。

●前文  
（「甲」は出演者、「乙」  
は主催者です。）

#### 第1条（出演の依頼）

乙は、甲に対し、乙が主催する以下のイベントに出演することを依頼し、甲はこれを承諾した。

●出演の依頼  
→ p.27

(1) 日時：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日 \_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分～\_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分

(2) 場所：\_\_\_\_\_

(3) イベントの名称：\_\_\_\_\_

(4) 出演の内容：\_\_\_\_\_

第2条（実演の利用許諾） ----- ●実演の利用許諾  
甲は、乙が、甲の実演の様子を写真に撮影することを許諾する。 → p.28

第3条（報酬の支払い） ----- ●報酬の支払い  
乙は、甲に対し、第1条に定める出演の報酬及び第2条に定める実演の利用許諾の対価として金 \_\_\_\_\_ 円（消費税込み）を \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに支払う。  
報酬・対価に係る消費税や所得税（源泉徴収）については、支払いの相手方や報酬・対価の額などによって取り扱いが異なりますので、必要に応じ税の専門家に相談してください。 → p.29

第4条（実演する著作物の著作権処理） ----- ●実演する著作物の著作権処理  
甲の実演において第三者が著作権を有する著作物等を利用する場合は、乙が乙の責任でその利用許諾を得て使用料を支払う等の必要な権利処理を行う。  
そのために、甲は、実演するすべての作品について正確な作品名、作家等著作権者の名称、その他必要な情報を事前に乙に提供しなければならない。 → p.29

第5条 ----- ●実演の利用許諾（2）  
甲は、乙が、イベントで実演する甲を撮影した写真を、次のように利用するか、または第三者に利用させることを許諾します。 → p.28  
（1）印刷物への掲載（報酬は第3条の報酬に含む。）

第6条（氏名表示） ----- ●実演家人格権  
乙は、甲の実演の利用に際し、公正な慣行に従って甲の氏名を表示しなければならない。 → p.31

第7条（その他） ----- ●その他  
本契約に定めのない事態が生じた場合は、甲と乙とで誠意をもって協議の上、解決にあたる。 → p.31

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保持する。 } ●後文

年 月 日

甲 住所  
氏名 印  
乙 住所  
氏名 印

### 3 契約書作成の留意点

#### 第1条（出演の依頼）

出演者が行う演奏や上演（実演）について、その内容を特定し、出演者と確認します。

具体的には、公演の日時、場所、イベントの名称、出演の内容です。このほか、演奏・上演する演目等、既に特定されており、当事者で確認しておいた方がよいと思われる事項があれば、契約書に書いておいた方がよいでしょう。

#### 第2条（実演の利用許諾）及び第5条 <p.9参照>

##### ① 実演の依頼時に、実演の利用についても了解を得るようにしましょう。

実演の様子を、会場以外でリアルタイム利用することや後日利用することが予定されている場合は、実演等の依頼の際にその利用について説明し、出演者の了解を得ることが必要です。

主催者が実演等を録音・録画することがよくありますが、たとえ主催者が記録のために録音・録画するものであっても、実演の様子を複製することになりますから、出演者等の了解が必要になります。

このような実演等の録音・録画のほかにも、別会場等への同時中継などリアルタイムでの利用と、終了後の利用があります。

このような利用に対して、実演に対する報酬とは別に追加報酬が支払われる場合は、何に対する対価としてどのように支払われるか、契約書に明記しておくことが必要です。

##### ② リアルタイムでの利用の場合

実演を、会場以外で「リアルタイム」（生中継）で利用することが予定されている場合、その内容を特定し、出演者の了解を得ます。

例えば、

- ・ 他会場へ送信して上映する（会場名）
- ・ インターネットで配信する（ウェブサイト名称）
- ・ 放送・有線放送を行う（放送局名）

が考えられます。

##### ③ 写真の撮影・利用

実演の様子を写真撮影して後日利用することが予定されている場合、その内容を特定して了解を得ます。また、それぞれについて追加報酬の有無を取り決めます。例えば、次のような事例が想定されます。なお、この条項は著作権の問題というよりは、肖像権に関する取り決めです。

- ・ 印刷物等に掲載する（印刷等の名称）
- ・ インターネットで公開する（ウェブサイトの名称）

契約書に写真の利用方法を明記しなかった場合、その写真において出演者がどのくらい大きく写っているかにもよりますが、利用に際してはあらためて出演者の了解を得る必要があることが多いです。

#### ④ 録音・録画とその利用

実演を録音・録画して後日利用することが予定されている場合、その内容を特定して、了解を得ます。また、それぞれの利用について追加報酬の有無を取り決めます。例えば、次のような利用が考えられます。

- ・インターネットで公開する（ウェブサイトの名称、公開期間）
- ・複製物（CD、DVD等）を配付する（配付先は関係者か一般か、有償か無償か、配付部数等）
- ・放送・有線放送を行う（放送局名、放送日）

以下の規定例では、「一般への配布・販売」については追加報酬を支払う例、「インターネット公開」と「放送」については追加報酬を支払わない例（実演の報酬に含まれる例）としています。

ここに掲げた例以外の利用が予定されている場合は、それもなるべく具体的に契約書に書いておくべきです。また、利用にあたっての留意点も双方で確認して契約書に書いておくと、より明確になります。

#### 規定例（リアルタイムでの利用と録音・録画物の利用をまとめて規定する場合）

##### 第〇条（実演の利用許諾）

- 1 甲は、乙又は乙が指定する者が甲の実演に関して次に掲げることを行うことを許諾する。
  - (1) 甲の実演を録音及び録画すること
  - (2) 甲の実演の様子を写真に撮影すること
- 2 甲は、乙又は乙が指定する者が甲の実演をリアルタイムで（実演と同時に）次に掲げる方法により利用することを許諾する。
  - (1) 市役所正面ホールで上映等すること
  - (2) インターネット（〇〇市ウェブサイト）を通じて配信すること
  - (3) △△ケーブルテレビジョンを通じて放送・有線放送すること
- 3 甲は、乙又は乙が指定する者が第1項に基づき録音及び録画したもの（以下「録音・録画物」という）を次に掲げる方法により利用することを許諾する。
  - (1) インターネット上のウェブサイトへアップロードすること（報酬は第〇条の報酬に含む。）  
サイト名：〇〇市ウェブサイト  
掲載期間：〇〇年〇月〇日から 〇〇年〇月〇日まで
  - (2) 甲及び乙の関係者へ有償又は無償で配布すること
  - (3) 一般へ配布・販売すること（報酬は別途支払う。）
  - (4) 放送・有線放送すること（報酬は第〇条の報酬に含む。）  
放送・有線放送局名：△△ケーブルテレビジョン



- 4 甲は、乙又は乙が指定する者が第1項に基づき撮影した写真を次に掲げる方法により利用することを許諾する。
- (1) 印刷物へ掲載すること
  - (2) インターネット上のウェブサイトへ掲載すること  
ウェブサイト名：〇〇市ウェブサイト  
掲載期間：〇〇年〇月〇日から 〇〇年〇月〇日まで
- 5 乙は、前項の利用にあたっては必要な範囲で編集して利用することができる。ただし編集にあたっては、甲の名誉・声望を傷つけないように配慮する。また、乙は、甲の実演の利用に際し、公正な慣行にしたがって甲の氏名を表示する。
- 6 甲又は乙がこれら以外の利用をしようとする場合は、甲と乙とで協議して、利用の可否、態様、報酬の額等を定めるものとする。

#### ▶ 注意点

録音・録画物の利用については、ウェブサイトでの公開や放送など主催者以外が行う場合もあるため、主催者が利用の了解を得る際には、どこのウェブサイトで公開するのか、どこの放送局で放送するのかを明記して了解を得る必要があります。

また、ここに記載した以外の利用で主催者以外の人を利用する場合は、出演者に説明をし、契約書に利用主体を書き加えておくことが望ましいでしょう。

「実演家」には実演家人格権があります。氏名表示ができない、あるいは利用にあたって編集・改変・削除等が予想される場合、あらかじめそのことへの了解を得ておくことでトラブル防止に役立ちます。ただし、いくら編集や改変の了解を事前に得たからといって、出演者の名誉・声望を傷つけるような利用はできません。

### 第3条（報酬の支払い）

出演者が行う演奏や上演（実演）についての報酬を取り決めます。

#### ▶ 注意点

報酬の支払いについては、消費税を含む金額かどうか、また所得税は源泉徴収して支払うのかどうかを明らかにしておきましょう。

振込の場合は、振込手数料を誰が負担するかについても明記するようにしましょう。

### 第4条（実演する著作物の著作権処理）

他人の作った著作物（音楽、戯曲等）の演奏や上演を行う場合には、原則として、その著作物の著作者（著作権者）の了解が必要となります。そのため、実演する著作物について、主催者と出演者のどちらが、著作権者の了解を得るか、あるいは使用料を支払うかを取り決めます。

とすれば忘れがちですが、大変重要な規定です。

▶ 注意点

主催者が著作権者から了解を得ることとした場合、出演者から、演目の中で利用されたものの著作権者について正確に把握する必要があります。事前に、必ず出演者から上演又は演奏の内容を聞いて、どこに連絡をして了解を得ればよいか、使用料はいくらになるか等を確認しなければなりません。

脚本等でオリジナル著作物を上演する場合でも、その中に音楽、小説や詩の一説、写真など他人の著作物が使われていると、その著作物の利用の了解を得る必要のある場合がありますので、十分注意しなければなりません。

「アンコール」など、プログラムに記載されない演奏についても同様に著作権者の了解が必要です。

会場での演奏・上演のほか、リアルタイムでの利用が予定されている場合や録音・録画して後日利用することを予定している場合は、そのそれぞれの利用についても著作権者の了解が必要です。なお、主催者以外が録音・録画物を利用する場合（ウェブ公開や放送は主催者以外が行うことも多い）、実際に誰が了解を得て使用料を支払うのか、主催者は実際に利用する人ときちんと取り決める必要があります。もし著作権者の了解を得られなかった場合、通常は主催者が責任を負うことになります。

契約書例では主催者が了解を得る場合の例を挙げましたが、出演者が行う場合の規定例は次のとおりです。ただし、出演者が了解を得るとした場合でも、万一でも著作権者の了解を得られなかったときには、著作権者との関係では主催者が責任を負う場合がありますので、十分注意してください。

**規定例（出演者が著作権者の許諾を得る場合）**

第〇条（実演する著作物の著作権処理）

第〇条の実演を行うにあたって、実演する著作物又は著作物に含まれる著作物等について著作権者等の許諾が必要な場合には、著作権者等の許諾を得ること、及び対価を支払うこと等、必要な契約はすべて甲の責任で行う。

一方、主催者以外の方が利用する場合の規定例は次のとおりです。

**規定例（主催者以外の方が利用する場合）**

第〇条（実演する著作物の著作権処理）

第〇条の実演を行うにあたって、実演する著作物又は著作物に含まれる著作物等について著作権者等の許諾が必要な場合は、乙が乙の責任で権利処理を行うものとする。ただし、乙が第三者に当該利用をさせる場合、乙は乙の責任で当該第三者に著作権者等の了解を得させることができる。



### ●コラム● 営利を目的としない上演等

公表された著作物は、「営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる」と定められています（著作権法第38条第1項）。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対して報酬が支払われる場合は、この限りではありません。つまり、公演が営利を目的としない場合、次の条件をすべて満たしていれば、著作権者の了解は不要となります。

- ・ 営利を目的としない
- ・ 聴衆、観衆から料金を受けない
- ・ 上演、演奏等について実演家に報酬を支払わない

したがって、たとえ入場料無料のイベントでも、企業の宣伝目的のイベントや出演者に報酬が支払われるイベントは、著作権者の了解が必要となります。

また、演奏等をリアルタイムでインターネット配信や放送を行う場合も、著作権法第38条第1項には該当しませんので、著作権者の了解が必要です。

## 第6条（実演家人格権）

演奏・上演する実演家には、「実演家人格権」があります。このため、公演それ自体における実演に際して、あるいは実演を収録したものの利用に際しては、実演家の氏名を表示しなければなりません（氏名表示権）。また、実演家の名誉又は声望を害する形での実演の変更、切除等の改変・編集はできません（同一性保持権）。したがって、実演を収録したものの利用の際には、実演家に確認の機会を与えることを明記しておくことが望ましいと考えられます。もし、利用にあたって氏名を表示できなかつたり、実演につき何らかの編集をしたりすることが予想される場合は、あらかじめそのことについての了解を得ておく等の方法を考える必要があります。<p.9参照>

## 第7条（その他）

特に、契約書に記載されていない利用を行う場合などは、あらためて実演等を行った者の了解を得る必要があり、このことを確認するため、このような場合は別途協議する旨の条項を設けることがあります。

その他、契約書には、契約期間に関する条項、中途解約に関する条項、契約変更に関する条項、契約解除に関する条項、秘密保持に関する条項、権利義務の譲渡等禁止条項、合意管轄に関する条項等を置くことがあります。これらの条項例は、第1章の「2 契約書に定められる条項の一例」<p.4参照>をご参照ください。



## 第3節 原稿の執筆

### 1 対象

この節では、以下に示すように、原稿の執筆を依頼する／される場合の著作権に関する契約書について説明します。例えば、広報誌に載せる文章やウェブ記事の執筆をフリーライターに依頼するような場合を想定しています。

### 2 契約書例

収入印紙の貼付が必要な場合にはこの場所に貼付してください。

#### 契 約 書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。) と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) とは、原稿執筆業務の委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

●前文  
(「甲」は執筆者、「乙」は依頼者です。)

#### 第1条 (委託)

乙は、甲に対し、以下の原稿 (以下「本著作物」という。) の執筆を委託し、甲はこれを受託した。

●委託  
→ p.34

(1) 原稿テーマ: \_\_\_\_\_

(2) 原稿分量: \_\_\_\_\_

#### 第2条 (納入)

1 甲は乙に対し、本著作物を以下の形式により、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までに、乙に対して納入する。

・ \_\_\_\_\_

2 乙は、前項の納入を受けた後速やかに納入物を検査し、納入物に契約不適合がある場合や、乙の企画意図に合致しない場合は、その旨甲に通知し、当該通知を受けた甲は、速やかに乙の指示に従った対応をする。

3 乙は、納入物を、利用が終わり次第速やかに甲に返却する。

●納入  
→ p.34  
検査条項  
納入物の所有権  
遵守事項

#### 第3条 (権利の帰属)

本著作物の著作権は甲に帰属する。

●権利の帰属  
→ p.35

#### 第4条 (利用許諾)

甲は乙に対し、本著作物を、下記形態で利用することを許諾する。

(1) 印刷物への利用

●利用許諾  
→ p.36

名称：広報〇〇〇〇、部数：\_\_\_\_\_部

名称：\_\_\_\_\_、部数：\_\_\_\_\_部

名称：\_\_\_\_\_、部数：\_\_\_\_\_部

(2) ウェブサイトにおける掲載

サイト名：〇〇社公式サイト

掲載期間：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日まで

(3) 利用にあたっての翻訳の可否：否

(4) その他

その他：\_\_\_\_\_

第5条（著作者人格権）

- 1 乙が本著作物の内容・表現又はその題号に変更を加える場合には、あらかじめ甲の承諾を必要とする。前条において翻訳を可とした場合も同様とする。
- 2 乙は、本著作物を利用するにあたって、以下のとおり著作者名の表示をしなければならない。  
・ \_\_\_\_\_

●著作者人格権  
→ p.37  
同一性保持権  
氏名表示権  
公表権

第6条（保証）

甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

●保証  
→ p.38

第7条（対価）

乙は、甲に対し、原稿執筆業務及び本著作物の利用許諾の対価、その他本契約に基づく一切の対価として、金\_\_\_\_\_円（消費税込み）を、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日までに支払う。

報酬・対価に係る消費税や所得税（源泉徴収）については、支払いの相手方や報酬・対価の額などによって取り扱いが異なりますので、必要に応じ税の専門家に相談してください。

●対価  
→ p.39

第8条（その他）

本契約に定めのない利用態様については、甲乙別途協議の上、利用の可否、対価等につき決するものとする。

●その他  
→ p.40

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保持する。

●後文

年 月 日

甲 住所  
氏名 印  
乙 住所  
氏名 印

### 3 契約書作成の留意点

#### 第1条（委託）

著作物の創作を依頼するなど他人に一定の仕事を依頼する契約では、依頼する仕事の内容（原稿のテーマ、原稿の分量等）を特定することが重要です。

#### 第2条（納入）

この契約は、依頼を受けた者は依頼者に対して仕事を完成（著作物の創作）することを約束し、依頼者は成果物（著作物）を完成させたことに対して報酬を支払うことを約束する契約です。したがって、成果物をいつまでに完成し、完成した成果物をどのような方法で依頼者に納入するかについて定めておくことが必要です。

納期は年月日で明示する方法や、一定の期間を定めて示す方法（例えば、「契約締結後3か月以内」と規定する場合）が考えられます。

成果物の納入方法も具体的に定めておいた方がよいでしょう。例えば、電子メールでのデータ送信・ファイル転送、データCD等の持参・郵送、原稿用紙の持参・郵送等です。

#### ① 検査条項

「著作物の創作」のように、ある仕事を完成させることを契約の目的とする契約においては、納入された成果物によって「仕事の完成」があったと評価してよいかどうかについて依頼者側が検査する必要があります（例えば、広報誌に載せる原稿の執筆を依頼した契約で、広報にそぐわない原稿を書いても、仕事を完成したことにはなりません。）。そこで、この納品検査の方法等について契約で定めておくことが必要です。

#### ② 納入物の所有権

原稿執筆を依頼する契約において、電子データ形式で納入する場合は、成果物の所有権が問題になることはありません。

ただし、成果物の記録媒体（例えば手書き原稿等）によっては、オリジナルの原稿自体（自筆）が財産的な価値を持つことがあるため注意が必要です。所有権は、そのまま自然に依頼者に移転する、ということにはならないため、契約で決めておかないと、後日、成果物の所有権を巡って争いが生じる危険があります。依頼者において成果物の所有権を取得したい場合や、著作者において成果物の所有権を保有しておく必要がある場合は、特に成果物の所有権の帰属を契約書に明確に定めておく必要があるでしょう。

#### ③ 遵守事項

成果物の完成までに長期間を要するような場合には、仕事の進捗状況を管理するための条項や、

依頼者の指示に関する条項を設けることがあります。

#### 規定例

##### 第〇条（遵守事項）

- 1 甲は、乙の企画意図を理解、尊重し、適宜乙の指示に従うものとし、乙は、甲に対し、適宜企画意図に合致させるために本著作物の修正を求めることができる。ただし、甲の本契約に基づく業務を不当に遅延させてはならない。
- 2 甲は、乙から要求があったときは、乙に対し、適宜、本著作物に関する業務の進捗状況その他制作に関する事項を報告しなければならない。

#### 第3条（権利の帰属） <p.7参照>

著作権法では、現実に著作物を創作した人（執筆者）が著作者となり、その著作者が著作権を持つものと定められています。依頼者が報酬を支払ったからといって、それだけで著作権を取得することにはなりません。

依頼者が著作物を利用するためには、著作権者からその利用について了解を得るか、又はその利用に関する著作権を譲り受ける必要があります、これらについて契約書で定めることが必要です。著作権を誰が持つかを巡って後に争いが生じないように、契約書で著作権の所在を確認しておくことが重要です。

#### ● 依頼者に著作権を譲渡する場合

著作権は、自由に譲渡することができるため、契約で、依頼者がその著作物の著作権を著作者より譲り受けることもできます。著作権の譲渡を受けると、依頼者としては、その著作物を自由に利用できるだけでなく、その著作物を他人が利用することも制限できるようになるというメリットがあります。

しかし、逆に著作者にとっては、著作権を譲渡してしまうと、その後は、譲渡先の許諾を得ない限り、著作者自身が様々な活動をする際に必要となっても（例えば、その著作物をインターネットで公開したり、自身で改稿して使ったりするような場合でも）、その著作物を利用することができなくなりますし、類似の著作物を作ることが制約されてしまう（依頼者に譲渡した著作権を侵害する可能性がある）というデメリットも生じます。著作権を譲渡する契約を結ぶ場合には、このような著作者のデメリットに配慮して、これを調整する規定（例えば、著作者自身の利用を認める規定や、著作者が類似の著作物を創作することを認める規定等）を置くことも一つの方法として考えられます。

その他、著作権を譲渡するに際しては、譲渡する場合の対価の妥当性も含め、当事者間で十分に検討する必要があります。

（以下の規定例〔著作権の移転〕の場合は契約書例の第3条と差し替えることになり、契約書例第4条は不要となります。）

**規定例**

第〇条（著作権の移転）

本著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、第〇条の対価の支払いにより、乙に移転する。

**規定例（著作者による利用を認める場合）**

第〇条（著作権の移転）

- 1 本著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、第〇条の対価の支払いにより、乙に移転する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲に対し、甲が本著作物を利用することを認める。

**規定例（著作者による利用方法を指定して認める場合）**

第〇条（著作権の移転）

- 1 本著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、第〇条の対価の支払いにより、乙に移転する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲に対し、甲が本著作物を以下の方法で利用することを認める。
  - ① 甲が自身の制作活動を実施する際に必要となる場合
  - ② 甲が営利を目的とせずに本著作物を利用する場合
  - ③ その他乙が特に認めた場合

▶ **注意点**

著作権を譲渡する契約において、二次的著作物を創作する権利（著作権法第27条）及び二次的著作物を利用する権利（著作権法第28条）を譲渡の対象として明記しないときは、これらの権利は譲渡の対象とはしなかったという推定を受けます。

複製権、譲渡権など個別の権利単位で著作権を譲渡することも可能です。その場合、依頼者側は、譲り受ける権利の範囲によって著作物の利用目的を達成できるかどうかを慎重に検討する必要があります。

他方、著作者側はこれらの権利が譲渡の対象となると、その後、類似の著作物（二次的著作物）が創作できなくなってしまうので、作品の性質に応じて、譲渡するかどうかを慎重に検討する必要があります。

▶ **第4条（利用許諾）**

著作権が著作者に帰属する場合、依頼者がその著作物を利用するためには、著作権者である著作者から、著作物の利用に関する了解を得なくてはなりません。利用する態様は、なるべく具体的にわかりやすく記載してください。契約書例では印刷物への利用、ウェブサイトにおける掲載を想定しています。

● **独占的利用許諾**

依頼者がその著作物を独占的に利用したい場合（著作権者が依頼者以外の者に対してその著作物の利用を了解することを制限したいとき）は、その旨を契約で定めておく必要があります。



**規定例****第〇条（独占的利用許諾）**

前条の許諾は、独占的なものとし、甲は、乙以外の第三者に対し、(1) 印刷物における複製、販売、(2) ウェブサイトにおける掲載、(3) 翻訳の各形態で本著作物を利用することを許諾してはならない。

**第5条（著作者人格権） <p.8参照>**

著作者人格権とは、著作者の精神的利益を守る、著作者のみが持っている権利です。財産権としての著作権とは異なり、譲渡や相続の対象となりません。

したがって、その著作物の著作権を著作者が持つ場合はもちろんのこと、依頼者に譲渡される場合でも、著作者人格権は著作者が有することになります。著作物の利用に関し、著作者人格権の問題が生じる可能性がある場合は、この点を意識した契約書を作成する必要があります。

**① 同一性保持権**

無断で著作物の内容や題号を改変すると同一性保持権の侵害になります。例えば、送り仮名の変更、「てにをは」等の変更、仮名遣いの変更、改行位置の改変であっても、同一性保持権の問題が生じる可能性があります。

そのため、改変する場合にはあらかじめ著作者の確認を必要とすることを念のために規定したり、一定の場合には著作者の確認なしに改変できることを規定したりすることがあります。

**② 氏名表示権**

著作物を利用するときには、その著作者名を表示する必要がありますが、あらかじめどのような著作者名を付せばよいか（本名なのかペンネームなのか）を契約書で定めておくとうよいでしょう。著作者名を付さなくてよい場合には、その旨を契約書に明示しておきましょう。

**③ 公表権**

著作権法では、著作者に「公表権」が認められています。具体的な公表の時期や方法については、明確にしておくことが大切です。どのタイミングで著作物を公表するかについては、利用許諾契約の場合は、契約内容のところで併せて規定することができます。

著作者が、公表時期について、特段の指定をせず、利用者に任せる場合は、公表については契約書に記載しないことも多いと思われそうですが、利用者に委ねることを明確にするためその旨を契約書に明記することもあります。

**規定例（変更のつど承諾を要し、かつ、氏名表示を要する場合）**

第〇条（著作者人格権）

- 1 乙は、本著作物を改変する場合、事前に甲の承諾を得なければならない。
- 2 乙は、本著作物を利用するにあたって、次のとおり著作者名を表示する。  
・〇〇〇〇
- 3 甲乙は、本著作物の公表日を、〇〇年〇月〇日以降とすることを確認する。

**規定例（一定範囲での変更を認め、かつ、氏名表示を要しない場合）**

第〇条（著作者人格権）

- 1 甲は、乙が本著作物を利用するにあたり、その利用態様に応じて本著作物を変更したり、一部を切除したりすることを予め承諾する。ただし、乙は、これらの改変であっても本著作物の本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
- 2 乙は、前項以外の改変を行う場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、本著作物を利用するにあたって、著作者名の表示をすることを要しない。
- 4 甲乙は、本著作物の公表日を、〇〇年〇月〇日以降とすることを確認する。

なお、納品された著作物を円滑に利用するため、依頼者から著作者に著作者人格権を行使しないよう求められる場合があります。

著作者としては、著作者人格権を行使しないことになってしまうと、依頼者が著作物を改変、修正した場合や著作者の氏名を表示しなかった場合でも、異議を述べることができないといった不利益が生じるため、注意が必要です。

**第6条（保証）**

納入された著作物が他人の著作権やプライバシー権等を侵害しているような場合、これを実際に利用する依頼者が、著作権侵害等を理由に権利者から損害賠償等の責任追及を受ける立場になります。このため、著作物の制作委託契約においては、著作者が著作物について他人の権利を侵害していないことを保証する条項を設けることがあります。トラブルへの対処について規定する場合もあります。

もっとも、このような条項を設けた場合、著作者に対して契約違反の責任をとってもらえることができるようになるだけで、著作権やプライバシー権侵害の被害者に対する責任がなくなるわけではないので、注意が必要です。

**規定例（基本）**

第〇条（保証）

甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証する。



**規定例（トラブルへの対処について規定する場合）****第〇条（保証）**

- 1 甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証する。
- 2 万一、本著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償の請求等がなされた場合、甲は自らの責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、乙に一切の迷惑損害を及ぼさないものとする。

**第7条（対価）**

著作物を創作してもらう契約における「対価」には、以下の内容が含まれています。

- ・ 創作作業への対価（作業料）
- ・（著作者から著作物の利用の了解を得る場合）著作物の利用許諾の対価
- ・（著作者から著作権の譲渡を受ける場合）著作権の譲渡の対価

対価の支払い方法には様々な方法がありますが、対価が著作権の譲渡に対する対価を含む場合は、創作業務に対する対価がいくらで、著作権の譲渡に対する対価がいくらかという内訳を明記した方が望ましいといえます。

対価が利用許諾に対する対価を含む場合は、創作業務に対する対価がいくらで、著作物の利用許諾に対する対価がいくらかという内訳を明記するのがよいでしょう。印税のように個別の結果に応じて対価を算定する方法もあります。

**規定例（一括払い・利用許諾の一例）****第〇条（対価）**

乙は、甲に対し、本著作物創作業務及び本著作物の利用許諾の対価として、金〇万円（消費税込み）を、〇〇年〇月〇日までに支払う。

**規定例（一括払い・著作権譲渡の一例）****第〇条（対価）**

乙は、甲に対し、本著作物創作業務及び本著作物に関する著作権譲渡の対価として、金〇万円（消費税別途）を、〇〇年〇月末日までに、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振り込み手数料は乙の負担とする。なお、対価の内訳は、以下のとおりとする。

金△万円：本著作物創作業務に対する対価

金□万円：本著作物に関する著作権譲渡の対価

**規定例（複合方式・利用許諾の一例）**

第〇条（対価）

- 1 乙は、甲に対し、本著作物の創作業務の対価として、金〇万円を、〇〇年〇月末日までに、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込み手数料は乙の負担とする。
- 2 乙は、甲に対し、本著作物の利用許諾の対価として、以下の算式で算定される金額を支払うものとする。  
本件書籍の消費税を含まない本体価格（△△円）× 発行部数 × □%
- 3 前項の対価は、毎年3月末日、9月末日を締め日として、締め日から30日以内に、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込み手数料は乙の負担とする。

※著作物が掲載される印刷物を「本件書籍」と定義しています。

▶ **注意点**

報酬の支払いについては、消費税を含む金額かどうか、また所得税は源泉徴収して支払うのかどうかを明らかにしておきましょう。

振込の場合は、振込手数料を誰が負担するかについても明記するようにしましょう。

▶ **第8条（その他）**

特に、契約書に記載されていない利用を行う場合などは、あらためて著作者の了解を得る必要があります。このことを確認するため、このような場合は別途協議する旨の条項を設けることがあります。

その他、契約書には、契約期間に関する条項、中途解約に関する条項、契約変更に関する条項、契約解除に関する条項、秘密保持に関する条項、権利義務の譲渡等禁止条項、合意管轄に関する条項等を置くことがあります。これらの条項例は、第1章の「2 契約書に定められる条項の一例」<p.4参照>をご参照ください。

## 第4節 イラストの作成（ポスター・パンフレットなどの作成）

### 1 対象

この節では、以下に示すように、イラストの作成を依頼する／される場合の著作権に関する契約書について説明します。例えば、無料パンフレットに掲載するイラストの制作をイラストレーターに依頼するような場合を想定しています。

### 2 契約書例

収入印紙の貼付が必要な場合にはこの場所に貼付してください。

#### 契 約 書

\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、イラスト作成業務の委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

●前文  
（「甲」は制作者、「乙」は依頼者です。）

#### 第1条（委託）

乙は、甲に対し、以下のイラスト（以下「本著作物」という。）の作成を委託し、甲はこれを受託した。

●委託  
→ p.43

（1）テーマ：\_\_\_\_\_

（2）サイズ：\_\_\_\_\_

#### 第2条（納入）

1 甲は乙に対し、本著作物を以下の形式により、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までに、乙に対して納入する。

・ \_\_\_\_\_

2 乙は、前項の納入を受けた後速やかに納入物を検査し、納入物に契約不適合がある場合や、乙の企画意図に合致しない場合は、その旨甲に通知し、当該通知を受けた甲は、速やかに乙の指示に従った対応をする。

3 乙は、納入物を、利用が終わり次第速やかに甲に返却する。

●納入  
→ p.43  
検査条項  
納入物の所有権  
遵守事項

#### 第3条（権利の帰属）

本著作物の著作権は甲に帰属する。

●権利の帰属  
→ p.44

#### 第4条（利用許諾）

甲は乙に対し、本著作物を、下記形態で利用することを許諾する。

（1）印刷物への利用

●利用許諾  
→ p.45

名称：広報〇〇〇〇、部数：\_\_\_\_\_部

名称：\_\_\_\_\_、部数：\_\_\_\_\_部

名称：\_\_\_\_\_、部数：\_\_\_\_\_部

(2) ウェブサイトにおける掲載

サイト名：〇〇社公式サイト

掲載期間：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日まで

第5条（著作人人格権）

- 1 乙が本著作物の内容・表現又はその題号に変更を加える場合（拡大、縮小、色調の変更等も含む。）には、あらかじめ甲の承諾を必要とする。
- 2 乙は、本著作物を利用するにあたって、以下のとおり著作者名の表示をしなければならない。  
・ \_\_\_\_\_

●著作人人格権  
→ p.46  
同一性保持権  
氏名表示権  
公表権

第6条（保証）

甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

●保証  
→ p.47

第7条（対価）

乙は、甲に対し、イラスト作成業務及び本著作物の利用許諾の対価、その他本契約に基づく一切の対価として、金\_\_\_\_\_円（消費税込み）を、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日までに支払う。

報酬・対価に係る消費税や所得税（源泉徴収）については、支払いの相手方や報酬・対価の額などによって取り扱いが異なりますので、必要に応じ税の専門家に相談してください。

●対価  
→ p.48

第8条（その他）

本契約に定めのない利用態様については、甲乙別途協議の上、利用の可否、対価等につき決するものとする。

●その他  
→ p.49

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保持する。

●後文

年 月 日

甲 住所  
氏名 印  
乙 住所  
氏名 印

### 3 契約書作成の留意点

#### 第1条（委託）

著作物の創作を依頼するなど他人に一定の仕事を依頼する契約では、依頼する仕事の内容（イラストのイメージ・テーマ、イラストの大きさ等）を特定することが重要です。

#### 第2条（納入）

この契約は、依頼を受けた者は依頼者に対して仕事を完成（著作物の創作）することを約束し、依頼者は成果物（著作物）を完成させたことに対して報酬を支払うことを約束する契約です。したがって、成果物をいつまでに完成し、完成した成果物をどのような方法で依頼者に納入するかについて定めておくことが必要です。

納期は年月日で明示する方法や、一定の期間を定めて示す方法（例えば、「契約締結後3か月以内」と規定する場合）が考えられます。

成果物の納入方法も具体的に定めておいた方がよいでしょう。例えば、電子メールでのデータ送信・ファイル転送、データCD等の持参・郵送、キャンバス・紙等の持参・郵送等です。

#### ① 検査条項

「著作物の創作」のように、ある仕事を完成させることを契約の目的とする契約においては、納入された成果物によって「仕事の完成」があったと評価してよいかどうかについて依頼者側が検査する必要があります（例えば、パンフレットに掲載するイラストの作成を依頼した契約で、全く関係のない風景画を描いても、仕事を完成したことにはなりません。）。そこで、この納品検査の方法等について契約で定めておくことが必要です。

#### ② 納入物の所有権

イラスト作成を依頼する契約において、電子データ形式で納入する場合は、成果物の所有権が問題になることはありません。

ただし、成果物の記録媒体（例えば手描き原稿等）によっては、オリジナルのイラスト自体（自筆）が財産的な価値を持つことがあるため注意が必要です。所有権は、そのまま自然に依頼者に移転する、ということにはならないため、契約で決めておかないと、後日、成果物の所有権を巡って争いが生じる危険があります。依頼者において成果物の所有権を取得したい場合や、著作者において成果物の所有権を保有しておく必要がある場合は、特に成果物の所有権の帰属を契約書に明確に定めておく必要があるでしょう。

#### ③ 遵守事項

成果物の完成までに長期間を要するような場合には、仕事の進捗状況を管理するための条項や、

依頼者の指示に関する条項を設けることがあります。

#### 規定例

##### 第〇条（遵守事項）

- 1 甲は、乙の企画意図を理解、尊重し、適宜乙の指示に従うものとし、乙は、甲に対し、適宜企画意図に合致させるために本著作物の修正を求めることができる。ただし、甲の本契約に基づく業務を不当に遅延させてはならない。
- 2 甲は、乙から要求があったときは、乙に対し、適宜、本著作物に関する業務の進捗状況その他制作に関する事項を報告しなければならない。

#### 第3条（権利の帰属） <p.7参照>

著作権法では、現実に著作物を創作した人（イラストレーター）が著作者となり、その著作者が著作権を持つものと定められています。依頼者が報酬を支払ったからといって、それだけで著作権を取得することにはなりません。

依頼者が著作物を利用するためには、著作権者からその利用について了解を得るか、又はその利用に関する著作権を譲り受ける必要があります、これらについて契約書で定めることが必要です。著作権を誰が持つかを巡って後に争いが生じないように、契約書で著作権の所在を確認しておくことが重要です。

#### ● 依頼者に著作権を譲渡する場合

著作権は、自由に譲渡することができるため、契約で、依頼者がその著作物の著作権を著作者より譲り受けることもできます。著作権の譲渡を受けると、依頼者としては、その著作物を自由に利用できるだけでなく、その著作物を他人が利用することも制限できるようになるというメリットがあります。

しかし、逆に著作者にとっては、著作権を譲渡してしまうと、その後は、譲渡先の許諾を得ない限り、著作者自身が様々な活動をする際に必要となっても（例えば、その著作物をインターネットで公開したり、ポータルサイトとして紹介したりするような場合でも）、その著作物を利用することができなくなりますし、類似の著作物を作ることが制約されてしまう（依頼者に譲渡した著作権を侵害する可能性がある）というデメリットも生じます。著作権を譲渡する契約を結ぶ場合には、このような著作者のデメリットに配慮して、これを調整する規定（例えば、著作者自身の利用を認める規定や、著作者が類似の著作物を創作することを認める規定等）を置くことも一つの方法として考えられます。

その他、著作権の譲渡に際しては、譲渡する場合の対価の妥当性も含め、当事者間で十分に検討する必要があります。

（以下の規定例〔著作権の移転〕の場合は契約書例の第3条と差し替えることになり、契約書例第4条は不要となります。）

**規定例**

第〇条（著作権の移転）

本著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、第〇条の対価の支払いにより、乙に移転する。

**規定例（著作者による利用を認める場合）**

第〇条（著作権の移転）

- 1 本著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、第〇条の対価の支払いにより、乙に移転する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲に対し、甲が本著作物を利用することを認める。

**規定例（著作者による利用方法を指定して認める場合）**

第〇条（著作権の移転）

- 1 本著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、第〇条の対価の支払いにより、乙に移転する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲に対し、甲が本著作物を以下の方法で利用することを認める。
  - ① 甲が自身の制作活動を実施する際に必要となる場合
  - ② 甲が営利を目的とせずに本著作物を利用する場合
  - ③ その他乙が特に認めた場合

▶ **注意点**

著作権を譲渡する契約において、二次的著作物を創作する権利（著作権法第27条）及び二次的著作物を利用する権利（著作権法第28条）を譲渡の対象として明記しないときは、これらの権利は譲渡の対象としなかったという推定を受けます。

複製権、譲渡権など個別の権利単位で著作権を譲渡することも可能です。その場合、依頼者側は、譲り受ける権利の範囲によって著作物の利用目的を達成できるかどうかを慎重に検討する必要があります。

他方、著作者側はこれらの権利が譲渡の対象となると、その後、類似の著作物（二次的著作物）が創作できなくなってしまうので、作品の性質に応じて、譲渡するかどうかを慎重に検討する必要があります。

▶ **第4条（利用許諾）**

著作権が著作者に帰属する場合、依頼者が著作物を利用するためには、著作権者である著作者から、著作物の利用に関する了解を得なくてはなりません。利用する態様は、なるべく具体的にわかりやすく記載してください。契約書例では印刷物への利用、ウェブサイトにおける掲載を想定しています。

● **独占的利用許諾**

依頼者がその著作物を独占的に利用したい場合（著作権者が依頼者以外の者に対してその著作物の利用を了解することを制限したいとき）は、その旨を契約で定めておく必要があります。



**規定例**

第〇条（独占的利用許諾）

前条の許諾は、独占的なものとし、甲は、乙以外の第三者に対し、（1）印刷物における複製、販売、（2）ウェブサイトにおける掲載の各形態で本著作物を利用することを許諾してはならない。

第5条（著作者人格権）<p.8参照>

著作者人格権とは、著作者の精神的利益を守る、著作者のみが持っている権利です。財産権としての著作権とは異なり、譲渡や相続の対象となりません。

したがって、その著作物の著作権を著作者が持つ場合はもちろんのこと、依頼者に譲渡される場合でも、著作者人格権は著作者が有することになります。著作物の利用に関し、著作者人格権の問題が生じる可能性がある場合は、この点を意識した契約書を作成する必要があります。

① 同一性保持権

無断で著作物の内容や題号を改変すると同一性保持権の侵害になります。例えば、サイズの変更、色調の変更、縦横比の変更、一部切除等のような改変であっても、同一性保持権の問題が生じる可能性があります。

そのため、改変する場合にはあらかじめ著作者の確認を必要とすることを念のために規定したり、一定の場合には著作者の確認なしに改変できることを規定したりすることがあります。

② 氏名表示権

著作物を利用するときには、その著作者名を表示する必要がありますが、あらかじめどのような著作者名を付せばよいか（本名なのかペンネームなのか）を契約書で定めておくこととよいでしょう。著作者名を付さなくてよい場合には、その旨を契約書に明示しておきましょう。

③ 公表権

著作権法では、著作者に「公表権」が認められています。具体的な公表の時期や方法については、明確にしておくことが大切です。どのタイミングで著作物を公表するかについては、利用許諾契約の場合は、契約内容のところで併せて規定することができます。

著作者が、公表時期について、特段の指定をせず、利用者に任せる場合は、公表については契約書に記載しないことも多いと思われそうですが、利用者に委ねることを明確にするためその旨を契約書に明記することもあります。



**規定例（変更のつど承諾を要し、かつ、氏名表示を要する場合）**

第〇条（著作者人格権）

- 1 乙は、本著作物を改変する場合、事前に甲の承諾を得なければならない。
- 2 乙は、本著作物を利用するにあたって、次のとおり著作者名を表示する。  
・〇〇〇〇
- 3 甲乙は、本著作物の公表日を、〇〇年〇月〇日以降とすることを確認する。

**規定例（一定範囲での変更を認め、かつ、氏名表示を要しない場合）**

第〇条（著作者人格権）

- 1 甲は、乙が本著作物を利用するにあたり、その利用態様に応じて本著作物を変更したり、一部を切除したりすることを予め承諾する。ただし、乙は、これらの改変であっても本著作物の本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
- 2 乙は、前項以外の改変を行う場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、本著作物を利用するにあたって、著作者名の表示をすることを要しない。
- 4 甲乙は、本著作物の公表日を〇〇年〇月〇日以降とすることを確認する。

なお、納品された著作物を円滑に利用するため、依頼者から著作者に著作者人格権を行使しないよう求められる場合があります。

著作者としては、著作者人格権を行使しないことになってしまうと、依頼者が著作物を改変、修正した場合や著作者の氏名を表示しなかった場合でも、異議を述べることができないといった不利益が生じるため、注意が必要です。

**第6条（保証）**

納入された著作物が他人の著作権やプライバシー権等を侵害しているような場合、これを実際に利用する依頼者が、著作権侵害等を理由に権利者から損害賠償等の責任追及を受ける立場になります。このため、著作物の制作委託契約においては、著作者が著作物について他人の権利を侵害していないことを保証する条項を設けることがあります。トラブルへの対処について規定する場合もあります。

もっとも、このような条項を設けた場合、著作者に対して契約違反の責任をとってもらえることができるようになるだけで、著作権やプライバシー権侵害の被害者に対する責任がなくなるわけではないので、注意が必要です。

**規定例（基本）**

第〇条（保証）

甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証する。

**規定例（トラブルへの対処について規定する場合）**

第〇条（保証）

- 1 甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証する。
- 2 万一、本著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償の請求等がなされた場合、甲は自らの責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、乙に一切の迷惑損害を及ぼさないものとする。

**第7条（対価）**

著作物を創作してもらった契約における「対価」には、以下の内容が含まれています。

- ・ 創作作業への対価（作業料）
- ・ （著作者から著作物の利用の了解を得る場合）著作物の利用許諾の対価
- ・ （著作者から著作権の譲渡を受ける場合）著作権の譲渡の対価

対価の支払い方法には様々な方法がありますが、対価が著作権の譲渡に対する対価を含む場合は、創作業務に対する対価がいくらで、著作権の譲渡に対する対価がいくらかという内訳を明記した方が望ましいといえます。

対価が利用許諾に対する対価を含む場合は、創作業務に対する対価がいくらで、著作物の利用許諾に対する対価がいくらかという内訳を明記するのがよいでしょう。印税のように個別の結果に応じて対価を算定する方法もあります。

**規定例（一括払い・利用許諾の一例）**

第〇条（対価）

乙は、甲に対し、本著作物創作業務及び本著作物の利用許諾の対価として、金〇万円（消費税込み）を、〇〇年〇月〇日までに支払う。

**規定例（一括払い・著作権譲渡の一例）**

第〇条（対価）

乙は、甲に対し、本著作物創作業務及び本著作物に関する著作権譲渡の対価として、金〇万円（消費税別途）を、〇〇年〇月末日までに、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振り込み手数料は乙の負担とする。なお、対価の内訳は、以下のとおりとする。

金△万円：本著作物創作業務に対する対価

金□万円：本著作物に関する著作権譲渡の対価

### 規定例（複合方式・利用許諾の一例）

#### 第〇条（対価）

- 1 乙は、甲に対し、本著作物の創作業務の対価として、金〇万円を、〇〇年〇月末日までに、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込み手数料は乙の負担とする。
- 2 乙は、甲に対し、本著作物の利用許諾の対価として、以下の算式で算定される金額を支払うものとする。  
本件書籍の消費税を含まない本体価格（△△円）× 使用頁/全頁 × 発行部数 × □%
- 3 前項の対価は、毎年3月末日、9月末日を締め日として、締め日から30日以内に、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込み手数料は乙の負担とする。

※著作物が掲載される印刷物を「本件書籍」と定義しています。

#### ▶ 注意点

報酬の支払いについては、消費税を含む金額かどうか、また所得税は源泉徴収して支払うのかどうかを明らかにしておきましょう。

振込の場合は、振込手数料を誰が負担するかについても明記するようにしましょう。

#### 第8条（その他）

特に、契約書に記載されていない利用を行う場合などは、あらためて著作者の了解を得る必要があります。このことを確認するため、このような場合は別途協議する旨の条項を設けることがあります。

その他、契約書には、契約期間に関する条項、中途解約に関する条項、契約変更に関する条項、契約解除に関する条項、秘密保持に関する条項、権利義務の譲渡等禁止条項、合意管轄に関する条項等を置くことがあります。これらの条項例は、第1章の「2 契約書に定められる条項の一例」<p.4参照>をご参照ください。

## 第5節 ビデオ（会社のイメージ映像、社員研修用の映像等）の作成

### 1 対象

この節では、以下に示すように、映像の制作を依頼する／される場合の著作権に関する契約書について説明します。例えば、会社のイメージ映像をフリーの映像作家に依頼した場合を想定しています。なお、この契約書は、制作者である映像作家が著作権及び著作者人格権を有していることを前提としています。制作者のほかに、著作者と評価される人（監督、演出等を担当し映像著作物の全体的形成に寄与したと評価される人）がいる場合には適宜修正が必要となります。

### 2 契約書例

収入印紙の貼付が必要な場合にはこの場所に貼付してください。

#### 契 約 書

\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、映像制作業務の委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

●前文  
（「甲」は制作者、「乙」は依頼者です。）

#### 第1条（委託）

乙は、甲に対し、以下の映像著作物（以下「本著作物」という。）の制作を委託し、甲はこれを受託した。

●委託  
→ p.52

（1）タイトル：\_\_\_\_\_

（2）テーマ：\_\_\_\_\_

（3）映像種別：\_\_\_\_\_

（4）収録時間：\_\_\_\_\_

#### 第2条（納入）

1 甲は、乙に対し、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までに、本著作物を以下の方法で納入する。

・納入形式：\_\_\_\_\_

・納入個数：\_\_\_\_\_個

2 乙は、前項の納入を受けた後速やかに納入物を検査し、納入物に契約不適合がある場合や、乙の企画意図に合致しない場合は、その旨甲に通知し、当該通知を受けた甲は、速やかに乙の指示に従った対応をする。

3 乙は、納入物を、利用が終わり次第速やかに甲に返却する。

●納入  
→ p.52  
検査条項  
納入物の所有権  
遵守事項

#### 第3条（権利の帰属）

本著作物の著作権は甲に帰属する。

●権利の帰属  
→ p.53

第4条（利用許諾） ----- ●利用許諾  
→ p.54

甲は乙に対し、本著作物を下記形態で利用することを許諾する。

(1) 上映

上映場所： \_\_\_\_\_

上映期間： \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日まで

(2) ウェブサイトにおける掲載

サイト名： ○○社公式サイト

掲載期間： \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日まで

(3) その他

その他： \_\_\_\_\_

第5条（著作者人格権） ----- ●著作者人格権  
→ p.55

1 乙が本著作物の内容・表現又はその題号に変更を加える場合（拡大、縮小、色調の変更等も含む。）には、あらかじめ甲の承諾を必要とする。

2 乙は、本著作物を利用するにあたって、以下のとおり著作者名の表示をしなければならない。

・ \_\_\_\_\_

同一性保持権  
氏名表示権  
公表権

第6条（保証） ----- ●保証  
→ p.56

甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

第7条（対価） ----- ●対価  
→ p.57

乙は、甲に対し、映像制作業務及び本著作物の利用許諾の対価、その他本契約に基づく一切の対価として、金 \_\_\_\_\_円（消費税込み）を、 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日までに支払う。

報酬・対価に係る消費税や所得税（源泉徴収）については、支払いの相手方や報酬・対価の額などによって取り扱いが異なりますので、必要に応じ税の専門家に相談してください。

第8条（その他） ----- ●その他  
→ p.58

本契約に定めのない利用態様については、甲乙別途協議の上、利用の可否、対価等につき決するものとする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保持する。 ] ●後文

年 月 日

甲 住所  
氏名 印

乙 住所  
氏名 印

### 3 契約書作成の留意点

#### 第1条（委託）

著作物の創作を依頼するなど他人に一定の仕事を依頼する契約では、依頼する仕事の内容（映像のテーマ・対象、タイトル、映像種別、収録時間等）を特定することが重要です。

#### 第2条（納入）

この契約は、依頼を受けた者は依頼者に対して仕事を完成（著作物の創作）することを約束し、依頼者は成果物（著作物）を完成させたことに対して報酬を支払うことを約束する契約です。したがって、成果物をいつまでに完成し、完成した成果物をどのような方法で依頼者に納入するかについて定めておくことが必要です。

納期は年月日で明示する方法や、一定の期間を定めて示す方法（例えば、「契約締結後3か月以内」と規定する場合）が考えられます。

成果物の納入方法も具体的に定めておいた方がよいでしょう。例えば、電子データのファイル転送、データDVD等の持参・郵送、あるいは映像テープ等の持参・郵送等です。

#### ① 検査条項

「著作物の創作」のように、ある仕事を完成させることを契約の目的とする契約においては、納入された成果物によって「仕事の完成」があったと評価してよいかどうかについて依頼者側が検査する必要があります（例えば、会社のイメージ映像の制作を依頼した契約で、テーマと無関係の映像を制作しても、仕事を完成したことにはなりません。）。そこで、この納品検査の方法等について契約で定めておくことが必要です。

#### ② 納入物の所有権

映像制作を依頼する契約において、電子データ形式で納入する場合は、成果物の所有権が問題になることはありません。

ただし、成果物の記録媒体（映像テープ等）によっては、媒体それ自体が財産的な価値を持つことがあるため注意が必要です。所有権は、そのまま自然に依頼者に移転する、ということにはならないため、契約で決めておかないと、後日、成果物の所有権を巡って争いが生じる危険があります。依頼者において成果物の所有権を取得したい場合や、著作者において成果物の所有権を保有しておく必要がある場合は、特に成果物の所有権の帰属を契約書に明確に定めておく必要があるでしょう。

#### ③ 遵守事項

成果物の完成までに長期間を要するような場合には、仕事の進捗状況を管理するための条項や、



依頼者の指示に関する条項を設けることがあります。

#### 規定例

##### 第〇条（遵守事項）

- 1 甲は、乙の企画意図を理解、尊重し、適宜乙の指示に従うものとし、乙は、甲に対し、適宜企画意図に合致させるために本著作物の修正を求めることができる。ただし、甲の本契約に基づく業務を不当に遅延させてはならない。
- 2 甲は、乙から要求があったときは、乙に対し、適宜、本著作物に関する業務の進捗状況その他制作に関する事項を報告しなければならない。

#### 第3条（権利の帰属） <p.7参照>

著作権法では、現実に著作物を創作した人（制作者）が著作者となり、その著作者が著作権を持つものと定められています。依頼者が報酬を支払ったからといって、それだけで著作権を取得することにはなりません。

依頼者が著作物を利用するためには、著作権者からその利用について了解を得るか、又はその利用に関する著作権を譲り受ける必要があります、これらについて契約書で定めることが必要です。著作権を誰が持つかを巡って後に争いが生じないように、契約書で著作権の所在を確認しておくことが重要です。

#### ● 依頼者に著作権を譲渡する場合

著作権は、自由に譲渡することができるため、契約で、依頼者がその著作物の著作権を著作者より譲り受けることもできます。著作権の譲渡を受けると、依頼者としては、その著作物を自由に利用できるだけでなく、その著作物を他人が利用することも制限できるようになるというメリットがあります。

しかし、逆に著作者にとっては、著作権を譲渡してしまうと、その後は、譲渡先の許諾を得ない限り、著作者自身が様々な活動をする際に必要となっても（例えば、その著作物をインターネットで公開したり、一部分を上映したりするような場合でも）、その著作物を利用することができなくなりますし、類似の著作物を作ることが制約されてしまう（依頼者に譲渡した著作権を侵害する可能性がある）というデメリットも生じます。著作権を譲渡する契約を結ぶ場合には、このような著作者のデメリットに配慮して、これを調整する規定（例えば、著作者自身の利用を認める規定や、著作者が類似の著作物を創作することを認める規定等）を置くことも一つの方法として考えられます。

その他、著作権を譲渡するに際しては、譲渡する場合の対価の妥当性も含め、当事者間で十分に検討する必要があります。

（以下の規定例〔著作権の移転〕の場合は契約書例の第3条と差し替えることになり、契約書例第4条は不要となります。）

#### 規定例

##### 第〇条（著作権の移転）

本著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、第〇条の対価の支払いにより、乙に移転する。

#### 規定例（著作者による利用を認める場合）

##### 第〇条（著作権の移転）

- 1 本著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、第〇条の対価の支払いにより、乙に移転する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲に対し、甲が本著作物を利用することを認める。

#### 規定例（著作者による利用方法を指定して認める場合）

##### 第〇条（著作権の移転）

- 1 本著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、第〇条の対価の支払いにより、乙に移転する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲に対し、甲が本著作物を以下の方法で利用することを認める。
  - ① 甲が自身の制作活動を実施する際に必要となる場合
  - ② 甲が営利を目的とせずに本著作物を利用する場合
  - ③ その他乙が特に認めた場合

#### ▶ 注意点

著作権を譲渡する契約において、二次的著作物を創作する権利（著作権法第27条）及び二次的著作物を利用する権利（著作権法第28条）を譲渡の対象として明記しないときは、これらの権利は譲渡の対象としなかったという推定を受けます。

複製権、譲渡権など個別の権利単位で著作権を譲渡することも可能です。その場合、依頼者側は、譲り受ける権利の範囲によって著作物の利用目的を達成できるかどうかを慎重に検討する必要があります。

他方、著作者側はこれらの権利が譲渡の対象となると、その後、類似の著作物（二次的著作物）が創作できなくなってしまうので、作品の性質に応じて、譲渡するかどうかを慎重に検討する必要があります。

#### 第4条（利用許諾）

著作権が著作者に帰属する場合、依頼者がその著作物を利用するためには、著作権者である著作者から、著作物の利用に関する了解を得なくてはなりません。利用する態様は、なるべく具体的にわかりやすく記載してください。契約書例では、上映とウェブサイトにおける掲載を想定しています。

#### ● 独占的利用許諾

依頼者がその著作物を独占的に利用したい場合（著作権者が依頼者以外の者に対してその著作物の利用を了解することを制限したいとき）は、その旨を契約で定めておく必要があります。



**規定例**

第〇条（独占的利用許諾）

前条の許諾は、独占的なものとし、甲は、乙以外の第三者に対し、(1) 上映、(2) ウェブサイトにおける掲載の各形態で本著作物を利用することを許諾してはならない。

第5条（著作者人格権）<p.8参照>

著作者人格権とは、著作者の精神的利益を守る、著作者のみが持っている権利です。財産権としての著作権とは異なり、譲渡や相続の対象となりません。

したがって、その著作物の著作権を著作者が持つ場合はもちろんのこと、依頼者に譲渡される場合でも、著作者人格権は著作者が有することになります。著作物の利用に関し、著作者人格権の問題が生じる可能性がある場合は、この点を意識した契約書を作成する必要があります。

① 同一性保持権

無断で著作物の内容や題号を改変すると同一性保持権の侵害になります。例えば、サイズの変更、色調の変更、縦横比の変更、一部切除等のような改変であっても、同一性保持権の問題が生じる可能性があります。

そのため、改変する場合にはあらかじめ著作者の確認を必要とすることを念のために規定したり、一定の場合には著作者の確認なしに改変できることを規定したりすることがあります。

② 氏名表示権

著作物を利用するときには、その著作者名を表示する必要がありますが、あらかじめどのような著作者名を付せばよいか（本名なのかペンネームなのか）を契約書で定めておくといでしょう。著作者名を付さなくてよい場合には、その旨を契約書に明示しておきましょう。

③ 公表権

著作権法では、著作者に「公表権」が認められています。具体的な公表の時期や方法については、明確にしておくことが大切です。どのタイミングで著作物を公表するかについては、利用許諾契約の場合は、契約内容のところで併せて規定することができます。

著作者が、公表時期について、特段の指定をせず、利用者に任せる場合は、公表については契約書に記載しないことも多いと思われそうですが、利用者に委ねることを明確にするためその旨を契約書に明記することもあります。

**規定例（変更のつど承諾を要し、かつ、氏名表示を要する場合）**

第〇条（著作者人格権）

- 1 乙は、本著作物を改変する場合、事前に甲の承諾を得なければならない。
- 2 乙は、本著作物を利用するにあたって、次のとおり著作者名を表示する。  
・〇〇〇〇
- 3 甲乙は、本著作物の公表日を、〇〇年〇月〇日以降とすることを確認する。

**規定例（一定範囲での変更を認め、かつ、氏名表示を要しない場合）**

第〇条（著作者人格権）

- 1 甲は、乙が本著作物を利用するにあたり、その利用態様に応じて本著作物を変更したり、一部を切除することを予め承諾する。ただし、乙は、これらの改変であっても本著作物の本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
- 2 乙は、前項以外の改変を行う場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、本著作物を利用するにあたって、著作者名の表示をすることを要しない。
- 4 甲乙は、本著作物の公表日を、〇〇年〇月〇日以降とすることを確認する。

なお、納品された著作物を円滑に利用するため、依頼者から著作者に著作者人格権を行使しないよう求められる場合があります。

著作者としては、著作者人格権を行使しないことになってしまうと、依頼者が著作物を改変、修正した場合や著作者の氏名を表示しなかった場合でも、異議を述べることができないといった不利益が生じるため、注意が必要です。

**第6条（保証）**

納入された著作物が他人の著作権やプライバシー権等を侵害しているような場合、これを実際に利用する依頼者が、著作権侵害等を理由に権利者から損害賠償等の責任追及を受ける立場になります。このため、著作物の制作委託契約においては、著作者が著作物について他人の権利を侵害していないことを保証する条項を設けることがあります。トラブルへの対処について規定する場合もあります。

もっとも、このような条項を設けた場合、著作者に対して契約違反の責任をとってもらえることができるようになるだけで、著作権やプライバシー権侵害の被害者に対する責任がなくなるわけではないので、注意が必要です。

**規定例（基本）**

第〇条（保証）

甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証する。

### 規定例（トラブルへの対処について規定する場合）

#### 第〇条（保証）

- 1 甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証する。
- 2 万一、本著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償の請求等がなされた場合、甲は自らの責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、乙に一切の迷惑損害を及ぼさないものとする。

## 第7条（対価）

著作物を創作してもらう契約における「対価」には、以下の内容が含まれています。

- ・創作作業への対価（作業料）
- ・（著作者から著作物の利用の了解を得る場合）著作物の利用許諾の対価
- ・（著作者から著作権の譲渡を受ける場合）著作権の譲渡の対価

対価の支払い方法には様々な方法がありますが、対価が著作権の譲渡に対する対価を含む場合、創作業務に対する対価がいくらで、著作権の譲渡に対する対価がいくらかという内訳を明記した方が望ましいといえます。

対価が利用許諾に対する対価を含む場合は、創作業務に対する対価がいくらで、著作物の利用許諾に対する対価がいくらかという内訳を明記するのがよいでしょう。視聴数のように個別の結果に応じて対価を算定する方法もあります。

### 規定例（一括払い・利用許諾の一例）

#### 第〇条（対価）

乙は、甲に対し、本著作物創作業務及び本著作物の利用許諾の対価として、金〇万円（消費税込み）を、〇〇年〇月〇日までに支払う。

### 規定例（一括払い・著作権譲渡の一例）

#### 第〇条（対価）

乙は、甲に対し、本著作物創作業務及び本著作物に関する著作権譲渡の対価として、金〇万円（消費税別途）を、〇〇年〇月末日までに、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振り込み手数料は乙の負担とする。なお、対価の内訳は、以下のとおりとする。

金△万円：本著作物創作業務に対する対価

金□万円：本著作物に関する著作権譲渡の対価

**規定例（複合方式・利用許諾・公衆送信の一例）**

第〇条（対価）

- 1 乙は、甲に対し、本著作物の創作業務の対価として、金〇万円を、〇〇年〇月末日までに、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込み手数料は乙の負担とする。
- 2 乙は、甲に対し、本著作物の利用許諾の対価として、以下の算式で算定される金額を支払うものとする。  
$$\text{インターネットにて提供する場合の本体価格（△△円）} \times \text{視聴数} \times \square\%$$
- 3 前項の対価は、毎年3月末日、9月末日を締め日として、締め日から30日以内に、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込み手数料は乙の負担とする。

▶ **注意点**

報酬の支払いについては、消費税を含む金額かどうか、また所得税は源泉徴収して支払うのかどうかを明らかにしておきましょう。

振込の場合は、振込手数料を誰が負担するかについても明記するようにしましょう。

▶ **第8条（その他）**

特に、契約書に記載されていない利用を行う場合などは、あらためて著作者の了解を得る必要があります。このことを確認するため、このような場合は別途協議する旨の条項を設けることがあります。

その他、契約書には、契約期間に関する条項、中途解約に関する条項、契約変更に関する条項、契約解除に関する条項、秘密保持に関する条項、権利義務の譲渡等禁止条項、合意管轄に関する条項等を置くことがあります。これらの条項例は、第1章の「2 契約書に定められる条項の一例」<p.4参照>をご参照ください。

## 第6節 写真の撮影

### 1 対象

この節では、以下に示すように、写真の撮影を依頼する／される場合の著作権に関する契約書について説明します。例えば、パンフレットに掲載する写真の撮影をフリーカメラマンに依頼する場合を想定します。

### 2 契約書例

収入印紙の貼付が必要な場合にはこの場所に貼付してください。

#### 契 約 書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。) と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) とは、写真撮影業務の委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

●前文  
(「甲」は撮影者、「乙」は依頼者です。)

#### 第1条 (委託)

乙は、甲に対し、以下の写真 (以下「本著作物」という。) の撮影を委託し、甲はこれを受託した。

●委託  
→ p.61

(1) テーマ: \_\_\_\_\_

(2) 形式: \_\_\_\_\_

(3) 枚数: \_\_\_\_\_

#### 第2条 (納入)

1 甲は乙に対し、本著作物を以下の形式により、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までに、乙に対して納入する。

・ \_\_\_\_\_

2 乙は、前項の納入を受けた後速やかに納入物を検査し、納入物に契約不適合がある場合や、乙の企画意図に合致しない場合は、その旨甲に通知し、当該通知を受けた甲は、速やかに乙の指示に従った対応をする。

3 乙は、納入物を、利用が終わり次第速やかに甲に返却する。

●納入  
→ p.61  
検査条項  
納入物の所有権  
遵守事項

#### 第3条 (権利の帰属)

本著作物の著作権は甲に帰属する。

●権利の帰属  
→ p.62

#### 第4条 (利用許諾)

甲は乙に対し、本著作物を下記形態で利用することを許諾する。

●利用許諾  
→ p.63

(1) 印刷物への利用

名称：広報〇〇〇〇、部数：\_\_\_\_\_部

名称：\_\_\_\_\_、部数：\_\_\_\_\_部

名称：\_\_\_\_\_、部数：\_\_\_\_\_部

(2) ウェブサイトにおける掲載

サイト名：〇〇社公式サイト

掲載期間：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日まで

(3) その他

その他：\_\_\_\_\_

第5条（著作者人格権）

- 1 乙が本著作物の内容・表現又はその題号に変更を加える場合（拡大、縮小、色調の変更等も含む。）には、あらかじめ甲の承諾を必要とする。
- 2 乙は、本著作物を利用するにあたって、以下のとおり著作者名の表示をしなければならない。  
・ \_\_\_\_\_

●著作者人格権  
→ p.64  
同一性保持権  
氏名表示権  
公表権

第6条（保証）

甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

●保証  
→ p.65

第7条（対価）

乙は、甲に対し、写真撮影業務及び本著作物の利用許諾の対価、その他本契約に基づく一切の対価として、金\_\_\_\_\_円（消費税込み）を、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日までに支払う。

報酬・対価に係る消費税や所得税（源泉徴収）については、支払いの相手方や報酬・対価の額などによって取り扱いが異なりますので、必要に応じ税の専門家に相談してください。

●対価  
→ p.66

第8条（その他）

本契約に定めのない利用態様については、甲乙別途協議の上、利用の可否、対価等につき決するものとする。

●その他  
→ p.67

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保持する。

●後文

年 月 日

甲 住所  
氏名 印  
乙 住所  
氏名 印

### 3 契約書作成の留意点

#### 第1条（委託）

著作物の創作を依頼するなど他人に一定の仕事を依頼する契約では、依頼する仕事の内容（撮影する写真のテーマ・対象、納品する写真のサイズ、カラー・モノクロの別、分量等）を特定することが重要です。

#### 第2条（納入）

この契約は、依頼を受けた者は依頼者に対して仕事を完成（著作物の創作）することを約束し、依頼者は成果物（著作物）を完成させたことに対して報酬を支払うことを約束する契約です。したがって、成果物をいつまでに完成し、完成した成果物をどのような方法で依頼者に納入するかについて定めておくことが必要です。

納期は年月日で明示する方法や、一定の期間を定めて示す方法（例えば、「契約締結後3か月以内」と規定する場合）が考えられます。

成果物の納入方法も具体的に定めておいた方がよいでしょう。例えば、電子メールでのデータ送信・ファイル転送、データCD等の持参・郵送、あるいはフィルム等の持参・郵送等です。

#### ① 検査条項

「著作物の創作」のように、ある仕事を完成させることを契約の目的とする契約においては、納入された成果物によって「仕事の完成」があったと評価してよいかどうかについて依頼者側が検査する必要があります（例えば、パンフレットに掲載する写真の撮影を依頼した契約で、全く関係のないシーンばかりを撮影しても、仕事を完成したことにはなりません。）。そこで、この納品検査の方法等について契約で定めておくことが必要です。

#### ② 納入物の所有権

写真撮影を依頼する契約において、電子データ形式で納入する場合は、成果物の所有権が問題になることはありません。

ただし、成果物の記録媒体（フィルム等）によっては、媒体それ自体が財産的な価値を持つことがあるため注意が必要です。所有権は、そのまま自然に依頼者に移転する、ということにはならないため、契約で決めておかないと、後日、成果物の所有権を巡って争いが生じる危険があります。依頼者において成果物の所有権を取得したい場合や、著作者において成果物の所有権を保有しておく必要がある場合は、特に成果物の所有権の帰属を契約書に明確に定めておく必要があります。



### ③ 遵守事項

成果物の完成までに長期間を要するような場合には、仕事の進捗状況を管理するための条項や、依頼者の指示に関する条項を設けることがあります。

#### 規定例

##### 第〇条（遵守事項）

- 1 甲は、乙の企画意図を理解、尊重し、適宜乙の指示に従うものとし、乙は、甲に対し、適宜企画意図に合致させるために本著作物の修正を求めることができる。ただし、甲の本契約に基づく業務を不当に遅延させてはならない。
- 2 甲は、乙から要求があったときは、乙に対し、適宜、本著作物に関する業務の進捗状況その他制作に関する事項を報告しなければならない。

### 第3条（権利の帰属） <p.7参照>

著作権法では、現実に著作物を創作した人（撮影者）が著作者となり、その著作者が著作権を持つものと定められています。依頼者が報酬を支払ったからといって、それだけで著作権を取得することにはなりません。

依頼者が著作物を利用するためには、著作権者からその利用について了解を得るか、又はその利用に関する著作権を譲り受ける必要があります、これらについて契約書で定めることが必要です。著作権を誰が持つかを巡って後に争いが生じないように、契約書で著作権の所在を確認しておくことが重要です。

#### ● 依頼者に著作権を譲渡する場合

著作権は、自由に譲渡することができるため、契約で、依頼者がその著作物の著作権を著作者より譲り受けることもできます。著作権の譲渡を受けると、依頼者としては、その著作物を自由に利用できるだけでなく、その著作物を他人が利用することも制限できるようになるというメリットがあります。

しかし、逆に著作者にとっては、著作権を譲渡してしまうと、その後は、譲渡先の了解を得ない限り、著作者自身が様々な活動をする際に必要となっても（例えば、その著作物をインターネットで公開するような場合でも）その著作物を利用することができなくなりますし、類似の著作物を作ることが制約されてしまう（譲渡した著作権を侵害する可能性がある）というデメリットも生じます。著作権を譲渡する契約を結ぶ場合には、このような著作者のデメリットに配慮して、これを調整する規定（例えば、著作者自身の利用を認める規定や、著作者が類似の著作物を創作することを認める規定等）を置くことも一つの方法として考えられます。

その他、著作権を譲渡するに際しては、譲渡する場合の対価の妥当性も含め、当事者間で十分に検討する必要があります。

（以下の規定例〔著作権の移転〕の場合は契約書例の第3条と差し替えることになり、契約書例第



4条は不要となります。)

#### 規定例

##### 第〇条（著作権の移転）

本著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、第〇条の対価の支払いにより、乙に移転する。

#### 規定例（著作者による利用を認める場合）

##### 第〇条（著作権の移転）

- 1 本著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、第〇条の対価の支払いにより、乙に移転する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲に対し、甲が本著作物を利用することを認める。

#### 規定例（著作者による利用方法を指定して認める場合）

##### 第〇条（著作権の移転）

- 1 本著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、第〇条の対価の支払いにより、乙に移転する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲に対し、甲が本著作物を以下の方法で利用することを認める。
  - ① 甲が自身の制作活動を実施する際に必要となる場合
  - ② 甲が営利を目的とせずに本著作物を利用する場合
  - ③ その他乙が特に認めた場合

#### ▶ 注意点

著作権を譲渡する契約において、二次的著作物を創作する権利（著作権法第27条）及び二次的著作物を利用する権利（著作権法第28条）を譲渡の対象として明記しないときは、これらの権利は譲渡の対象としなかったという推定を受けます。

複製権、譲渡権など個別の権利単位で著作権を譲渡することも可能です。その場合、依頼者側は、譲り受ける権利の範囲によって著作物の利用目的を達成できるかどうかを慎重に検討する必要があります。

他方、著作者側はこれらの権利が譲渡の対象となると、その後、類似の著作物（二次的著作物）が創作できなくなってしまうので、作品の性質に応じて、譲渡するかどうかを慎重に検討する必要があります。

#### 第4条（利用許諾）

著作権が著作者に帰属する場合、依頼者がその著作物を利用するためには、著作権者である著作者から、著作物の利用に関する了解を得なくてはなりません。利用する態様は、なるべく具体的にわかりやすく記載してください。契約書例では印刷物への利用、ウェブサイトにおける掲載を想定しています。

● 独占的利用許諾

依頼者がその著作物を独占的に利用したい場合（著作権者が依頼者以外の者に対してその著作物の利用を了解することを制限したいとき）は、その旨を契約で定めておく必要があります。

**規定例**

第〇条（独占的利用許諾）

前条の許諾は、独占的なものとし、甲は、乙以外の第三者に対し、(1) 印刷物における複製、販売、(2) ウェブサイトにおける掲載の各形態で本著作物を利用することを許諾してはならない。

▶ 第5条（著作者人格権）<p.8参照>

著作者人格権とは、著作者の精神的利益を守る、著作者のみが持っている権利です。財産権としての著作権とは異なり、譲渡や相続の対象となりません。

したがって、その著作物の著作権を著作者が持つ場合はもちろんのこと、依頼者に譲渡される場合でも、著作者人格権は著作者が有することになります。著作物の利用に関し、著作者人格権の問題が生じる可能性がある場合は、この点を意識した契約書を作成する必要があります。

① 同一性保持権

無断で著作物の内容や題号を改変すると同一性保持権の侵害になります。例えば、サイズの変更、色調の変更、縦横比の変更、一部切除等のような改変であっても、同一性保持権の問題が生じる可能性があります。

そのため、改変する場合にはあらかじめ著作者の確認を必要とすることを念のために規定したり、一定の場合には著作者の確認なしに改変できることを規定したりすることがあります。

② 氏名表示権

著作物を利用するときには、その著作者名を表示する必要がありますが、あらかじめどのような著作者名を付せばよいか（本名なのかペンネームなのか）を契約書で定めておくことによいでしょう。著作者名を付さなくてよい場合には、その旨を契約書に明示しておきましょう。

③ 公表権

著作権法では、著作者に「公表権」が認められています。具体的な公表の時期や方法については、明確にしておくことが大切です。どのタイミングで著作物を公表するかについては、利用許諾契約の場合は、契約内容のところで併せて規定することができます。

著作者が、公表時期について、特段の指定をせず、利用者に任せる場合は、公表については契約書に記載しないことも多いと思われそうですが、利用者に委ねることを明確にするためその旨を契約書に明記することもあります。

**規定例（変更のつど承諾を要し、かつ、氏名表示を要する場合）**

## 第〇条（著作者人格権）

- 1 乙は、本著作物を改変する場合、事前に甲の承諾を得なければならない。
- 2 乙は、本著作物を利用するにあたって、次のとおり著作者名を表示する。  
・〇〇〇〇
- 3 甲乙は、本著作物の公表日を、〇〇年〇月〇日以降とすることを確認する。

**規定例（一定範囲での変更を認め、かつ、氏名表示を要しない場合）**

## 第〇条（著作者人格権）

- 1 甲は、乙が本著作物を利用するにあたり、その利用態様に応じて本著作物を変更したり、一部を切除したりすることを予め承諾する。ただし、乙は、これらの改変であっても本著作物の本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
- 2 乙は、前項以外の改変を行う場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、本著作物を利用するにあたって、著作者名の表示をすることを要しない。
- 4 甲乙は、本著作物の公表日を、〇〇年〇月〇日以降とすることを確認する。

なお、納品された著作物を円滑に利用するため、依頼者から著作者に著作者人格権を行使しないよう求められる場合があります。

著作者としては、著作者人格権を行使しないことになってしまうと、依頼者が著作物を改変、修正した場合や著作者の氏名を表示しなかった場合でも、異議を述べることができないといった不利益が生じるため、注意が必要です。

**第6条（保証）**

納入された著作物が他人の著作権やプライバシー権等を侵害しているような場合、これを実際に利用する依頼者が、著作権侵害等を理由に権利者から損害賠償等の責任追及を受ける立場になります。このため、著作物の制作委託契約においては、著作者が著作物について他人の権利を侵害していないことを保証する条項を設けることがあります。トラブルへの対処について規定する場合もあります。

もっとも、このような条項を設けた場合、著作者に対して契約違反の責任をとってもらえることができるようになるだけで、著作権やプライバシー権侵害の被害者に対する責任がなくなるわけではないので、注意が必要です。

**規定例（基本）**

## 第〇条（保証）

甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証する。

**規定例（トラブルへの対処について規定する場合）**

第〇条（保証）

- 1 甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証する。
- 2 万一、本著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償の請求等がなされた場合、甲は自らの責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、乙に一切の迷惑損害を及ぼさないものとする。

**第7条（対価）**

著作物を創作してもらう契約における「対価」には、以下の内容が含まれています。

- ・ 創作作業への対価（作業料）
- ・ （著作者から著作物の利用の了解を得る場合）著作物の利用許諾の対価
- ・ （著作者から著作権の譲渡を受ける場合）著作権の譲渡の対価

対価の支払い方法には様々な方法がありますが、対価が著作権の譲渡に対する対価を含む場合、創作業務に対する対価がいくらで、著作権の譲渡に対する対価がいくらかという内訳を明記した方が望ましいといえます。

対価が利用許諾に対する対価を含む場合は、創作業務に対する対価がいくらで、著作物の利用許諾に対する対価がいくらかという内訳を明記するのがよいでしょう。印税のように個別の結果に応じて対価を算定する方法もあります。

**規定例（一括払い・利用許諾の一例）**

第〇条（対価）

乙は、甲に対し、本著作物創作業務及び本著作物の利用許諾の対価として、金〇万円（消費税込み）を〇〇年〇月〇日までに支払う。

**規定例（一括払い・著作権譲渡の一例）**

第〇条（対価）

乙は、甲に対し、本著作物創作業務及び本著作物に関する著作権譲渡の対価として、金〇万円（消費税別途）を、〇〇年〇月末日までに、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振り込み手数料は乙の負担とする。なお、対価の内訳は、以下のとおりとする。

金△万円：本著作物創作業務に対する対価

金□万円：本著作物に関する著作権譲渡の対価

**規定例（複合方式・利用許諾の一例）****第〇条（対価）**

- 1 乙は、甲に対し、本著作物の創作業務の対価として、金〇万円を、〇〇年〇月末日までに、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込み手数料は乙の負担とする。
- 2 乙は、甲に対し、本著作物の利用許諾の対価として、以下の算式で算定される金額を支払うものとする。  

$$\text{本件書籍の消費税を含まない本体価格（△△円）} \times \text{使用頁} / \text{全頁} \times \text{発行部数} \times \square\%$$
- 3 前項の対価は、毎年3月末日、9月末日を締め日として、締め日から30日以内に、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込み手数料は乙の負担とする。

※著作物が掲載される印刷物を「本件書籍」と定義しています。

**▶ 注意点**

報酬の支払いについては、消費税を含む金額かどうか、また所得税は源泉徴収して支払うのかどうかを明らかにしておきましょう。

振込の場合は、振込手数料を誰が負担するかについても明記するようにしましょう。

**第8条（その他）**

特に、契約書に記載されていない利用を行う場合などは、あらためて著作者の了解を得る必要があり、このことを確認するため、このような場合は別途協議する旨の条項を設けることがあります。

その他、契約書には、契約期間に関する条項、中途解約に関する条項、契約変更に関する条項、契約解除に関する条項、秘密保持に関する条項、権利義務の譲渡等禁止条項、合意管轄に関する条項等を置くことがあります。これらの条項例は、第1章の「2 契約書に定められる条項の一例」<p.4参照>をご参照ください。



## 第7節 音楽の作成

### 1 対象

この節では、以下に示すように、音楽制作を依頼する／される場合の著作権に関する契約書について説明します。例えば、学校の校歌、学芸会や演奏会等の発表、イベント等に使用する音楽の制作をフリーランスの作家に依頼する場合を想定します。なお、本契約書は、制作者である作家が著作権及び著作者人格権を有していること、及び楽器演奏等も制作者が担っていることを前提としていますので、制作者の他に著作隣接権を有する人がいる場合には、適宜修正が必要となります。

また、本契約書は、主に非営利の団体が、営利を目的としない活動等のための音楽制作をフリーランスの作詞家・作曲家に依頼するケースを対象としています。商業ベースのもの、エージェントが仲介するもの、大規模・継続的なイベントのための音楽制作には馴染みません。これらの場合は、報酬や利用の条件等についてより細かい規定が必要となる場合が多いと思われるので、実際の契約にあたっては当事者間で十分な協議をした方がよいでしょう。

### 2 契約書例

収入印紙の貼付が必要な場合にはこの場所に貼付してください。

#### 契 約 書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。) と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) とは、音楽制作業務の委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

#### 第1条 (委託)

乙は、甲に対し、以下の音楽 (以下「本著作物」という。) の制作を委託し、甲はこれを受託した。

- (1) 分類: \_\_\_\_\_
- (2) 音楽のテーマ: \_\_\_\_\_
- (3) ジャンル: \_\_\_\_\_
- (4) 分数: \_\_\_\_\_
- (5) 曲調: \_\_\_\_\_
- (6) 使用楽器: \_\_\_\_\_

- 前文  
(「甲」は制作者、「乙」は依頼者です。)
- 委託  
→ p.71

<p>第2条（納入） -----</p> <p>1 甲は乙に対し、本著作物を以下の形式により、____年____月____日までに、乙に対して納入する。</p> <p>・ _____</p> <p>2 乙は、前項の納入を受けた後速やかに納入物を検査し、納入物に契約不適合がある場合や、乙の企画意図に合致しない場合は、その旨甲に通知し、当該通知を受けた甲は、速やかに乙の指示に従った対応をする。</p> <p>3 乙は、納入物を、利用が終わり次第速やかに甲に返却する。</p>	<p>●納入 → p.71 検査条項 納入物の所有権 遵守事項</p>
<p>第3条（権利の帰属） -----</p> <p>本著作物の著作権は甲に帰属する。</p>	<p>●権利の帰属 → p.72</p>
<p>第4条（利用許諾） -----</p> <p>甲は乙に対し、本著作物を下記形態で利用することを許諾する。</p> <p>（1）上演 上演場所： _____ 上演期間： ____年 ____月 ____日から ____年 ____月 ____日まで</p> <p>（2）ウェブサイトにおける掲載 サイト名： ○○社公式サイト 掲載期間： ____年 ____月 ____日から ____年 ____月 ____日まで</p> <p>（3）その他 その他： _____</p>	<p>●利用許諾 → p.73</p>
<p>第5条（著作者人格権） -----</p> <p>1 乙が本著作物の内容・表現又はその題号に変更を加える場合には、あらかじめ甲の承諾を必要とする。</p> <p>2 乙は、本著作物を利用するにあたって、以下のとおり著作者名の表示をしなければならない。</p> <p>・ _____</p>	<p>●著作者人格権 → p.74 同一性保持権 氏名表示権 公表権</p>
<p>第6条（保証） -----</p> <p>甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。</p>	<p>●保証 → p.75</p>
<p>第7条（対価） -----</p> <p>乙は、甲に対し、楽曲制作業務及び本著作物の利用許諾の対価、その他本契約に基づく一切の対価として、金 _____円（消費税込み）を、____年____月____日までに支払う。</p> <p>報酬・対価に係る消費税や所得税（源泉徴収）については、支払いの相手方や報酬・対価の額などによって取り扱いが異なりますので、必要に応じ税の専門家に相談してください。</p>	<p>●対価 → p.76</p>



第8条 (その他)

-----  
本契約に定めのない利用態様については、甲乙別途協議の上、利用の可否、対価等につき決するものとする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保持する。

年 月 日

甲 住所  
氏名 印  
乙 住所  
氏名 印

●その他  
→ p.77

●後文

### 3 契約書作成の留意点

#### 第1条（委託）

著作物の創作を依頼するなど他人に一定の仕事を依頼する契約では、依頼する仕事の内容（音楽のテーマ・イメージ、ジャンル、曲調、使用楽器、演奏時間等）を特定することが重要です。

#### 第2条（納入）

この契約は、依頼を受けた者は依頼者に対して仕事を完成（著作物の創作）することを約束し、依頼者は成果物（著作物）を完成させたことに対して報酬を支払うことを約束する契約です。したがって、成果物をいつまでに完成し、完成した成果物をどのような方法で依頼者に納入するかについて定めておくことが必要です。

納期は年月日で明示する方法や、一定の期間を定めて示す方法（例えば、「契約締結後3か月以内」と規定する場合）が考えられます。

成果物の納入方法も具体的に定めておいた方がよいでしょう。例えば、電子メールでのデータ送信・ファイル転送、データCD等の持参・郵送、あるいは楽譜等です。

#### ① 検査条項

「著作物の創作」のように、ある仕事を完成させることを契約の目的とする契約においては、納入された成果物によって「仕事の完成」があったと評価してよいかどうかについて依頼者側が検査する必要があります（例えば、学校校歌の制作を依頼した契約で、およそ校歌といえないような音楽を制作したとしても、仕事を完成したことにはなりません。）。そこで、この納品検査の方法等について契約で定めておくことが必要です。

#### ② 納入物の所有権

音楽制作を依頼する契約において、電子データ形式で納入する場合は、成果物の所有権が問題になることはありません。

ただし、成果物の記録媒体（手書きの楽譜など）によっては、媒体それ自体が財産的な価値を持つことがあるため注意が必要です。所有権は、そのまま自然に依頼者に移転する、ということにはならないため、契約で決めておかないと、後日、成果物の所有権を巡って争いが生じる危険があります。依頼者において成果物の所有権を取得したい場合や、著作者において成果物の所有権を保有しておく必要がある場合は、特に成果物の所有権の帰属を契約書に明確に定めておく必要があるでしょう。

#### ③ 遵守事項

成果物の完成までに長期間を要するような場合には、仕事の進捗状況を管理するための条項や、

依頼者の指示に関する条項を設けることがあります。

#### 規定例

##### 第〇条（遵守事項）

- 1 甲は、乙の企画意図を理解、尊重し、適宜乙の指示に従うものとし、乙は、甲に対し、適宜企画意図に合致させるために本著作物の修正を求めることができる。ただし、甲の本契約に基づく業務を不当に遅延させてはならない。
- 2 甲は、乙から要求があったときは、乙に対し、適宜、本著作物に関する業務の進捗状況その他制作に関する事項を報告しなければならない。

#### 第3条（権利の帰属） <p.7参照>

著作権法では、現実に著作物を創作した人（作詞者・作曲者）が著作者となり、その著作者が著作権を持つものと定められています。依頼者が報酬を支払ったからといって、それだけで著作権を取得することにはなりません。

依頼者が著作物を利用するためには、著作権者からその利用について了解を得るか、又はその利用に関する著作権を譲り受ける必要があります、これらについて契約書で定めることが必要です。著作権を誰が持つかを巡って後に争いが生じないように、契約書で著作権の所在を確認しておくことが重要です。

#### ● 依頼者に著作権を譲渡する場合

著作権は、自由に譲渡することができるため、契約で、依頼者がその著作物の著作権を著作者より譲り受けることもできます。著作権の譲渡を受けると、依頼者としては、その著作物を自由に利用できるだけでなく、その著作物を他人が利用することも制限できるようになるというメリットがあります。

しかし、逆に著作者にとっては、著作権を譲渡してしまうと、その後は、譲渡先の許諾を得ない限り、著作者自身が様々な活動をする際に必要となっても（例えば、その著作物をインターネットで公開したり、自身で公に演奏したりするような場合でも）、その著作物を利用することができなくなりますし、類似の著作物を作ることが制約されてしまう（依頼者に譲渡した著作権を侵害する可能性がある）というデメリットも生じます。著作権を譲渡する契約を結ぶ場合には、このような著作者のデメリットに配慮して、これを調整する規定（例えば、著作者自身の利用を認める規定や、著作者が類似の著作物を創作することを認める規定等）を置くことも一つの方法として考えられます。

その他、著作権を譲渡するに際しては、譲渡する場合の対価の妥当性も含め、当事者間で十分に検討する必要があります。

（以下の規定例〔著作権の移転〕の場合は契約書例の第3条と差し替えることになり、契約書例第4条は不要となります。）

**規定例****第〇条（著作権の移転）**

本著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、第〇条の対価の支払いにより、乙に移転する。

**規定例（著作者による利用を認める場合）****第〇条（著作権の移転）**

- 1 本著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、第〇条の対価の支払いにより、乙に移転する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲に対し、甲が本著作物を利用することを認める。

**規定例（著作者による利用方法を指定して認める場合）****第〇条（著作権の移転）**

- 1 本著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、第〇条の対価の支払いにより、乙に移転する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲に対し、甲が本著作物を以下の方法で利用することを認める。
  - ① 甲が自身の制作活動を実施する際に必要となる場合
  - ② 甲が営利を目的とせずに本著作物を利用する場合
  - ③ その他乙が特に認めた場合

**▶ 注意点**

著作権を譲渡する契約において、二次的著作物を創作する権利（著作権法第27条）及び二次的著作物を利用する権利（著作権法第28条）を譲渡の対象として明記しないときは、これらの権利は譲渡の対象としなかったという推定を受けます。

複製権、譲渡権など個別の権利単位で著作権を譲渡することも可能です。その場合、依頼者側は、譲り受ける権利の範囲によって著作物の利用目的を達成できるかどうかを慎重に検討する必要があります。

他方、著作者側はこれらの権利が譲渡の対象となると、その後、類似の著作物（二次的著作物）が創作できなくなってしまうので、作品の性質に応じて、譲渡するかどうかを慎重に検討する必要があります。

**第4条（利用許諾）**

著作権が著作者に帰属する場合、依頼者がその著作物を利用するためには、著作権者である著作者から、著作物の利用に関する了解を得なくてはなりません。利用する態様は、なるべく具体的にわかりやすく記載してください。契約書例では、上演とウェブサイトにおける掲載を想定しています。

**● 独占的利用許諾**

依頼者がその著作物を独占的に利用したい場合（著作権者が依頼者以外の者に対してその著作物の利用を了解することを制限したいとき）は、その旨を契約で定めておく必要があります。

**規定例**

第〇条（独占的利用許諾）

前条の許諾は、独占的なものとし、甲は、乙以外の第三者に対し、本著作物を利用することを許諾してはならない。

第5条（著作者人格権）<p.8参照>

著作者人格権とは、著作者の精神的利益を守る、著作者のみが持っている権利です。財産権としての著作権とは異なり、譲渡や相続の対象となりません。

したがって、その著作物の著作権を著作者が持つ場合はもちろんのこと、依頼者に譲渡される場合でも、著作者人格権は著作者が有することになります。著作物の利用に関し、著作者人格権の問題が生じる可能性がある場合は、この点を意識した契約書を作成する必要があります。

① 同一性保持権

無断で著作物の内容や題号を改変すると同一性保持権の侵害になります。例えば、曲調の変更、一部切除等のような改変であっても、同一性保持権の問題が生じる可能性があります。

そのため、改変する場合にはあらかじめ著作者の確認を必要とすることを念のために規定したり、一定の場合には著作者の確認なしに改変できることを規定したりすることがあります。

② 氏名表示権

著作物を利用するときには、その著作者名を表示する必要がありますが、あらかじめどのような著作者名を付せばよいか（本名なのかペンネームなのか）を契約書で定めておくといでしょう。著作者名を付さなくてよい場合には、その旨を契約書に明示しておきましょう。

③ 公表権

著作権法では、著作者に「公表権」が認められています。具体的な公表の時期や方法については、明確にしておくことが大切です。どのタイミングで著作物を公表するかについては、利用許諾契約の場合は、契約内容のところで併せて規定することができます。

著作者が、公表時期について、特段の指定をせず、利用者に任せる場合は、公表については契約書に記載しないことも多いと思われそうですが、利用者に委ねることを明確にするためその旨を契約書に明記することもあります。

**規定例（変更のつど承諾を要し、かつ、氏名表示を要する場合）**

## 第〇条（著作者人格権）

- 1 乙は、本著作物を改変する場合、事前に甲の承諾を得なければならない。
- 2 乙は、本著作物を利用するにあたって、次のとおり著作者名を表示する。  
・〇〇〇〇
- 3 甲乙は、本著作物の公表日を、〇〇年〇月〇日以降とすることを確認する。

**規定例（一定範囲での変更を認め、かつ、氏名表示を要しない場合）**

## 第〇条（著作者人格権）

- 1 甲は、乙が本著作物を利用するにあたり、その利用態様に応じて本著作物を変更したり、一部を切除したりすることを予め承諾する。ただし、乙は、これらの改変であっても本著作物の本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
- 2 乙は、前項以外の改変を行う場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、本著作物を利用するにあたって、著作者名の表示をすることを要しない。
- 4 甲乙は、本著作物の公表日を、〇〇年〇月〇日以降とすることを確認する。

なお、納品された著作物を円滑に利用するため、依頼者から著作者に著作者人格権を行使しないよう求められる場合があります。

著作者としては、著作者人格権を行使しないことになってしまうと、依頼者が著作物を改変、修正した場合や著作者の氏名を表示しなかった場合でも、異議を述べることができないといった不利益が生じるため、注意が必要です。

**第6条（保証）**

納入された著作物が他人の著作権やプライバシー権等を侵害しているような場合、これを実際に利用する依頼者が、著作権侵害等を理由に権利者から損害賠償等の責任追及を受ける立場になります。このため、著作物の制作委託契約においては、著作者が著作物について他人の権利を侵害していないことを保証する条項を設けることがあります。トラブルへの対処について規定する場合もあります。

もっとも、このような条項を設けた場合、著作者に対して契約違反の責任をとってもらえることができるようになるだけで、著作権やプライバシー権侵害の被害者に対する責任がなくなるわけではないので、注意が必要です。

**規定例（基本）**

## 第〇条（保証）

甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証する。



**規定例（トラブルへの対処について規定する場合）**

第〇条（保証）

- 1 甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証する。
- 2 万一、本著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償の請求等がなされた場合、甲は自らの責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、乙に一切の迷惑損害を及ぼさないものとする。

**第7条（対価）**

著作物を創作してもらう契約における「対価」には、以下の内容が含まれています。

- ・ 創作作業への対価（作業料）
- ・（著作者から著作物の利用の了解を得る場合）著作物の利用許諾の対価
- ・（著作者から著作権の譲渡を受ける場合）著作権の譲渡の対価

対価の支払い方法には様々な方法がありますが、対価が著作権の譲渡に対する対価を含む場合、創作業務に対する対価がいくらで、著作権の譲渡に対する対価がいくらかという内訳を明記した方が望ましいといえます。

対価が利用許諾に対する対価を含む場合は、創作業務に対する対価がいくらで、著作物の利用許諾に対する対価がいくらかという内訳を明記するのがよいでしょう。視聴数のように個別の結果に応じて対価を算定する方法もあります。

**規定例（一括払い・利用許諾の一例）**

第〇条（対価）

乙は、甲に対し、本著作物創作業務及び本著作物の利用許諾の対価として、金〇万円（消費税込み）を、〇〇年〇月〇日までに支払う。

**規定例（一括払い・著作権譲渡の一例）**

第〇条（対価）

乙は、甲に対し、本著作物創作業務及び本著作物に関する著作権譲渡の対価として、金〇万円（消費税別途）を、〇〇年〇月末日までに、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振り込み手数料は乙の負担とする。なお、対価の内訳は、以下のとおりとする。

金△万円：本著作物創作業務に対する対価

金□万円：本著作物に関する著作権譲渡の対価



**規定例（複合方式・利用許諾・公衆送信の一例）****第〇条（対価）**

- 1 乙は、甲に対し、本著作物の創作業務の対価として、金〇万円を、〇〇年〇月末日までに、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込み手数料は乙の負担とする。
- 2 乙は、甲に対し、本著作物の利用許諾の対価として、以下の算式で算定される金額を支払うものとする。  

$$\text{インターネットにて提供する場合の本体価格（△△円）} \times \text{視聴数} \times \square\%$$
- 3 前項の対価は、毎年3月末日、9月末日を締め日として、締め日から30日以内に、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込み手数料は乙の負担とする。

**▶ 注意点**

報酬の支払いについては、消費税を含む金額かどうか、また所得税は源泉徴収して支払うのかどうかを明らかにしておきましょう。

振込の場合は、振込手数料を誰が負担するかについても明記するようにしましょう。

**第8条（その他）**

特に、契約書に記載されていない利用を行う場合などは、あらかじめ著作者の了解を得る必要があります。このことを確認するため、このような場合は別途協議する旨の条項を設けることがあります。

その他、契約書には、契約期間に関する条項、中途解約に関する条項、契約変更に関する条項、契約解除に関する条項、秘密保持に関する条項、権利義務の譲渡等禁止条項、合意管轄に関する条項等を置くことがあります。これらの条項例は、第1章の「2 契約書に定められる条項の一例」<p.4参照>をご参照ください。

**●コラム● 著作権等管理事業者**

著作物等の権利者は、著作権等管理事業法に登録された事業者に対し、権利の管理を委託することができます。委託を受けた著作権等管理事業者は、権利者に代わって、利用者からの申請に対し利用許諾を与えることができ、権利者は、著作権等管理事業者から使用料等の分配を受けることができます。

著作権等管理事業者としては、例えば、音楽分野における JASRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会）等が有名です。なお、著作権等管理事業者への権利の管理委託は義務ではありません。

著作物等の利用者にとっては、著作権等管理事業者に問い合わせをすることで権利の管理委託をされている著作物等の利用許諾を得ることができ、著作物の利用促進が果たされ、他方で、権利者においても、著作権等管理事業者に煩雑な著作権等の管理を委託することによって、自身の創作活動に集中することができます。



## 第8節 舞踊、無言劇の作成

### 1 対象

この節では、以下に示すように、舞踊、無言劇の制作を依頼する／される場合の著作権に関する契約書について説明します。以下の契約書例では、例えば、自治体が広報PR映像のために、フリーランスの舞踊家にコンテンポラリーダンスの振付を依頼し、依頼された舞踊家は振付を行った舞踊を自ら収録して映像素材として納入する場合を想定しています。

### 2 契約書例

収入印紙の貼付が必要な場合にはこの場所に貼付してください。

#### 契 約 書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。) と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) とは、舞踊、無言劇制作業務の委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

●前文  
（「甲」は制作者、「乙」は依頼者です。）

#### 第1条（委託）

乙は、甲に対し、以下の舞踊、無言劇（以下「本著作物」という。）の制作を委託し、甲はこれを受託した。

●委託  
→ p.80

- (1) タイトル： \_\_\_\_\_
- (2) 舞踊、無言劇のテーマ： \_\_\_\_\_
- (3) 対象となる楽曲・音源： \_\_\_\_\_
- (4) ジャンル： \_\_\_\_\_
- (5) 分数： \_\_\_\_\_

#### 第2条（納入）

- 1 甲は乙に対し、本著作物を以下の形式により、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までに、乙に対して納入する。  
・ \_\_\_\_\_
- 2 乙は、前項の納入を受けた後速やかに納入物を検査し、納入物に契約不適合がある場合や、乙の企画意図に合致しない場合は、その旨甲に通知し、当該通知を受けた甲は、速やかに乙の指示に従った対応をする。
- 3 乙は、納入物を、利用が終わり次第速やかに甲に返却する。

●納入  
→ p.80  
検査条項  
納入物の所有権  
遵守事項

#### 第3条（権利の帰属）

本著作物の著作権は甲に帰属する。

●権利の帰属  
→ p.81

第4条 (利用許諾)

甲は乙に対し、本著作物を下記形態で利用することを許諾する。

(1) 上演

上演場所：\_\_\_\_\_

上演期間：\_\_\_\_年\_\_月\_\_日から\_\_\_\_年\_\_月\_\_日まで

(2) ウェブサイトにおける掲載

サイト名：〇〇社公式サイト

掲載期間：\_\_\_\_年\_\_月\_\_日から\_\_\_\_年\_\_月\_\_日まで

(3) その他

その他：\_\_\_\_\_

●利用許諾  
→ p.83

第5条 (著作者人格権)

1 乙が本著作物の内容・表現又はその題号に変更を加える場合には、あらかじめ甲の承諾を必要とする。

2 乙は、本著作物を利用するにあたって、以下のとおり著作者名の表示をしなければならない。

・ \_\_\_\_\_

●著作者人格権  
→ p.83  
同一性保持権  
氏名表示権  
公表権

第6条 (保証)

甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

●保証  
→ p.85

第7条 (対価)

乙は、甲に対し、舞踊・無言劇制作業務及び本著作物の利用許諾の対価、その他本契約に基づく一切の対価として、金\_\_\_\_\_円(消費税込み)を、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日までに支払う。

報酬・対価に係る消費税や所得税(源泉徴収)については、支払いの相手方や報酬・対価の額などによって取り扱いが異なりますので、必要に応じ税の専門家に相談してください。

●対価  
→ p.85

第8条 (その他)

本契約に定めのない利用態様については、甲乙別途協議の上、利用の可否、対価等につき決するものとする。

●その他  
→ p.86

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保持する。

●後文

年 月 日

甲 住所  
氏名 印  
乙 住所  
氏名 印

### 3 契約書作成の留意点

#### 第1条（委託）

著作物の創作を依頼するなど他人に一定の仕事に依頼する契約では、依頼する仕事の内容（舞踊・無言劇のテーマ・イメージ、タイトル、対象となる楽曲・音源、ジャンル、時間等）を特定することが重要です。

#### 第2条（納入）

この契約は、依頼を受けた者は依頼者に対して仕事を完成（著作物の創作）することを約束し、依頼者は成果物（著作物）を完成させたことに対して報酬を支払うことを約束する契約です。したがって、依頼を受けた者がいつまでに舞踊・無言劇・振付等を完成させて、どのような形で記録し、どのように依頼者に納入するのかについてはあらかじめ定めておく必要があります。

納期は年月日で明示する方法や、一定の期間を定めて示す方法（例えば、「契約締結後3か月以内」と規定する場合）が考えられます。

どのように納入するかについては、舞踊・無言劇・振付等の制作依頼においてはさまざまな場合が考えられます。契約書例では、振付を行った舞踊を自ら映像素材として納入することを想定していますが、振付を他者に行う場合も考えられますし、方法はこの限りではありません。

記録のしかたも、舞譜（舞踊譜）のような形態はありますが、現在一般的な方法は、事前に依頼者と依頼を受けた者が会い、依頼者が要望を伝えてイメージを共有したり、依頼を受けた者がその場で踊ったり、デモテープ等を作成して送ったりしながら、依頼者と依頼を受けた者が意見交換をしつつ一緒に作っていくことが考えられます。完成に向けては、

- ・依頼を受けた者が自身で収録した振付映像を、DVDやオンラインストレージ、ファイル転送サービス等で納入する。
- ・依頼を受けた者が、実際に撮影現場やスタジオに行き、創作した振付等を披露し、それを撮影することをもって納入とする。
- ・依頼を受けた者が実際にスタジオに行き、その場で創作しながら踊り手の能力・要望に応じて振付をアレンジしながら教え、踊り手が踊れるようになった時点で納入とする。

などが考えられます。個々の状況に応じて、納入方法を契約に付記しておくといよいでしょう。

#### ① 検査条項

「著作物の創作」のように、ある仕事を完成させることを契約の目的とする契約においては、納入された成果物によって「仕事の完成」があったと評価してよいかどうかについて依頼者側が検査する必要があります（例えば、市の広報映像におけるコンテンポラリーダンスの制作を依頼した契約で、広報にそぐわない舞踊を制作しても、仕事を完成したことになりません。）。そこ

で、この納品検査の方法等について契約で定めておく必要があります。

## ② 納入物の所有権

舞踊・無言劇・振付等の制作を依頼する契約において、成果物（舞踊・無言劇が記録された媒体）が存在しない場合や、成果物が電子データの場合は、成果物の所有権が問題になることはありません。

ただし、成果物の記録媒体によっては、媒体それ自体が財産的な価値を持つことがあるため注意が必要です。所有権は、そのまま自然に依頼者に移転する、ということにはならないため、契約で決めておかないと、後日、成果物の所有権を巡って争いが生じる危険があります。依頼者において成果物の所有権を取得したい場合や、著作者において成果物の所有権を保有しておく必要がある場合は、特に成果物の所有権の帰属を契約書に明確に定めておく必要があるでしょう。

## ③ 遵守事項

成果物の完成までに長期間を要するような場合には、仕事の進捗状況を管理するための条項や、依頼者の指示に関する条項を設けることがあります。

### 規定例

#### 第〇条（遵守事項）

- 1 甲は、乙の企画意図を理解、尊重し、適宜乙の指示に従うものとし、乙は、甲に対し、適宜企画意図に合致させるために本著作物の修正を求めることができる。ただし、甲の本契約に基づく業務を不当に遅延させてはならない。
- 2 甲は、乙から要求があったときは、乙に対し、適宜、本著作物に関する業務の進捗状況その他制作に関する事項を報告しなければならない。

## 第3条（権利の帰属） <p.7参照>

著作権法では、現実に著作物を創作した人（振付家）が著作者となり、その著作者が著作権を持つものと定められています。依頼者が報酬を支払ったからといって、それだけで著作権を取得することにはなりません。

依頼者が著作物を利用するためには、著作権者からその利用について了解を得るか、又はその利用に関する著作権を譲り受ける必要があります。これらについて契約書で定めることが必要です。著作権を誰が持つかを巡って後に争いが生じないように、契約書で著作権の所在を確認しておくことが重要です。

### ● 依頼者に著作権を譲渡する場合

著作権は、自由に譲渡することができるため、契約で、依頼者がその著作物の著作権を著作者

より譲り受けることもできます。著作権の譲渡を受けると、依頼者としては、その著作物を自由に利用できるだけでなく、その著作物を他人が利用することも制限できるようになるというメリットがあります。

しかし、逆に著作者にとっては、著作権を譲渡してしまうと、その後は、譲渡先の許諾を得ない限り、著作者自身が様々な活動をする際に必要となっても（例えば、その著作物をインターネットで公開したり、自身で上演したりするような場合でも）、その著作物を利用することができなくなりますし、類似の著作物を作ることが制約されてしまう（依頼者に譲渡した著作権を侵害する可能性がある）というデメリットも生じます。著作権を譲渡する契約を結ぶ場合には、このような著作者のデメリットに配慮して、これを調整する規定（例えば、著作者自身の利用を認める規定や、著作者が類似の著作物を創作することを認める規定等）を置くことも一つの方法として考えられます。

その他、著作権を譲渡するに際しては、譲渡する場合の対価の妥当性も含め、当事者間で十分に検討する必要があります。

（以下の規定例〔著作権の移転〕の場合は契約書例の第3条と差し替えることになり、契約書例第4条は不要となります。）

**規定例（著作権の全部を譲渡する場合）**

第〇条（著作権の移転）

本著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、第〇条の対価の支払いにより、乙に移転する。

**規定例（著作者による利用を認める場合）**

第〇条（著作権の移転）

- 1 本著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、第〇条の対価の支払いにより、乙に移転する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲に対し、甲が本著作物を利用することを認める。

**規定例（著作者による利用方法を指定して認める場合）**

第〇条（著作権の移転）

- 1 本著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、第〇条の対価の支払いにより、乙に移転する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲に対し、甲が本著作物を以下の方法で利用することを認める。
  - ① 甲が自身の制作活動を実施する際に必要となる場合
  - ② 甲が営利を目的とせずに本著作物を利用する場合
  - ③ その他乙が特に認めた場合



### ▶ 注意点

著作権を譲渡する契約において、二次的著作物を創作する権利（著作権法第27条）及び二次的著作物を利用する権利（著作権法第28条）を譲渡の対象として明記しないときは、これらの権利は譲渡の対象としなかったという推定を受けます。

複製権、譲渡権など個別の権利単位で著作権を譲渡することも可能です。その場合、依頼者側は、譲り受ける権利の範囲によって著作物の利用目的を達成できるかどうかを慎重に検討する必要があります。

他方、著作者側はこれらの権利が譲渡の対象となると、その後、類似の著作物（二次的著作物）が創作できなくなってしまうので、作品の性質に応じて、譲渡するかどうかを慎重に検討する必要があります。

## 第4条（利用許諾）

著作権が著作者に帰属する場合、依頼者がその著作物を利用するためには、著作権者である著作者から、著作物の利用に関する了解を得なくてはなりません。利用する態様は、なるべく具体的にわかりやすく記載してください。契約書例では、上演とウェブサイトにおける掲載を想定しています。

### ● 独占的利用許諾

依頼者がその著作物を独占的に利用したい場合（著作権者が依頼者以外の者に対してその著作物の利用を了解することを制限したいとき）は、その旨を契約で定めておく必要があります。

#### 規定例

##### 第〇条（独占的利用許諾）

前条の許諾は、独占的なものとし、甲は、乙以外の第三者に対し、本著作物を利用することを許諾してはならない。

## 第5条（著作者人格権） <p.8参照>

著作者人格権とは、著作者の精神的利益を守る、著作者のみが持っている権利です。財産権としての著作権とは異なり、譲渡や相続の対象となりません。

したがって、その著作物の著作権を著作者が持つ場合はもちろんのこと、依頼者に譲渡される場合でも、著作者人格権は著作者が有することになります。著作物の利用に関し、著作者人格権の問題が生じる可能性がある場合は、この点を意識した契約書を作成する必要があります。

### ① 同一性保持権

無断で著作物の内容や題号を改変すると同一性保持権の侵害になります。例えば、一部切除等改変であっても、同一性保持権の問題が生じる可能性があります。

そのため、改変する場合にはあらかじめ著作者の確認を必要とすることを念のために規定したり、一定の場合には著作者の確認なしに改変できることを規定したりすることがあります。



## ② 氏名表示権

著作物を利用するときには、その著作者名を表示する必要がありますが、あらかじめどのような著作者名を付せばよいか（本名なのかペンネームなのか）を契約書で定めておくといでしょう。著作者名を付さなくてよい場合には、その旨を契約書に明示しておきましょう。

## ③ 公表権

著作権法では、著作者に「公表権」が認められています。具体的な公表の時期や方法については、明確にしておくことが大切です。どのタイミングで著作物を公表するかについては、利用許諾契約の場合は、契約内容のところで併せて規定することができます。

著作者が、公表時期について、特段の指定をせず、利用者に任せる場合は、公表については契約書に記載しないことも多いと思われますが、利用者に委ねることを明確にするためその旨を契約書に明記することもあります。

### 規定例（変更のつど承諾を要し、かつ、氏名表示を要する場合）

#### 第〇条（著作者人格権）

- 1 乙は、本著作物を改変する場合、事前に甲の承諾を得なければならない。
- 2 乙は、本著作物を利用するにあたって、次のとおり著作者名を表示する。  
・〇〇〇〇
- 3 甲乙は、本著作物の公表日を、〇〇年〇月〇日以降とすることを確認する。

### 規定例（一定範囲での変更を認め、かつ、氏名表示を要しない場合）

#### 第〇条（著作者人格権）

- 1 甲は、乙が本著作物を利用するにあたり、その利用態様に応じて本著作物を変更したり、一部を切除したりすることを予め承諾する。ただし、乙は、これらの改変であっても本著作物の本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
- 2 乙は、前項以外の改変を行う場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、本著作物を利用するにあたって、著作者名の表示をすることを要しない。
- 4 甲乙は、本著作物の公表日を、〇〇年〇月〇日以降とすることを確認する。

なお、納品された著作物を円滑に利用するため、依頼者から著作者に著作者人格権を行使しないよう求められる場合があります。

著作者としては、著作者人格権を行使しないことになってしまうと、依頼者が著作物を改変、修正した場合や著作者の氏名を表示しなかった場合でも、異議を述べるできないといった不利益が生じるため、注意が必要です。

## 第6条（保証）

納入された著作物が他人の著作権やプライバシー権等を侵害しているような場合、これを実際に利用する依頼者が、著作権侵害等を理由に権利者から損害賠償等の責任追及を受ける立場になります。このため、著作物の制作委託契約においては、著作者が著作物について他人の権利を侵害していないことを保証する条項を設けることがあります。トラブルへの対処について規定する場合もあります。

もっとも、このような条項を設けた場合、著作者に対して契約違反の責任をとってもらえるようになるだけで、著作権やプライバシー権侵害の被害者に対する責任がなくなるわけではないので、注意が必要です。

### 規定例（基本）

#### 第〇条（保証）

甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証する。

### 規定例（トラブルへの対処について規定する場合）

#### 第〇条（保証）

- 1 甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証する。
- 2 万一、本著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償の請求等がなされた場合、甲は自らの責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、乙に一切の迷惑損害を及ぼさないものとする。

## 第7条（対価）

著作物を創作してもらう契約における「対価」には、以下の内容が含まれています。

- ・創作作業への対価（作業料）
- ・（著作者から著作物の利用の了解を得る場合）著作物の利用許諾の対価
- ・（著作者から著作権の譲渡を受ける場合）著作権の譲渡の対価

対価の支払い方法には様々な方法がありますが、対価が著作権の譲渡に対する対価を含む場合、創作業務に対する対価がいくらで、著作権の譲渡に対する対価がいくらかという内訳を明記した方が望ましいといえます。

対価が利用許諾に対する対価を含む場合は、創作業務に対する対価がいくらで、著作物の利用許諾に対する対価がいくらかという内訳を明記するのがよいでしょう。視聴数のように個別の結果に応じて対価を算定する方法もあります。

**規定例（一括払い・利用許諾の一例）**

第〇条（対価）

乙は、甲に対し、本著作物創作業務及び本著作物の利用許諾の対価として、金〇万円（消費税込み）を、〇〇年〇月〇日までに支払う。

**規定例（一括払い・著作権譲渡の一例）**

第〇条（対価）

乙は、甲に対し、本著作物創作業務及び本著作物に関する著作権譲渡の対価として、金〇万円（消費税別途）を、〇〇年〇月末日までに、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振り込み手数料は乙の負担とする。なお、対価の内訳は、以下のとおりとする。

金△万円：本著作物創作業務に対する対価

金□万円：本著作物に関する著作権譲渡の対価

**規定例（複合方式・利用許諾・公衆送信の一例）**

第〇条（対価）

- 1 乙は、甲に対し、本著作物の創作業務の対価として、金〇万円を、〇〇年〇月末日までに、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込み手数料は乙の負担とする。
- 2 乙は、甲に対し、本著作物の利用許諾の対価として、以下の算式で算定される金額を支払うものとする。  
$$\text{インターネットにて提供する場合の本体価格} (\triangle\triangle\text{円}) \times \text{視聴数} \times \square\%$$
- 3 前項の対価は、毎年3月末日、9月末日を締め日として、締め日から30日以内に、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込み手数料は乙の負担とする。

▶ **注意点**

報酬の支払いについては、消費税を含む金額かどうか、また所得税は源泉徴収して支払うのかどうかを明らかにしておきましょう。

振入の場合は、振込手数料を誰が負担するかについても明記するようにしましょう。

第8条（その他）

特に、契約書に記載されていない利用を行う場合などは、あらためて著作者の了解を得る必要があり、このことを確認するため、このような場合は別途協議する旨の条項を設けることがあります。

その他、契約書には、契約期間に関する条項、中途解約に関する条項、契約変更に関する条項、契約解除に関する条項、秘密保持に関する条項、権利義務の譲渡等禁止条項、合意管轄に関する条項等を置くことがあります。これらの条項例は、第1章の「2 契約書に定められる条項の一例」<p.4参照>をご参照ください。

## 第9節 既存の原稿（エッセイ、詩、小説など）やイラスト、写真、自作の楽曲・映画、舞踊（ダンス）・無言劇などの利用許諾

### 1 対象

既存の原稿（エッセイ、詩、その他文章等）、イラスト、写真、自作の楽曲・映画、舞踊（ダンス）・無言劇等を利用したい場合は、著作権者から利用の許諾を得る必要があります。この節では、その場合に締結する契約書式について説明します。

例えば、広報誌の表紙に既存のイラストを使用したり、既存の文章を雑誌に掲載したりする場合がこのケースに該当します。

なお、前提条件として下記を想定しています。

- ・対象となる著作物は、著作権者が創作したオリジナルの著作物とします。もし、著作物に第三者の権利が関係している場合、創作者の責任において関係者の了解を得るものとします。
- ・著作権者と著作者とが同一人物であることを前提としています。著作権者と著作者が異なる場合（著作者が著作権を第三者に譲渡した場合等）は対象としていません。
- ・利用者は、著作物をそのままの形で利用することを前提としています。利用にあたり、著作物を要約したり、立体化したり、動画化するなどの改変を加えることは、この契約の対象外です。

### 2 契約書例

以下の契約書例は、イラストを印刷物に使用することを許諾するケースを想定しています。

収入印紙の貼付が必要な場合にはこの場所に貼付してください。

#### 契 約 書

\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、著作物の利用に関し、以下のとおり契約を締結する。

#### 第1条（利用許諾）

甲は、乙に対し、以下のイラスト（美術の著作物）（以下「本著作物」という。）につき、以下の利用を許諾する。

●前文  
（「甲」は著作者、「乙」は利用者です。）

●利用許諾  
→ p.89

1 利用作品名：\_\_\_\_\_

2 利用方法

(1) 印刷物への利用

名称：広報〇〇〇〇、部数：\_\_\_\_\_部

名称：\_\_\_\_\_、部数：\_\_\_\_\_部

名称：\_\_\_\_\_、部数：\_\_\_\_\_部

(2) ウェブサイトにおける掲載

サイト名：〇〇社公式サイト

掲載期間：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日まで

(3) 映像作品における利用

作品名：広報〇〇〇〇、複製本数：\_\_\_\_\_本

(4) その他

その他：\_\_\_\_\_

3 乙は、当該利用にあたっては、事前にその具体的な利用態様を甲に示し、甲の承諾を得るものとする。

第2条（著作者人格権）

1 乙が本著作物の内容・表現又はその題号に変更を加える場合（拡大・縮小、色調修正等を施すことも含む。）には、あらかじめ甲の承諾を必要とする。

2 乙は、本著作物を利用するにあたって、以下のとおり著作者名の表示をしなければならない。

・ \_\_\_\_\_

第3条（保証）

甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

第4条（対価）

乙は、甲に対し、本著作物の利用許諾の対価、その他本契約に基づく一切の対価として、金 \_\_\_\_\_ 円（消費税込み）を、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日までに支払う。

報酬・対価に係る消費税や所得税（源泉徴収）については、支払いの相手方や報酬・対価の額などによって取り扱いが異なりますので、必要に応じ税の専門家に相談してください。

第5条（その他）

本契約に定めのない利用態様については、甲乙別途協議の上、利用の可否、対価等につき決するものとする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保持する。

年 月 日

甲 住所  
氏名 印  
乙 住所  
氏名 印

利用許諾の範囲の特定

→ p.89

●著作者人格権

→ p.91

同一性保持権

氏名表示権

公表権

●保証

→ p.92

●対価

→ p.93

●その他

→ p.93

●後文

### 3 契約書作成の留意点

#### 第1条（利用許諾） <p.7参照>

まずは、どの著作物に関して利用許諾の契約を締結するかをしっかりと特定することが重要です。

##### ① 文章の場合

それほど長い文章でない場合は、文章全体を記載した別紙を添付して特定することが一つの方法として考えられます。長文の場合は、タイトル等で特定することが考えられます。

###### 規定例

###### 第〇条（利用許諾）

甲及び乙は、別紙記載の言語の著作物（以下、「本著作物」という。）の利用許諾に関し、以下のとおり契約を締結する。

###### 規定例

###### 第〇条（利用許諾）

甲及び乙は、著作物タイトルを『〇〇〇〇』とする言語の著作物（以下、「本著作物」という。）の利用許諾に関し、以下のとおり契約を締結する。

##### ② 写真、イラストの場合

縮小コピーを別紙で添付する等の方法が考えられます。このようにすると、対象とする著作物が明確になります。添付が困難な場合には、タイトル、サイズ、数量等で特定することが考えられます。

###### 規定例

###### 第〇条（利用許諾）

甲及び乙は、別紙記載の写真の著作物（以下、「本著作物」という。）の利用許諾に関し、以下のとおり契約を締結する。

###### 規定例

###### 第〇条（利用許諾）

甲及び乙は、著作物タイトルを『〇〇〇〇』とする写真の著作物（カラー写真1枚。以下、「本著作物」という。）の利用許諾に関し、以下のとおり契約を締結する。

##### ③ 利用許諾の範囲の特定

著作物を利用できる範囲をしっかりと特定する必要があります。利用の許諾を求める範囲が曖昧な場合には、その範囲をめぐるトラブルになることがありますので注意が必要です。

**規定例（文章やイラスト、写真を印刷物及びウェブサイトに掲載することを許諾する場合の一例）**

第〇条 甲は、乙に対し、本著作物を、下記の態様で利用することを許諾する。

（1）印刷物への複製、頒布における利用

印刷物の名称：広報〇〇（以下、「本件印刷物」という。）

最大発行部数：1,000部

販売期間：〇〇年〇月〇日から〇年間

販売地域：日本国内

（2）ウェブサイトにおける利用

サイト名：〇〇社公式サイト

サイトURL：http://www.〇〇.co.jp

掲載期間：〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで

**規定例（イラストや写真を映像著作物に使用することを許諾する場合の一例）**

第〇条 甲は、乙に対し、本著作物を、下記の態様で利用することを許諾する。

（1）映像著作物における利用

著作物名：『〇〇〇〇』

媒体：DVD

複製本数：100本

販売期間：〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで

販売地域：日本国内

④ 独占的利用許諾

その著作物を独占的に利用したい場合には、その旨を契約で定めておく必要があります。

**規定例（第三者に許諾することを禁止する場合の一例）**

第〇条（独占的利用許諾）

前条の許諾は、独占的なものとし、甲は、乙以外の第三者に対し、（1）印刷物における複製、頒布、（2）ウェブサイトにおける掲載の各形態で本著作物を利用することを許諾してはならない。

**規定例（第三者に許諾することを禁止するとともに、著作権者自身の利用も禁止する場合の一例）**

第〇条（独占的利用許諾）

前条の許諾は、独占的なものとし、甲は、乙以外の第三者に対し、（1）印刷物における複製、頒布、（2）ウェブサイトにおける掲載の各形態で本著作物を利用することを許諾してはならず、また、自ら上記各形態で本著作物を利用してはならない。



## ⑤ 著作物の納入方法

写真、イラストを利用する場合、著作権者から素材を借り受けることがあります。このような場合、著作物の納入方法を契約で定めておく必要があります。具体的には、素材の受渡し方法、受渡し期限、利用後の返却の要否等を定めます。

なお、納入素材の検査に関する条項を設けることもあります。

### 規定例（イラスト原画を納入し、後日返却とする場合の一例）

#### 第〇条（納入）

- 1 甲は乙に対し、〇〇年〇月末日までに、本著作物（イラスト原画）を乙に貸与するものとする。
- 2 乙は、前項のイラスト原画を、〇〇年〇月末日までに甲に返却する。

## 第2条（著作者人格権）<p.8参照>

著作者人格権とは、著作者の精神的利益を守る、著作者のみが持っている権利です。著作物の利用に関し、著作者人格権の問題が生じる可能性がある場合は、この点を意識した契約書を作成する必要があります。

### ① 同一性保持権

無断で著作物の内容や題号を改変すると同一性保持権の侵害になります。さらに、以下のような改変であっても、同一性保持権の問題が生じる可能性があります。

- ・文章の場合 : 送り仮名の変更、「てにをは」等の変更、仮名遣いの変更、改行位置の変更等
- ・イラストや写真の場合 : サイズの変更、色調の変更、縦横比の変更、一部切除等

そのため、改変する場合にはあらかじめ著作者の確認を必要とすることを念のために規定したり、一定の場合には著作者の確認なしに改変できることを規定したりすることがあります。

### ② 氏名表示権

著作物を利用するときには、その著作者名を表示する必要がありますが、あらかじめどのような著作者名を付せばよいか（本名なのかペンネームなのか）を契約書で定めておくといでしょう。著作者名を付さなくてよい場合には、その旨を契約書に明示しておきましょう。

### ③ 公表権

この節で対象としているのは、既に発表された著作物を利用する契約であるため、公表権の問題は通常生じないと考えられます。

**規定例（変更のつど承諾を要し、かつ、氏名表示を要する場合）**

第〇条（著作者人格権）

- 1 乙が本著作物の内容・表現又はその題号に変更を加える場合には、あらかじめ甲の承諾を必要とする。
- 2 乙は、本著作物を利用するにあたって、以下のとおり著作者名の表示をしなければならない。  
・〇〇〇〇

**規定例（一定範囲での変更を認め、かつ、氏名表示を要しない場合）**

第〇条（著作者人格権）

- 1 甲は、乙が本著作物を利用するにあたり、その利用態様に応じて本著作物のサイズ、色調を変更したり、一部を切除したりすることを予め承諾する。ただし、乙は、これらの改変であっても、本著作物の本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
- 2 乙は、前項以外の改変を行う場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、本著作物を利用するにあたって、著作者名の表示をすることを要しない。

第3条（保証）

利用許諾契約の対象著作物が他人の著作権や肖像権、プライバシー権等を侵害しているような場合、利用者は、これらの権利者から利用の差止、損害賠償等の責任追及を受ける可能性があることとなります。このため、利用許諾契約においては、その著作物が他人の権利を侵害していないことを保証する条項を設けることがあります。トラブルへの対処について規定する場合があります。

もっとも、このような条項を設けた場合、著作者に対して契約違反の責任をとってもらえるようになるだけで、著作権やプライバシー権侵害の被害者に対する責任がなくなるわけではないので、注意が必要です。

**規定例（基本）**

第〇条（保証）

甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証する。

**規定例（トラブルへの対処について規定する場合）**

第〇条（保証）

- 1 甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証する。
- 2 万一、本著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償の請求等がなされた場合、甲は自らの責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、乙に一切の迷惑損害を及ぼさないものとする。

## 第4条（対価）

利用の許諾を得たことに対する対価として使用料等を支払う場合には、その金額や支払方法等について明確に定めておくことが求められます。

また、対価が発生しない場合（無償の場合）も、その旨を明記しておいた方が、後日争いが生じないように防止するには有効です。

### 規定例（無償の場合）

#### 第〇条（対価）

甲乙は、本契約に基づく一切の対価は無償であることを相互に確認する。

### 規定例（有償の場合）

#### 第〇条（対価）

乙は、甲に対し、本著作物の利用許諾の対価として、金〇万円（消費税込み）を、〇〇年〇月〇日までに支払う。

### ▶ 注意点

振込の場合は、振込手数料を誰が負担するかについても明記するようにしましょう。

## 第5条（その他）

特に、契約書に記載されていない利用を行う場合などは、あらかじめ著作者の許諾を得る必要があり、このことを確認するため、このような場合は別途協議する旨の条項を設けることがあります。

その他、契約書には、契約期間に関する条項、中途解約に関する条項、契約変更に関する条項、契約解除に関する条項、秘密保持に関する条項、権利義務の譲渡等禁止条項、合意管轄に関する条項等を置くことがあります。これらの条項例は、第1章の「2 契約書に定められる条項の一例」<p.4参照>をご参照ください。

### ● 契約終了後の在庫等の取扱い

利用許諾期間が終了した時点において利用者が保有する商品等の在庫の取扱いについて契約書に定めることがあります。利用許諾期間の終了後も在庫品の販売を認めるような場合は、このような規定を設ける必要があります。

**規定例（契約終了後、一定期間の販売を許諾する場合の一例）**

第○条（契約終了後の措置）

本契約が終了した場合、乙は、終了後○か月に限り、本件印刷物の本契約終了時における在庫を、第○条の対価を支払うことを条件に引き続き販売することができる。ただし、○か月経過後は、その時点における在庫を全て廃棄するものとする。

**規定例（即時廃棄を義務づける一例）**

第○条（契約終了後の措置）

本契約が終了した場合、乙は、本件印刷物を速やかに全て廃棄するものとする。

## 第 3 章 募集要項の作り方

第3章では、主催者がイラスト・標語やコンクール形式で作品を公募して、その中から作品を採用し利用する場合の募集要項について説明します。

取り上げる事例は、

1. 主催者が利用するイラストなどの公募 <p.97参照>
2. 展示会、発表会、コンクールなどの作品募集 <p.104参照>

です。

募集の趣旨からみて、主催者が入選作品をどのように利用しようとしているかは容易に想像できますし、応募者も承知していることが多いでしょう。ただし、最近は、著作権など権利の帰属に関する関心が高まってきていますし、高品質なコピーやデジタル形式での発信などが容易にできる状況になっており、よい作品であればあるほど無断コピーのおそれがあり、主催者やそれ以外の者がその作品をどのように利用しようとしているのかについて、応募者も把握しておく必要があります。このようなことから、主催者としては、入選作品等の著作権の帰属や利用行為について応募者から了解を得る契約をしておくことが適切です。

通常、作品の利用方法やその条件については、著作者と協議した上で契約書を作成することが多いのですが、入選作品等の著作者と個々に契約を交わすよりも、作品を公募する際の募集要項に、予定している利用方法や条件等をあらかじめ明示しておく方が合理的であり、これによって事後のトラブルが避けられる場合があります。応募者がそれを了解した上で応募してもらうようにすると、後日の利用の都度契約書を取り交わす必要がなくなり、「著作権を譲り受けなければ利用しにくい」といった問題も生じにくくなります。

このように、募集要項は厳密には契約書とはいえませんが、契約書と同様の効果があるものと考えてよいでしょう。

## 第1節 主催者が利用するイラストなどの公募

### 1 対象

この節では、主催者が、シンボルマークデザイン、キャラクターデザイン、標語、歌詞（県歌、市歌、校歌、社歌など）を公募し、その中から作品を一点採用し、利用するための募集要項の書式に関して説明します。

募集要項への記載事項について決まりはありませんが、著作権との関連で注意すべき事項について解説します。

### 2 募集要項例

#### 募集要項

- 1 主催者  
〇〇市役所
- 2 作品のテーマ  
\_\_\_\_\_
- 3 作品の種類  
シンボルマークデザイン
- 4 作品の規格  
A4 版白色用紙 縦横 15cm の枠内 4色以内 グラデーションは不可
- 5 応募方法  
Eメール、WEB サイト
- 6 応募先  
・Eメールの場合  
\_\_\_\_\_  
・WEB サイトの場合  
\_\_\_\_\_
- 7 募集期間  
\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から \_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで（必着）



8 選考方法

デザイナー〇〇氏、大学教授〇〇氏、〇〇市長による選考委員会により、採用作品1点を選考します。

9 表彰・賞金等

\_\_\_\_\_

10 採用作品の発表

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までに、当選者のみに通知します。

11 採用作品の取扱い

・当選者は採用作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を主催者に移転します。

12 採用されなかった作品の取扱い

- ・採用されなかった作品の返却を希望される方には、採用されなかった作品を返却いたします。
- ・返却期間は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までとします。

13 注意事項

- ・募集する作品は、応募者が創作した未公表の作品とします。
- ・作品の中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものとします。
- ・採用されなかった作品の著作権は主催者に移転しません。
- ・応募者は、応募事業の紹介や記録のために主催者が応募作品を利用することを認めることとします。
- ・当選者は、採用作品の一部修正・翻案を主催者に認めることとします。
- ・当選者は、主催者が採用作品の商標・意匠の出願登録をすることを認めることとします。
- ・当選者は、賞金等に係る税金について最寄りの税務署に相談してください。

●表彰・賞金等  
→ p.99

●著作権の帰属  
→ p.99

●応募作品の返却  
→ p.101

●応募作品のオリジナル性と第三者の権利  
→ p.101

●応募作品の利用  
→ p.101

●採用作品の修正・翻案  
→ p.102

●採用作品の商標・意匠の出願・登録  
→ p.102

### 3 募集要項作成の留意点

#### 表彰・賞金等

出版や映画化など、著作物の利用に関する契約では、通常、利用の条件として対価（著作物等の使用料など）の支払いを定める場合が多いわけですが、シンボルマークなどの作品の公募の場合は、対価に代えて、表彰・賞金などの懸賞が行われることが多いと思われるので、その内容について明記しておけばよいでしょう。

#### 規定例（表彰・賞金）

採用作品 1 点賞金〇〇〇円

#### ▶ 注意点

賞金品を受け取ることで、入選者の所得額が増加し、納付すべき所得税の額や翌年の住民税の額が増加することが考えられます。また、所得税法には、配偶者控除をはじめとしたいろいろな控除がありますが、その適用を受けられなくなったり、世帯主の健康保険が使えなくなったりする場合も考えられます。たとえ、少額の賞金品であっても、入選者にその他の一時所得がある場合には、これらの問題が発生する可能性があります。募集要項では、賞金品にかかる税金について最寄りの税務署に相談するよう注意を促しておくべきでしょう。

#### 規定例（注意事項）

当選者は、賞金品等に係る税金について最寄りの税務署に相談してください。

#### 著作権の帰属

主催者が利用することを前提としたシンボルマークなどの作品の公募の場合、採用作品の著作権の帰属を明確にしておく必要があります。著作権法では、現実には著作物を創作した人が著作者となり、その著作者が著作権を持つものと定められていますから、公募における採用作品の著作権も、原初的には著作者である入選者に帰属します。

主催者が、採用作品の著作権を主催者へ譲渡（移転）してもらいたい場合には、以下の規定例のように、募集要項にその旨を明記する必要があります。

特に、キャラクターデザインを立体化したり、標語を外国語に翻訳したりすることなどが主催者側で予定されている場合には、著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に定める権利を含めて主催者に移転してもらうことが基本になると考えられますが、将来的な利用が想定される場合は、さらに注意が必要です。

著作者にとっては、著作権を移転してしまうと、その後は、移転先の許諾を得ない限り、著作者自身が様々な活動をする際に必要となっても（例えば、その作品をインターネットで公開した

り、自身で加工して使ったりする場合でも)、その作品を利用することができなくなりますし、類似の著作物を作ることが制約されてしまう(主催者に移転した著作権を侵害する可能性がある)というデメリットも生じます。著作権を譲渡する場合には、このような著作者のデメリットに配慮して、これを調整する規定(例えば、著作者自身の利用を認める規定や、著作者が類似の著作物を創作することを認める規定等)を置くことも一つの方法として考えられます。

**規定例(移転の場合の一例)**

当選者は採用作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)を主催者に移転します。

**規定例(移転するが、著作者による利用を認める場合)**

当選者は採用作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)を主催者に移転します。

前項の規定にかかわらず、主催者は、著作者に対し、著作者が本作品を利用することを認めます。

**規定例(移転するが、著作者による利用方法を指定して認める場合)**

当選者は採用作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)を主催者に移転します。

前項の規定にかかわらず、主催者は、著作者に対し、著作者が本作品を以下の方法で利用することを認めます。

- ① 著作者が自身の制作活動を実施する際に必要となる場合
- ② 著作者が営利を目的とせずに本作品を利用する場合
- ③ その他主催者が特に認めた場合

主催者が、採用作品の著作権の主催者への譲渡(移転)を希望しない場合、主催者が採用作品を利用するためには、入選者から主催者への利用許諾に関する規定が必要になります。

著作権の利用許諾に関しては、独占的に利用したいかどうか最も重要なポイントになります。

● 利用許諾(独占・非独占)

主催者が採用作品を主催者だけで利用したい場合は、入選者と独占的利用許諾契約を結ぶ必要があります。独占的利用許諾とは、著作権者である入選者が主催者以外の第三者には入選作品の利用許諾を与えることができないというものです。独占でない場合を非独占といいます。

**規定例(独占的利用の場合)**

主催者が採用作品を独占的に利用できるものとします。

## ● 利用の範囲

主催者が採用作品を円滑に利用するためには、のちにトラブルとならないよう、募集要項に採用作品の利用の範囲に関する規定を設けることが望ましいです。また、将来的な利用が想定される場合は、それについても触れることが望まれます。

### 規定例（利用の範囲）

採用作品はテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、書籍、インターネット配信、パンフレット類、文具類、玩具類などの媒体又は方法のいかんを問わず、主催者が必要と認める範囲内で任意に利用できるものとします。この場合、主催者は、その目的の範囲内で採用作品を改変できるものとします。

## ▶ 応募作品の返却

応募作品を返却するか否かを明確にする必要があります。返却する場合は、① 返却期間と② 返却方法、③ その費用（主催者が負担するか応募者が負担するか）を明確にする必要があります。

## ▶ 応募作品のオリジナル性と第三者の権利

第三者が創作した作品を応募者が勝手に応募するのは、第三者の権利侵害になるものであり、トラブルになる恐れがあります。また、応募作品がすでにどこかで公表されているものだと、トラブルが生じる恐れがあります。こうしたことを防止するために、募集する作品は、応募者が創作した未公表の作品とすることを明記しておきましょう。

### 規定例（注意事項）

募集する作品は、応募者が創作した未公表の作品とします。

また、第三者が著作権を有する著作物や商標権を有するマークなどを一部でも応募作品に利用すると権利侵害となる恐れがあります。応募作品に第三者が著作権を有する著作物や商標権を有するマークなどを利用しないようにさせるために、募集要項に第三者の権利を侵害していないことの保証についても明記しておきましょう。

### 規定例（注意事項）

作品の中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものとします。

## ▶ 応募作品の利用

主催者は、当該公募事業の発表や事業の記録（内部資料）として複製したり、次年度の催しのPRをするために作品の一部を利用したりする場合がありますが、厳密にはこれらの利用について

も複製等の了解を得なければなりません。そのような利用があらかじめ想定される場合には、一定の範囲の利用について募集要項に記述しておき、あらかじめ包括的な了解を得ておくという方法も考えられます。

**規定例（注意事項）**

応募者は、採否にかかわらず、応募事業の紹介や記録のために主催者が応募作品を利用することを認めることとします。

**規定例（注意事項）**

応募作品を、① その発表のために必要な利用（複製、上映など）をすること、② 募集者が本事業を広報するための印刷物やウェブサイトを利用すること、及び③ 募集者が本事業の記録として保存するために複製することについて、応募者には了承していただきます。

▶ 採用作品の修正・翻案

採用作品を主催者が実際に利用するには、専門家等による修正が必要な場合があります。採用作品の著作権が主催者に移転されていても、入選者には著作者人格権（同一性保持権）がありますから、採用作品の修正が予定されている場合には、募集要項に採用作品の修正に関する応募者の事前了解に関する条件を入れておきましょう。

**規定例（注意事項）**

当選者は、採用作品の一部修正・翻案を主催者に認めることとします。

▶ 採用作品の商標・意匠の出願・登録

シンボルマークデザイン、キャラクターデザインなどは、商標・意匠の出願・登録が可能です。著作権と商標権・意匠権とは全く別の権利ですから、商標・意匠の出願・登録をする可能性がある場合には、商標・意匠の出願・登録について明記しておきましょう。

▶ その他

その他、募集要項に必要な事項は募集事業の性質や主催者の手続きの必要に応じて工夫してください（募集のテーマ、作品の種類、応募資格、応募作品の規格、募集期間、応募方法、応募先、審査員や選考方法、問い合わせ先など）。また、応募者の個人情報の利用目的を明示しておくことにも留意しましょう。

**●コラム● 民法における「優等懸賞広告」**

民法では、「ある行為をした者に一定の報酬を与えることを広告した者（以下「懸賞広告者」という。）は、その行為をした者がその広告を知っていたかどうかにかかわらず、その者に報酬を与える義務を負う」と規定されており（民法第529条 懸賞広告）、また、「広告に定めた行為をした者が数人ある場合において、その優等者のみに報酬を与えるべきときは、応募の期間を定めたときに限り、その効力を有する」と規定されています（同法第532条 優等懸賞広告）。作品展やコンクールにおいて作品を募集し、その中から優秀作品等に賞品や賞金等が贈られるのはこの規定に基づいています。

募集を行う者は、応募が行われる前であれば募集要項と同様の方法によって募集広告を撤回することができます。ただし、当初の募集要項において、取り消しを行わない旨を表示していた場合には撤回することができません（同法第530条）。

優等懸賞広告の場合、入選者の判定は、募集要項に定めた判定者（審査員）が行いますが、定めがない場合は広告者（主催者）が行います（同法第532条第2項）。また、応募者は入選者の判定に異議を述べることができません。

複数の応募作品が同等と判定された場合、それぞれ平等の割合で報酬を受けることができます（ただし、報酬が分割しにくい性質のものである場合には、抽選によることを募集要項に定めることができます。）

（同法第532条第4項）。また、募集の性質上、一定の客観的水準を満たす必要がある場合には、あらかじめその旨を募集要項に表示しておくことにより、応募作品にその水準を満たすものがなかったときに「入選作品なし」とすることができます（同法第531条3項）。



## 第2節 展示会、発表会、コンクールなどの作品募集

### 1 対象

この節では、作品展やコンクールを主催して作品を募集し、優秀作品を選考して表彰したり内容を発表したりするなど、主催者が創作物の発表の場を提供する場合の募集要項の書式に関して説明します。

募集要項への記載事項について決まりはありませんが、著作権との関連で注意すべき事項について解説します。

### 2 募集要項例

主催	募集要項
1 募集する作品のテーマ 「_____」	(作文、小説、論文、短歌、俳句、川柳、詩、楽曲、歌詞、絵画、書、彫刻、写真、ビデオ作品など募集する作品の種類を記述しましょう。)
2 作品の種類 _____	
作品は未公表のものとしします。なお、作品中に別の著作物等が含まれる場合には、その著作物等も応募者のオリジナルのものであることとします。	●応募作品のオリジナル性と第三者の権利 → p.106
3 応募資格 _____	(居住地・年齢や学年、職業、経験などの条件を記述しましょう。)
4 応募作品の規格等 _____	(作品の種類に応じ、文字数、縦書き・横書きの別、用紙等の大きさ、素材、カラー・白黒の別などの必要事項を記述しましょう。)
5 募集期間 _____年____月____日から _____年____月____日まで	
6 応募方法 上記期間内にEメール、WEBサイトで下記に提出してください。 ・Eメールの場合 _____ ・WEBサイトの場合 _____	



<p>応募資料には、必ず応募者の住所、氏名、年齢、連絡先の電話番号を記載してください。 また、優秀作品に選ばれて作品が公表される際に、作者名のペンネームを希望する場合には、そのペンネームも記載してください。</p>	<p>●著作者名の表示 → p.106</p>
<p>7 優秀作品の選考 ----- -----</p>	<p>(賞の種類、審査委員などの必要事項を記述しましょう。)</p>
<p>8 優秀作品の発表 ----- ○月○日発行の『広報○○』に掲載して発表。</p>	<p>●公表の同意 → p.107</p>
<p>9 表彰・賞品等 ----- -----</p>	<p>●表彰・賞品等 → p.107</p>
<p>10 応募作品の著作権 ----- 応募作品の著作権は応募者に帰属するものとします。 ただし、応募作品のうち優秀作品を、(1) その発表のために必要な利用(複製、展示、上映など)をすること、(2) 募集者が本事業を広報するための印刷物やウェブサイトに利用すること、及び(3) 募集者が本事業の記録として保存するために複製することについて、当該優秀作品の応募者には了承していただきます(なお、ウェブサイトに掲載する場合にはその期間を限定します。また、広報の際に優秀作品を要約したり翻訳したりする場合がありますが、その際には当該優秀作品の応募者の確認をとることとします。)</p>	<p>●著作権の帰属 → p.107 ●主催者による利用方法 → p.108</p>
<p>11 発表後の応募作品の利用 ----- 上記8の発表の後、記録や広報以外の目的で、応募作品を出版、ビデオ化、放送、その他の方法により有償又は無償で利用する場合には、募集者と応募者との間でその条件について協議します。</p>	
<p>12 応募作品の返却 ----- 返却期間： ____年__月__日から ____年__月__日まで 返却方法： _____</p>	<p>●応募作品の返却 → p.109</p>
<p>13 問合せ先 ----- -----</p>	

### 3 募集要項作成の留意点

#### 応募作品のオリジナル性と第三者の権利

募集する作品の種類によっては、応募作品の中に応募者以外の著作物が用いられる可能性があります。例えば、映像作品などの場合、映像の背景音楽に既存の楽曲が用いられるとか、既存の小説などをドラマ化するようなケースです。また、作品の中に人の容姿が写っている場合もあります。

このような場合、主催者が「主催者による利用方法」の項で説明するような利用をする際に、応募者以外に、背景音楽として用いられた音楽の著作権者やレコード製作者、原作として用いられた小説の著作権者の了解を得なければならないこととなります（もっとも、著作権の存続期間が満了している場合には、了解を得る必要はありません。）。また、人の容姿が写っている場合には、著作権とは関係ありませんが、いわゆる「肖像権」の問題として、写っている人の了解を得なければならないことがあります。

#### 規定例

##### **（主催者が、第三者の著作物の利用を認めない場合）**

応募作品の中には第三者が著作権等を有している著作物等を利用していないものとします。

※ このような規定を明記しておいても主催者の責任が免除されるわけではありませんが、応募作品の中の第三者の著作物等をめぐるトラブルを未然に防ぐために配慮しておくことが大切です。

##### **（第三者が著作権等を有している著作物等を一切利用させないとするのが困難な場合）**

応募者の責任において、その他人の著作物について著作権者等から応募のための複製の許可を得てください。

許諾を得た著作物等とその著作権者等の連絡先のリストを応募作品に添付してください。

※ 応募者が応募のための複製について了解を得た場合でも、主催者がさらに複製、上映、公衆送信等を行う場合には、あらかじめ主催者が第三者（応募作品に含まれている著作物の著作権者）から利用の了解を得なければなりませんので、そのために上記のような記述を加えておくことが便利です。

#### 著作者名の表示

著作権法では、著作者（応募者）に「氏名表示権」が認められており（著作権法第19条）、自分の作品が公表される際に、その著作者名をどのように表示するかを決定することができます。

作品展やコンクールに応募する場合には、匿名にしてほしいという例は少ないと思われませんが、特定のペンネームや雅号等で表示してほしいという意向があるかもしれませんので、それを認める場合にはあらかじめそのことを明示し、実際の公表の際にもそれに従いましょう（特別の意思表示がなければ、本名で表示して差し支えないでしょう。）。

**規定例（応募方法）**

応募資料には、必ず応募者の住所、氏名、年齢、連絡先の電話番号を記載してください。また、優秀作品に選ばれて作品が公表される際に、著作者名のペンネームを希望する場合には、その旨及びペンネームも記載してください。

**公表の同意**

著作権法では、著作者（応募者）に「公表権」が認められています（著作権法第18条）。作品展やコンクールに応募する場合には、何らかの方法により公表されることが一般的ですから、公表するかしないかということについて問題となることは少ないと思われませんが、具体的な公表の時期や方法については、あらかじめ募集要項において明確にしておくことが大切です（通常、「公表」は「主催者による利用」にあたりますので、その詳細については後述する「主催者による利用方法」を参照してください）。

なお、「応募作品は未発表のものに限る」というような条件が定められる場合もありますが、これは、主催者の立場によって他のコンクールなどとの重複応募を避けるなどの考えから定められているものと考えられます。

**表彰・賞品等**

応募された創作物を発表するということは、募集者が他人（応募者）の著作物を利用することにあたりますので、募集者は応募者から了解を得る立場になります。出版や映画化など、著作物の利用に関する契約では、通常、利用の条件として対価（著作物の使用料など）の支払いなどを定める場合が多いわけですが、作品展やコンクールにおける作品募集の場合は、表彰、賞品などのような顕彰により対価に替えていることが多いと思われしますので、そのような顕彰の内容について明記しておけばよいでしょう。

なお、あらかじめ発表の方法として個別に又は包括的に明記していない利用方法によって、応募作品や入選作品を利用する場合には、その提供・提示の方法が有償であるか無償であるかを問わず、原則として募集要項とは別途の契約が必要であり、さらに利用許諾の対価についても、賞品や賞金とは別のものとして協議することが必要になります（なお、賞品や賞金については、前節の「●コラム● 民法における「優等懸賞広告」」<p.103参照>を参照してください）。

**著作権の帰属**

この場合、主催者は、優秀作品を選考して表彰したり内容を発表するといった発表の場を提供するわけですから、特に事情がない限り、主催者に著作権を譲渡させる必要はないと思われれます。

主催者による利用が予定されている場合には、次項のように、利用方法を明記しておけばよいでしょう。

### 主催者による利用方法

応募者（著作者、著作権者）の了解を得る必要がある著作物の利用方法としては、「複製」、「上演」、「演奏」、「上映」、「公衆送信」、「展示」などが著作権法（著作権法第21条～第28条）に定められていますが、著作物の種類に応じ、応募作品や入選作品の発表方法を具体的に表示しておけばよいでしょう。

※ 公表の方法には、著作物の種類により様々な態様が考えられますが、主なケースで見ると著作権法ではそれぞれ次のような権利が関係します（いずれも有償で提供するかどうかを問いません。）。

雑誌・広報誌等への掲載	→「複製」及びその複製物の「譲渡」
ポスター等への掲載	→「複製」及びその複製物の「譲渡」
ホールや会館等のスクリーン等への投影、映写	→「上映」
テレビ番組やケーブルテレビ番組での放送等	→「公衆送信（放送又は有線放送）」
ウェブサイトへの掲載（アップロード）	→「公衆送信（自動公衆送信又は送信可能化）」
ホールや会館等での展示	→「展示」

#### 規定例（優秀作品の発表）

（雑誌、広報誌等に掲載して発表する場合）

○月○日発行の『○○』に掲載して発表します。

（映像作品などを公衆に見せるために上映して発表する場合）

○月○日 ○時～○時 △△ホールにおいて上映します。

（美術や写真の作品を公衆に見せるために展示して発表する場合）

○月○日～○月○日 ○時～○時 △△ホールにおいて展示します。

（ウェブサイトに掲載（アップロード）して発表する場合）

○月○日～○月○日 当協会のウェブサイト（<http://www.△△△.or.jp/>）において掲載します。

上記のような発表の場合のほか、主催者の事業の記録（内部資料）として複製したり、翌年度の催しのPRをするために前年度の作品の一部を利用したりする場合がありますが、厳密にはこれらの利用についても複製等の了解を得なければなりません。そのような利用があらかじめ想定される場合には、一定の範囲の利用について募集要項に記述しておき、あらかじめ包括的な了解を得ておくという方法も考えられます。

**規定例（応募作品の著作権）**

応募作品のうち優秀作品を、① その発表のために必要な利用（複製、上映など）をすること、② 募集者が本事業を広報するための印刷物やウェブサイトを利用すること、及び ③ 募集者が本事業の記録として保存するために複製することについて、当該優秀作品の応募者には了承していただきます。

応募作品や入選作品を翻訳したり、その他の方法により作品の表現を加工したりすることが想定される場合には、あらかじめ「翻訳」、「翻案」等を行うことがある旨を規定しておくことも考えられます。なお、翻訳、翻案等を行う場合には、応募者の意に反した改変が行われないように配慮する必要があります。

**規定例（応募作品の著作権）**

広報の際に優秀作品を要約したり翻訳したりする場合がありますが、その際には当該優秀作品の応募者に確認をとることとします。

▶ 応募作品の返却

募集しようとする作品の種類（文書などのようなものか、絵画や彫刻のように原作品にも重要な価値があるものなのか）によって取扱いが異なると考えられますが、応募作品を返却するか否か、また、返却する場合にはいつ、どのような方法で返却するのか、返却にかかる費用はどちらがもつのかについて明らかにしておきましょう。

**規定例（応募作品の返却）**

応募作品は返却しません。

**規定例（応募作品の返却）**

応募作品については、下記要領で返却します。

返却期間：〇〇年〇月〇日（〇曜）～〇〇年〇月〇日（〇曜）  
〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

返却方法：〇〇まで受け取りにお越しく下さい／自宅宛郵送します など

▶ その他

その他、募集要項に必要な事項は募集事業の性質や主催者の手続きの必要に応じて工夫してください（募集のテーマ、作品の種類、応募資格、応募作品の規格、募集期間、応募方法、応募先、審査員や選考方法、問い合わせ先など）。また、応募者の個人情報の利用目的を明示しておくことにも留意しましょう。









コピーOK 障害者OK 学校教育OK

利用の際は必ず下記サイトをご確認下さい  
<https://www.bunka.go.jp/jiyuriyo>

このマークは本マニュアルに掲載しているすべての著作物について付けられたものです。

# マニキュアル 著作権契約 誰でもできる

令和5年3月

【編集・発行】  
文化庁著作権課

〒100-8959  
東京都千代田区霞が関 3-2-2  
電話 03-5253-4111

文化庁著作権課のウェブサイト  
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/index.html>

